

平成 2 9 年度

包括外部監査の結果報告書

—委託料に係る財務事務の執行について—

神戸市包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第 1	監査の概要	
I	監査の種類	1
II	選定した特定の事件（テーマ）	1
1	監査の対象	1
2	対象期間	1
3	選定理由等	1
III	監査の方法	
1	監査の視点等	2
2	監査の主な手続	2
3	監査対象機関・部署	3
IV	監査従事者	
1	包括外部監査人	4
2	包括外部監査人補助者	4
V	監査の実施期間	5
VI	利害関係	5
VII	金額単位等	
1	金額単位について	5
2	略語について	5
第 2	監査対象の概要	
I	委託料の概要	
1	委託料の範囲	6
2	一般会計等の委託料の執行状況	7
II	地方自治法の規定	8
III	委託料の神戸市の取扱い	
1	委託契約	11
2	指定管理料	15
IV	神戸市の契約の種類及び規程等	15
1	地方自治法と神戸市の随意契約比較	17
2	委託契約業務の流れの補足説明	17
第 3	内部統制制度について	21
第 4	監査の結果	
I	委託契約の監査結果	

1	委託契約事務の仕組みについての指摘事項等	23
①	見積合せ等について	23
②	特命随意契約について	27
③	委託保証金について	28
④	情報システムの調達について	30
⑤	委託契約事務のあり方について	30
II	個別の委託契約の監査結果	34
1	企画調整局	35
2	行財政局	40
3	市民参画推進局	47
4	保健福祉局	52
5	こども家庭局	73
6	環境局	78
7	経済観光局	82
8	建設局	86
9	住宅都市局	97
10	みなと総局	100
11	消防局	104
12	教育委員会事務局	107
III	指定管理料の監査結果	
1	平成 22 年度包括外部監査の結果と措置状況	133
2	平成 28 年度の施設全体の指摘事項等	140
3	平成 28 年度の施設別の監査結果	
①	しあわせの村	146
②	港島児童館	150
③	ものづくり工場	153
④	須磨海浜水族園	157
⑤	神戸国際会議場・神戸国際展示場	160
⑥	神戸市立自然環境活用センター	164
⑦	神戸市立農村環境改善センター	167
⑧	離宮公園	170
⑨	住吉公園及び大和公園テニスコート・駐車場	175
⑩	北須磨文化センター	180

⑪	市立西神中央駅前自転車駐車場・・・・・・・・・・	183
⑫	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル・・・・・・・・	185
⑬	中突堤中央ターミナル(かもめりあ)・・・・・・・・・・	191
⑭	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス・・・・・・・・	194
4	指定管理者が共同事業体の場合の監査結果	
①	離宮公園・・・・・・・・・・・・・・・・	197
②	しあわせの村・・・・・・・・・・・・・・・・	200
5	直営の公の施設の監査結果・・・・・・・・・・	203

第1 監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1、監査の対象

委託料に係る財務事務の執行について

2、対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度分以降についても監査対象にした。

3、選定理由等

平成27年度決算では5年連続で財源対策に依存することなく実質収支の黒字を確保するとともに、市債残高の削減及び公債費負担の軽減などにより健全化判断比率も着実に改善し、財政対応力を更に高めることができた。

一方、本市の歳入の基幹となる市税収入の伸び率は指定都市中19番目であり、税収構造は依然として脆弱なままである。また、財政力指数は指定都市平均を大きく下回り、地方交付税への依存度が高い状況が続いており、安定した財政基盤を築くまでには至っていない。

今後、少子化、超高齢社会が更に進展し、市税収入や地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加が見込めない中で、社会保障関係経費が確実に増大することから、何ら手立てを講じなければ毎年度収支不足額が発生し年々拡大していくことが予想される。

（委託料の現状）

本市の平成28年度の委託料で執行された額は一般会計で39,112百万円（一般会計の5.6%）、特別会計で14,277百万円（特別会計の2.0%）、合計53,390百万円（一般会計と特別会計の3.8%）に相当する。

テーマ選択の際に事前入手した資料によると、契約の方法で地方自治法の例外にあたる随意契約の多くが「委託料」に含まれることが判明している。例外規定であるがゆえに公平・公正を期した慎重な運用になっているかを確

認しなければならない。

また、指定管理制度の運用についても平成 18 年の制度移行から 10 数年を経過しており（途中、平成 22 年度に包括外部監査のテーマになっている）、その本来の成果が達成されているか検証されなければならない。

（テーマ選定理由）

以上により、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、神戸市の行財政改革に貢献すると考えられる委託料を監査テーマとして選定した。

Ⅲ．監査の方法

1、監査の視点等

監査の視点等は、主に次のとおりである。

（委託契約、指定管理制度に共通）

- ①内部統制制度に不備はないか
- ②経済性、効率性及び有効性の観点から社会通念上著しく適切性を欠いていると判断されるものはないか。

（委託契約）

- ①委託契約の内容及び範囲は明らかであるか
- ②委託契約が法令、条例、規則、規程、要綱、通知等に適合し、行政責任が確保されているか
- ③ 当該委託契約で市民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか

（指定管理制度）

- ① 制度の硬直化が進んでいないか
- ② 制度の不合理的な運用実態がないか
- ③ 指定管理制度の運用が法令、条例、規則、規程、要綱、通知、マニュアル等に適合し、行政責任が確保されているか
- ④ 指定管理制度導入で市民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか
- ⑤ モニタリング時の指導は適切か
- ⑥ マニュアルの整備状況は適切か

2、監査の主な手続

会計課から平成28年度の第13節委託料で執行されたデータを入手し、所管

局に対して抽出したデータに関する調査を行った。

指定管理については、共同事業体が指定管理者である施設、長期間指定管理者が入れ替わっていない施設などに対して包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

① 調査対象とした関係書類等

(委託契約)

- 委託契約書、仕様書、決裁、委託審査委員会資料など
- (指定管理制度)
- 共同事業体協定書
- 指定管理者募集要綱 など

その他、必要と認められる書類等について調査した。

② 説明聴取（ヒアリング）

委託契約、指定管理制度ともに監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3、監査対象機関・部署

(委託契約)

- 地方公営企業会計を除く全局が対象。

(指定管理制度)

- 以下の指定管理施設の指定管理者が対象。

海外移住と文化の交流センター

デザイン・クリエイティブセンター神戸

勤労市民センター

神戸文化ホール

しあわせの村

青少年会館

ものづくり工場

須磨海浜水族園

有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）、有馬温泉観光交流センター

神戸国際会議場・神戸国際展示場

鷹取駅前自転車駐車場

西神南自転車駐車場

相楽園

北須磨文化センター

住吉公園・大和公園（テニスコート・駐車場）

公 認 会 計 士	鳥 越 明
公 認 会 計 士	堀 裕 三
公 認 会 計 士	宮 田 勇 人
公 認 会 計 士	森 山 恭 太

V. 監査の実施期間

監査対象団体及び所管部局に対し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

神戸市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項及び第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1、金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2、略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	自治法
地方自治法施行令	昭和 22 年政令第 16 号	施行令
神戸市契約規則		契約規則
契約事務手続規程		手続規程
委託事務の執行の適正化に関する要綱	昭和 56 年 1 月 14 日 市長決定	要綱
委託契約等に関する取扱いの変更について（通知）	平成 25 年 12 月 26 日 行財政局財政部契約監理課長	25 年 通知
見積合せ事務処理の手引	平成 25 年通知の関連資料	手引

なお、引用文章、アンケート回答、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

第2 監査対象の概要

I. 委託料の概要

1. 委託料の範囲

本稿のテーマである「委託料」とは第13節委託料で執行されているものであり、その範囲は次のとおりである。

種別	定義等	例示	契約手続き等に関する制度所管課	契約事務等担当課
私法上の契約（委託契約）	私人と同じ立場で行う契約	情報システムの運用保守	行財政局 契約監理課	各局室区
公法上の契約	法令に根拠がある契約で、公益を実現するための契約	包括外部監査契約	（ない）	各局室区
処分	法令に根拠があり、法令上の規定により、処分と解されるもの	指定管理料	（指定管理者制度について） 行財政局 行政経営課	各局室区

第13節で執行されている「私法上の契約」は、神戸市では「委託契約」として分類されている。

「委託契約」の定義（要綱第2条）は「本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるもので、副市長以下専決規程，事業所長専決規程その他の訓令に規定する請負又は調達により処理できないもの」とされている。

2、一般会計等の委託料の執行状況

単位：千円

平成28年度 委託料	データ 件数 (件)	合計	%	会計区分				特別会計のうち、主な もの
				一般会計	%	特別会計	%	
市長室	272	270,969	0.5%	270,969	0.7%			
危機管理室	64	156,664	0.3%	156,664	0.4%			
会計室	6	26,899	0.1%	26,899	0.1%			
企画調整局	418	1,696,175	3.2%	1,604,256	4.1%	91,919	0.6%	
行財政局	489	2,404,351	4.5%	2,398,519	6.1%	5,832	0.0%	
市民参画推進局	395	2,174,637	4.1%	1,921,085	4.9%	253,551	1.8%	勤労者福祉共済事業費
保健福祉局	3,596	16,720,303	31.3%	10,534,794	26.9%	6,185,509	43.3%	介護保険事業費 国民健康保険事業費
こども家庭局	1,632	5,128,980	9.6%	5,128,980	13.1%			
環境局	297	1,592,479	3.0%	1,592,479	4.1%			
経済観光局	470	2,806,717	5.3%	1,942,479	5.0%	864,237	6.1%	市場事業費
建設局	814	5,223,978	9.8%	4,762,011	12.2%	461,966	3.2%	駐車場事業費
住宅都市局	684	7,282,235	13.6%	1,144,709	2.9%	6,137,525	43.0%	市営住宅事業費
みなと総局	78	529,468	1.0%	252,341	0.6%	277,126	1.9%	空港整備事業費
9区	1,012	523,328	1.0%	523,041	1.3%	287	0.0%	
消防局	115	358,618	0.7%	358,618	0.9%			
教育委員会事務局	1,166	6,377,816	11.9%	6,377,816	16.3%			
選挙管理委員会事務局	14	78,734	0.1%	78,734	0.2%			
人事委員会事務局	31	12,663	0.0%	12,663	0.0%			
監査事務局	2	18,110	0.0%	18,110	0.0%			
農業委員会事務局	3	1,286	0.0%	1,286	0.0%			
市会事務局	32	6,152	0.0%	6,152	0.0%			
	11,590	53,390,571	100%	39,112,614	100%	14,277,956	100%	

データ件数とは執行命令件数であり、例えば一つの委託契約で毎月支払いの場合は12データとして計算されている。

なお、監査対象とした上記の表は当初の支出命令の集計であり、後の振替等は反映していない。

(振替等の反映後の資料)

単位：千円

振替前第13節委託料	53,390,571
振替元歳計支出	△ 1,300,358
振替先歳計支出	1,766,356
戻入	△ 419,438
歳入歳出決算審査資料、別表5	53,437,132
歳出決算節別集計(年度別)	

委託料の局別合計では保健福祉局、住宅都市局、教育委員会事務局の順で多額であり、保健福祉局は特別会計の介護保険・国民健康保険事業費が、住宅都市局は同じく特別会計の市営住宅事業費が多額であることによる。

監査対象で抽出しなかった局は委託契約がない又は極端に少額であるところの会計室、区、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、市会事務局であり、その他の対象にした局室のカバー率は委託料合計533億円の98.9%になる。

また、委託料の主な支払い先上位は次の通りになる。

単位：千円

共同企業体を含むグループ集計	千円	主なもの
神戸市医師会	4,218,399	予防接種
神戸すまいまちづくり公社	4,089,024	施設整備事業等
日立製作グループ	2,987,037	税・社会保障などのシステム
神戸市社会福祉協議会	2,822,569	社会福祉施設管理、事業委託
神戸製鋼グループ	2,652,617	市営住宅指定管理など
日本管財グループ	1,996,715	市営住宅指定管理など
神戸市公園緑化協会	1,359,475	神戸市総合運動公園指定管理など

グループは次の通りである

神戸市医師会	一般社団法人 神戸市医師会 一般社団法人 神戸市医師会 医療センター診療所
日立製作グループ	(株) 日立製作所 (株) 日立システムズ (株) 日立ビルシステム (株) 日立物流西日本
神戸製鋼グループ	神鋼不動産ジークレフサービス (株) 大林組・神鋼興産建設共同企業体 神鋼環境メンテナンス (株) 神鋼ケアライフ (株) 神鋼リサーチ (株) 神鋼不動産ビルマネジメントサービス (株) 神鋼ケアライフ株式会社 社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院 (株) 神鋼エンジニアリング&メンテナンス
日本管財グループ	日本管財株式会社 日本管財・文化律灘共同企業体
公益財団法人 神戸市公園緑化協会	公益財団法人 神戸市公園緑化協会 神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ 神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ

神戸市の外郭団体では神戸すまいまちづくり公社の約 41 億円が突出している。

Ⅱ．地方自治法の規定

契約の方法については、自治法第234条第1項に、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。また同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、一般競争入札が原則、それ以外の契約方法は例外的・限定的な取扱いとなっている。

①一般競争入札

公告によって一定の資格を有する不特定多数の者を誘引し、参加の申込みを入札の方法により競争させ、申込者のうち地方公共団体に最も有利な条件を提示した者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

この一般競争入札による契約方法は、誰にでも入札に参加する機会が与えられるという機会均等性と地方公共団体に最も有利な条件で提示した者と契約を締結するという経済性とを特色としているが、反面、その手続が複雑で経費が増嵩するといった欠点もある。

②指名競争入札

地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める複数の者を選択により指名し、その特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とし、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は、一定の資格を有する特定多数の者を入札に参加させる点において、広く不特定多数の者を入札に参加させる一般競争入札と異なり、また複数の者を指名して競争させる点において単数の者を指名して契約する随意契約¹と異なるものである。

一般競争入札が原則であるが、この方法では手続きが煩雑となり、かつ経費の増嵩をきたすなどの弊害を伴い、不合理な結果を招く恐れもある。そのため、一般競争入札と随意契約の中間的方式で、それぞれの長所を取り入れた指名競争入札の方法がとられることも稀ではない。

指名競争入札は一般競争入札と比較して不信用、不誠実の者を排除することができ、その執行手続きも簡便であるが、指名の範囲が一部の者に固定化する傾向があり談合などによって公正な競争が阻害されるきらいがある。

指名競争入札は原則である一般競争入札の例外に該当するところから、要件について次のように定められている。

施行令第167条

①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

¹ ここで言う随意契約とは後述する「委託料の神戸市の取扱い」でいう特命随意契約のことである。

③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

この一般競争入札に付することが不利な場合として、国においてはその具体例を示している（予算決算及び会計令第102条の4、第2号）。

イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。

ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。

ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

指名競争入札の場合における参加者の資格要件は、契約の種類及び金額に応じた経営の規模等の資格要件について必ず定めなければならない（施行令第167条の11第2項）。これは指名されるべき者は、契約の履行について必要な資力、信用を具備する特定の者に限定されるものであるため、資格要件の設定を法的に義務づけ適切、公平な指名が行われることとしたものである。またその資格要件は公示しなければならない（同令第167条の11第3項）。

③ 随意契約¹

地方公共団体が競争の方法を取らないで任意の特定の者を選定し、その者を相手として契約を締結する方法である。随意契約による契約締結は、競争に付する処理手続を省略することができること、また特定の資産、信用、能力等のある者を選ぶことができること等の長所を持っているが、反面、相手方の選定が一部の者に偏すること、また不利な条件で契約を締結するおそれがあること等の短所をもっている。随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が特に認められる場合限るものである。自治法施行令第167条の2第1項で定める要件に該当する場合に限り認められるものである。

（施行令第167条の2第1項各号の要旨）

- 1) 地方公共団体の規則で定める額を超えないもの
- 2) その性質又は目的が競争入札に適しないもの
- 3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
- 4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき

¹ ここで言う随意契約とは後述する「委託料の神戸市の取扱い」でいう特命随意契約のことである。

- 5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- 6) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- 7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- 8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- 9) 落札者が契約を締結しないとき

施行令第167条の2第1項第1号の「地方公共団体の規則で定める額」は契約規則第25条の2（後述）の額である。

④ せり売り

売買対象物の価格を買受者間で口頭によりせり上げ又はせり下げて競争させ、最も有利な価格を表示した者を契約の相手方として契約を締結する方法である。（神戸市での執行事例がほぼなく、以後は記載を省略する。）

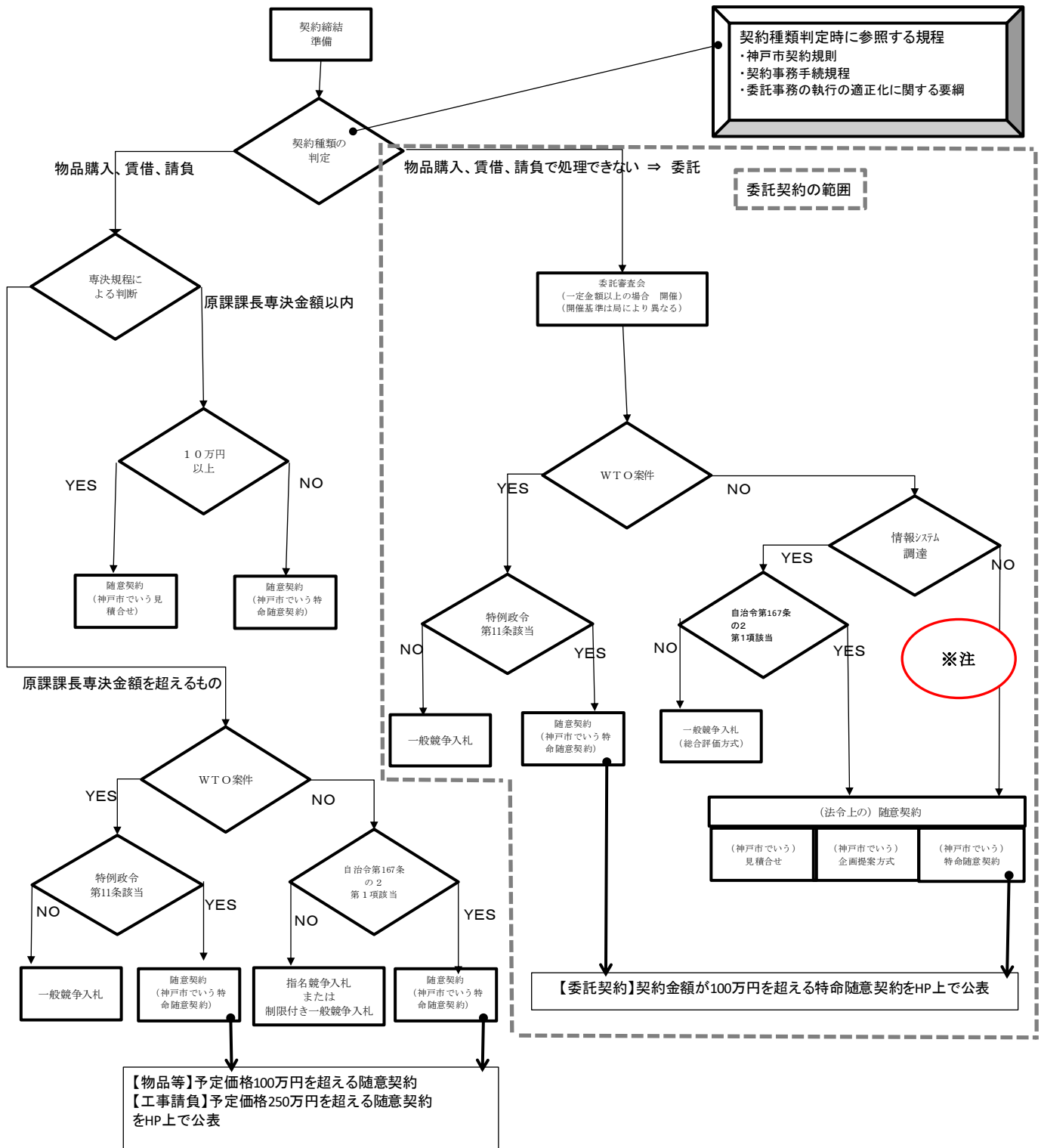
Ⅲ．委託料の神戸市の取扱い

1、委託契約

①定義

神戸市の委託契約は「本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるもので、副市長以下専決規程（昭和33年8月訓令甲第5号）、事業所長専決規程（昭和33年8月訓令甲第7号）その他の訓令に規定する請負又は調達により処理できないもの（自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定並びに同法第153条第1項の規定による委任及び当該委任をしなければ補助機関である職員が執行できない事務に係る委任を除く。）をいう。」とされている（要綱）。

②委託契約業務の流れ



特徴的なのは「契約種類の判定」である。ここが契約種類判定の最初の関門である。以後左端の流れが神戸市では「経理契約」と称され、行財政局契約監理課の扱いとなり、右側の流れが委託契約となり各原課で処理されることになる（以後、「原課ライン」）。

図中の**※注**は、原課ラインに乗れば随意契約可能という判断が多くなされる中で、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施している契約事例もあることを表す。すなわち、**※注**の段階でも自治法の原則である競争入札が可能であるかの判定が未だ残っていることになる。この段階で原課が判断に迷う場合は契約監理課に相談する場合もある。

契約の種類の判定では予定価格の金額は問題にならない。唯一、契約の性質だけで判定される。

委託契約の性質を理解するうえでの要綱は次のとおりである。

(1) 委託事務の執行の適正化に関する要綱（昭和56年1月14日、市長決定）

前述の委託契約の定義は要綱第2条にあり、続いて要綱第4条以下で委託契約の類型、類型別基準、留意点が示されている。

分類	内容	留意点
第1類型 ・ 市の有する知識、技術だけでは目的を達成できないもの ・ 委託する目的どおりの成果が期待できるもの	調査、研究、相談業務、診断、研修、映画製作、編集、レイアウト、その他専門的な情報、知識又は技術を活用するもの	事務事業の目的及び方針を明確にし、受託者に伝えるとともに、できる限り受託者との共同体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。
第2類型 ・ 行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの ・ 経済的かつ効率的に処理されるもの ・ 確実な処理が期待できるもの	電子計算機処理、料金徴収、施設管理、設計及び監理その他規模の利益等が期待されるものについて専門的技術を活用するもの	事務事業の仕様をできるだけ明確にし、処理の確実性を確保すること。

第3類型 ・ 市民意識又は地域連携の高揚に役立つもの ・ 適切な受託者があるもの	市民文化事業，市民スポーツ事業，市民生活施設等の運営，市民情報の提供，地域行事の開催等市民生活に密着し連携を深める事業，地域福祉活動その他市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	公平な市民サービスの確保に努めること。
--	---	---------------------

「委託契約 記載例及び解説」（平成28年6月行財政局財務部契約監理課）によると、請負は仕事の完成が目的であり、仕事の内容が仕様書で具体的かつ明確に定められている必要がある。一方、委託は事務の処理を受託者に委ねるので、仕事の内容のすべてを具体的・一義的に定め、価格のみの競争入札が実施できるような仕様書を作成することは難しいとしている。

ただ神戸市においては、競争性、客観性及び公平性の確保の観点から、仕様の定め方により、価格のみによる競争が可能となるものについては「その他請負契約」として処理する。なお、この取り扱いの実施後の状況を踏まえ、専決規程等の見直しや契約に関する事務分担の変更などについて検討する予定としている（25年通知）。

「その他請負契約」は契約事務手続規程（昭和39年5月25日、訓令甲第6号）第13条に次のように定めている。

- | |
|--|
| (1) 運送
(2) 物品及び機械設備の修理
(3) 測量及び地質調査
(4) 洗濯，樹木せんてい，草刈り及び清掃
(5) 前各号に掲げるもののほか，請負の目的，方法，程度等が具体的かつ一義的に明示される契約 |
|--|

具体的な例示として、庁舎清掃，警備，路面側溝清掃，害虫駆除，廃棄物収集運搬，樹木管理，機械補修，設備保守 等が挙げられている（所管課解説資料）。

2、指定管理料

委託料には指定管理料も含まれるため、後述する。

IV. 神戸市の契約の種類及び規程等

契約の方法は神戸市契約規則（昭和39年3月31日、規則第120号）で、一般競争入札（第3条）、指名競争入札（第15条）、随意契約（第25条の2）が規定されている。

契約規則第25条の2 施行令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

少額随意契約である委託契約は（6）に該当するので予定価格100万円以下が契約規則で認められる金額基準になる。

契約所管課である行財政局契約監理課が通知を発出しており、神戸市の委託契約事務を規律している。

委託契約等に関する取扱いの変更について（通知）

行財契第1342号 平成25年12月26日

平成26年度より「予定価格が100万円を超え、業務内容を仕様書で具体的かつ一義的に明示でき価格のみによる競争が可能なもの」は「その他請負契約」として契約監理課において競争入札（経理契約）を実施することになった。

随意契約を行おうとする場合は、自治令もしくは特例政令の要件に該当するか否かを適切に判断する。

競争入札に適しないと判断するものについては、その理由を明確にするとともに、仕様書の変更等により入札を行うことができないか改めて検討する。

各局室区で手続きを行う契約の留意事項

以下のような契約は、入札を行うことができると考えられる。

- ・ 価格のみによる競争が可能なもの
- ・ 実際に見積合せで価格のみにより選定しているもの

25年通知は競争入札を実施する範囲を拡大することで、より競争性が高い調達を実現することを目指しているものである。

(契約規則 第26条)

随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

上記のように、契約規則では随意契約時の見積書聴収について規定しており、さらに25年通知は別紙で随意契約の種類として以下を例示している。

➤ 特命随意契約

契約の性質又は目的によっては、最初から相手方を特定して随意契約の手続きを進める方法。

➤ 見積合せ

契約の相手方になりうる者が複数ある場合の相手方選定方法。

予定価格が100万円を超える場合は、施行令の随意契約の要件に該当し見積合せによらざるを得ない場合は、手引により行うよう努める。

ここで注意すべきは、要綱及び25年通知の別紙2、手引でいう見積合せは「競争見積合せ」¹である。

➤ 企画提案方式（企画コンペ方式）

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものについて、企画提案方式を採用することができる。採用する場合は、総合評価競争入札に準じた、透明性、客観性の確保に配慮する。

1. 概要

公募等により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を特定した後、最優先順位の事業者との間で契約する「随意契約」である。これは、特命随意契約の相手方を、契約手続きの事前段階で選定する方式であるとみることができる。

¹ 手引では予定価格の決定、指名業者選定要件、指名業者数（5人）、指名通知、仕様書交付、開札などが競争入札に準じて厳密に記載されている。

2. 条件

施行令第167条の2第1項に規定される随意契約の要件を満たす場合に採用することができる。

3. 問題点

提案内容が優秀で、これが評価され選定されて契約したにもかかわらず、提案内容の解釈に差異があるなど適正履行の確保に疑問が残ることがあり、あくまでも例外的な手法として特にその必要性がある案件に限って活用することが望ましい。

1、地方自治法と神戸市の随意契約比較

地方自治法	神戸市
随意契約	特命随意契約
	見積合せ
	企画提案方式（企画コンペ方式）

自治法の随意契約は神戸市でいう特命随意契約のことである。したがって、神戸市で頻繁に実施されている見積合せ及び企画提案方式は自治法に定められた方法ではない。

見積合せ及び企画提案方式は、競争入札と比べ手続きが簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容、に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所¹があるところから自治法の随意契約の枠組みの中で行政の裁量権の範囲内で採用されているものである。

2、委託契約業務の流れの補足説明

➤ 政府調達に関する協定（条約：WTO）に基づく調達

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）」により特別な手続きが定められている。その基本的な考え方は、外国企業に対して、政府（都道府県・政令指定都市を含む）による産品

（物）・サービスの調達に関して内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用するものであり、国内外の企業等が公平に調達手続き（入札）に参加できるようにすることを目的としている。

¹ 反対に短所は、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に流されるなど公正を妨げるおそれがあることである。

➤ 情報システム調達ガイドライン

システムの「調達プロセス」における構造的な問題を解決し、システムのライフサイクル全体を通じたマネジメントのためのプロセス標準を確立して、発注者が主体的に品質の確保、適正な価格による契約、公正な手続きができるようにするために制定するものである。

ガイドライン制定の主な目的は以下のとおりである。

- ・業務の効率化・適正化
- ・経費及び手続の適正化
- ・システム機能・性能の適正化
- ・全庁を通じたシステム最適化
- ・ノウハウの蓄積・共有化

➤ 委託審査委員会

(1) 審議対象とする金額について

施行令第167条の2第1項第1号により随意契約できる額は100万円であり、第2号以下の随意契約事由に該当するかどうか審査することが適当であると考えられる。そのため、各局室区における審査委員会の審査対象は原則として予定価格が100万円を超える契約とする。

(2) 事務処理手順の整理

25年通知、別紙1、4、(2)事務処理手順の整理より、審査委員会で承認された後、競争入札又は見積合せなどを行うこととされている。

(参考例として)

①予定価格の決定⇒②見積合せ・競争入札候補業者の選定⇒③審査委員会(承認)⇒④見積合せ・競争入札⇒⑤結果一覧表の提出⇒⑥契約締結

(3) 審査項目

審 査 項 目	契約主管課長意見欄
1 当該契約業務を委託することが適切か。 (1) 委託することが法令に適合しているか。 (2) 委託しても公共性及び行政責任、市民サービスが確保されるか。 (3) 委託により経済性が期待できるか。	はい・いいえ

審 査 項 目	契約主管課長意見欄
2 請負，調達その他委託以外の方法によらなくてもよいか。 特に，運送，物品・機械設備の修理，測量，地質調査，洗濯，樹木剪定，草刈り，清掃，その他仕様書で具体的かつ一義的に明示できる契約はその他請負契約とすべきであるが（契約事務手続規程第13条以下），これには該当しないといえるか。	はい・いいえ
3 （１）当該契約業務は政府調達協定の適用を受ける役務（※）か。	はい いいえ（→4へ）
（２）適用を受ける役務の場合，定められた手続により事務処理を行うか。	はい・いいえ
4 （１）契約の相手方はどのような方法により選定する予定であるか	1 随意契約 ☐ 見積合せ ☐ 企画提案方式 ☐ 特命随意契約 2 競争入札 ☐ 総合評価落札方式 ☐ そ の 他 （ ） （→5へ）
（２）随意契約を行う予定である場合，法令に定められている事由（地方自治法施行令第167条の2第1項各号，又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号）のいずれに該当するか。	自治法施行令 第167条の2第1項 第____号 特例政令 第11条第1項 第____号
（３）当該契約業務が随意契約事由に該当すると判断することについて，合理的な理由があるといえるか。	はい・いいえ
（４）随意契約を行うことができる場合でも，可能なものは競争の見積合せや企画提案方式など競争性，公平性の高い事務処理を行うか。 特命随意契約を行う場合は，他に履行可能な者はいないか。	はい・いいえ
5 契約業務内容が市職員と委託先従業員が混在するなど外形的に見て委託先従業員を指揮命令していると解される可能性があるか。	はい・いいえ

審 査 項 目	契約主管課長意見欄
6 委託契約約款に適用除外条項又は付加条項を設ける場合（頭書の表第5項又は第6項）、その理由は適切か。	はい・いいえ
7 委託契約約款上、承諾が必要な事項である再委託（約款第4条第2項）、権利の譲渡（約款第4条第4項）、情報の目的外利用（約款第18条第4項）その他書面により承諾すべき事項を承諾する場合、書面による承諾を行う予定があるか。特命随意契約の場合などで承諾が必要な事項を把握している場合は、その内容や承諾理由は適切か。	はい・いいえ
委託審査会の対象となる委託料の増額等の契約変更の場合の審査項目	
8 契約変更を行う必要があるか。	はい・いいえ

（注）契約主管課長は、委員会の承認を得た後に契約締結の決裁のほか、次の手続がとられているか確認すること。

- (1) 政府調達協定の適用を受ける役務の委託の場合、契約規則第27条の12の規定による落札者等の公告手続が取られているか。
- (2) 当該契約業務の随意契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する場合（シルバー人材センター、障害者支援施設、母子・父子福祉団体等への委託の場合）、契約規則第25条の2の規定により、事務所への備付け等による公表手続が取られているか。
- (3) 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入の徴収又は収納の委託の場合、同条第2項の規定による告示手続が取られているか。

※政府調達協定の適用を受ける役務とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となる役務をいいます。

なお、協定の適用基準額は以下のとおりです。

項 目	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで に締結される調達契約
物品等	3, 300万円
特定役務のうち建設工事	24億7, 000万円
特定役務のうち建築のためのサービス, エンジニアリング・サービス, その他技術的サービス	2億4, 000万円
特定役務のうち上記以外のもの	3, 300万円

(4) その他

委託審査委員会において承認された後、契約締結までの間に契約額の増額、契約期間の延長等の重要な事項が変更になった場合は、契約変更と同様の取扱いとする。

第3 内部統制制度について

国においては、平成23年4月に行政刷新会議（公共サービス改革分科会）で「公共サービス改革プログラム」が策定され、随意契約・一者応札の見直しといった競争性・透明性の確保、予定価格の算定のあり方や総合落札方式の改善等の調達・契約方式の多様化といった『調達改革の推進』とともに、担い手の多様化、民間委託が可能な業務の拡大等を含む『地域の公共サービス改革』についてその推進が強調されている。

限られた行政資源を最大限に活用し、質の高い公共サービスを市民に提供し続けるためには、神戸市もすべての事業を直営で行うのではなく、民間との協働を重視し、財・サービスの調達における透明性・公平性・競争性を確保することは必須と考えられる。「神戸市行財政改革2020 4-4 民間活力の導入、公民連携（PPP）の促進」（平成28年3月公表）や「神戸市公民連携（PPP）ガイドライン」（平成26年7月公表）において、公民の役割分担を的確に見極め、民営化、民間委託、指定管理者制度など最適な手法により民間活力の導入を明記している。

しかし、今回の包括外部監査において、委託契約および指定管理者制度の活用について、残念ながら様々な課題が発見された。換言すれば、神戸市のアウトソーシングによるサービス調達における内部統制に不備が認められたことになる。

平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律が成立し、今後、自治体（当面は、政令指定都市以上の大規模な自治体）に対して「内部統制制度」の導入が義務付けられた。自治体の長が内部統制に関する方針を定めこれに基づき必要な体制を整備し、その体制について評価した報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出し、公表することとなる。「神戸市行財政改革2020 2-1 自律的、持続的に改革・改善が進む行政経営システムの再構築」においても、国における自治体の内部統制制度の制度化を踏まえ、コンプライアンスの徹底や業務の有効性・効率性の向上などの内部統制環境の整備を予定している。したがって、委託契約および指定管理制度の活用についても、適正かつ強固な内部統制制度が整備・運用されることが、今後必須となる。

他方、「神戸市行財政改革2020 3-3 外郭団体を含めた市民サービスを提供する体制の最適化」（平成28年3月公表）において、市が外郭団体に求め

るミッションに応じた市の関与のあり方を整理し、また、外郭団体の経営評価を行う中で指導・助言を行い、団体の財政的リスクの早期発見と団体の規模・内容に応じた効果的なガバナンスの確立を図っている。

外郭団体においては上記の神戸市本体の内部統制の埒外にあり、外郭団体自身の内部統制は脆弱となりやすい。その結果、外郭団体において「財務に関する事務の執行におけるリスク」が発現する可能性が高い。委託事務の執行が適正に実施されるために、中期的な視点による外郭団体の自立化に向けた支援、委託事業の実施に際し担当部署以外の組織による全庁的な観点からモニタリングの実施等が、外郭団体の自律的な行政運営に欠かせないものである。

国の自治体内部統制の動き

	研究会等（総務省）	地方制度調査会	地方自治法
平成 21 年 4 月	内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～		
平成 21 年 6 月		第 29 次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について」	
平成 25 年 3 月	地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書		
平成 26 年 4 月	地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書		
平成 26 年 5 月		第 31 次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」	
平成 29 年 6 月			内部統制の制度化（平成 32 年度開始）
平成 29 年 10 月	内部統制ガイドラインについて		

第4 監査の結果

I. 委託契約の監査結果

1、委託契約事務の仕組みについての指摘事項等

包括外部監査の手法

今回の委託契約の監査は、請負・委託の契約内容判定に金額が影響しないため、金額基準を設けず、件名及び事業名を手掛かりに無作為抽出を行っている。

①見積合せ等について

委託契約事務のキーワードのうち、4つを選定しそれぞれの根拠を確認すれば次の通りである。

	見積合せ	企画提案	予定価格	一義的
自治法	記載なし	記載なし	<u>記載あり</u> ①	記載なし
施行令	記載なし	記載なし	<u>記載あり</u> ②	記載なし
契約規則	<u>記載あり</u> ④	記載なし	<u>記載あり</u> ③	記載なし
手続規程	記載なし	記載なし	記載なし	<u>記載あり</u> ⑤
要綱	<u>記載あり</u> ⑥	記載なし	<u>記載あり</u> ⑦	記載なし
手引	<u>記載あり</u> ⑥	記載なし	<u>記載あり</u> ⑧	<u>記載あり</u> ⑩
25 年通知	<u>記載あり</u> ⑨	<u>記載あり</u>	<u>記載あり</u> ⑨	<u>記載あり</u> ⑩

①第 234 条第 3 項「一般競争入札又は指名競争入札（競争入札）」に付する場合

②第 167 条の 2 第 1 項第 1 号「随意契約」

③第 10 条 予定価格は、その契約について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定めなければならない。

④第 26 条 随意契約によろうとする場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない。

⑤第 13 条 前述。

⑥但し、「競争見積合せ」といっている。

⑦第 8 条 委託料の決定に当たっては、的確な予定価格を算定しておくものとする。

⑧予定価格等の決定 見積合せ執行者は、その契約について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正な予定価格を定めなければならない。

⑨ 予定価格が 100 万円以下である場合、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により随意契約を行うことができるが、契約の相手方になりうる者が複数ある場合は見積

合せを行う。

予定価格が 100 万円を超える場合、施行令の要件に該当していることが前提であるが、見積合せによらざるを得ない場合は、平成 26 年度については「見積合せ事務処理の手引」により行うよう努めるものとする。

⑩明確な仕様書の作成

仕様書において、事業の目的、方法、程度等を具体的かつ一義的に明示する。

〔仕様書を作成する際の注意点〕

仕様書は、だれがその契約者となっても供給される役務等の内容に実質的な差異のないように作成する必要があります。仕様書が明確でない場合は、以下のようなおそれがありますので注意してください。

- (1) 入札に関して質問が多数寄せられ、場合によっては入札の延期や中止となり、業務開始が遅れる。
- (2) 実績のない事業者が落札した結果、仕様書の解釈に差異が生じ、結果的に所管課が想定していたサービス水準に達せず業務に支障が出る。

(アンダーラインは監査人記載)

見積合せ

見積合せについては、規則は 2 者で足りる (④)。要綱は競争見積合せと定義しており、手引はそれを受けて競争見積合せの事務処理を解説している (⑥)。その内容は競争入札に準ずる厳格なものであり、競争性の維持への配慮が伺われる。しかし手引により行うよう努めるとするのみである。

(アンダーラインは監査人記載)

努めた結果、競争見積合せが出来なければ、後は原課の裁量に任され、原課にとって極めて簡易な業者選定方法であり、25 年通知は現状の事務処理を追認する結果になっている。見積合せの採用状況は競争見積合せが例外的、大多数は原課裁量のそれであり、同じ見積合せでもその競争性・公平性のレベルに大きな開きが見られる。数者見積りで応札 1 者という契約も散見され、外形的には特命随意契約であると見られかねない。ここで言う「外形的」とはホームページ公表を避けるため、応札の可能性のない業者を意図的に参加させ、競争状態を仮装することとし、この監査では、外形的な案件があるかどうかを確認することとした。

<意見-1>

複数年にわたり 1 者と継続して契約している随意契約は個別には施行令の条件に該当するものもあるが、他者の辞退理由を分析し P D C A サイクルを効かして、次の選定に際し業者選定の透明度をできるだけ上げ、競争性を確保するように努められたい。

<意見-2>

数者見積りで応札 1 者という契約であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。

企画提案方式（プロポーザル方式）

企画提案方式は見積合せと同様に原課で頻繁に採用される業者選定方法である。

企画提案方式は、法律・規則に明示された業者選定方法ではない。25 年通知の関連資料にその解説が記載されている。「公募等により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を特定した後、最優先順位の事業者との間で契約する「随意契約」である。これは、特命随意契約の相手方を、契約手続きの事前段階で選定する方式であるとみることができる。」また、「提案内容が優秀で、これが評価され選定されて契約したにもかかわらず、提案内容の解釈に差異があるなど適正履行の確保に疑問が残ることがあり、あくまでも例外的な手法として特にその必要性がある案件に限って活用することが望ましい。」とされている。企画提案方式は自治法の例外である随意契約であるので、公募型で採用する場合以外は自重すべき方法と考える。

<意見-3>

非公募型の企画提案方式の採用は限定的・例外的であるべきことを周知徹底されたい。また、採用後は随意契約であることから、参加者数者で応札 1 者という結果であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。非公募型の場合は応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。

予定価格

競争入札の予定価格は自治法に、随意契約の予定価格は施行令に規定されている。また、神戸市では経理契約の予定価格は規則に、随意契約の予定価格は要綱に規定されている。法律・規則・要綱と随所に規定されている「予定価格」でありそれだけ重要な契約事務の要素であるが、今回の委託契約監査のサンプリングでは予定価格を「予算額」「見積合せの最安値」「前回実績」などが多く採用されており、これが要綱で言う的確な予定価格であるのか疑わしいところである。手引では「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して」とあるので、「前回実績」が取引の実例価格であるならば許容されるものなのかもしれない。委託契約のほとんどが随意契約（競争入札ができないとしている）である一因は、予定価格が的確に算定できないことにあると考える。

⑨の25年通知の扱いでは、前段の予定価格100万円以下である場合、施行令第167条の2第1項第1号による随意契約が可能である。25年通知の主旨は競争入札を実施する範囲を拡大することで、より競争性が高い調達を実現することを目指しているものであるが契約監理課において競争入札（経理契約）を実施することになった25年通知の対象の「その他請負契約」は予定価格100万円を超えるものに限定される。したがって、予定価格30万円¹を超え100万円以下の「その他請負契約」が委託契約ラインに紛れ込んでも委託契約として施行令第167条の2第1項第1号による随意契約が可能という判断で処理され統制が働かず、経理契約ラインに復活することはない（a）。

後段の予定価格 100 万円を超える場合の問題点は「努める」としか規定していないことにあり、これは前述の見積合せで記載したとおりである。

予定価格 100 万円という数値は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号はもちろんのこと、25 年通知でも委託契約をチェックする基準として強調されている。今回のヒアリング結果で 100 万円以下は施行令でもまた 25 年通知でも認められた原課が自由になる領域と誤解している節の回答があった。その意味で 25 年通知は 100 万円という金額を強調しすぎている。

¹ 予定価格 30 万円以下は課長共通の専決金額である。

一義的

「一義的」という語彙は使用者の都合あるいは能力によりその意味する内容が変わるものである。⑤の規程第13条に「地質調査」がその他請負の例として掲載されている。「地質調査」の内容は一義的に明示されているものらしい。しかしあえて難癖をつければ受託者によって調査の深度・アプローチ等が様々であり、一義的に明示されていないものもあるのではないのかと思われる。

また、委託契約とされたもので、受託者の裁量を技術点として考慮する総合評価一般競争入札、あるいは企画提案方式などによることなく、見積合せという価格だけで最終的に業者選定を行う方法を平然と採用している。委託契約であるのに受託者の裁量・判断を考慮せずにすむと言うことは、「一義的」を厳格に考え委託契約と判定したものの、どの受託者であっても仕様内容が達成できるため、見積合せの価格だけで業者を選定したものである。結果は案件によるが競争入札を回避しており、ここに裁量権の濫用、自治法違反になっているものがある(b)。内部統制制度の整備必達のもとで解決すべき重要な課題である。換言すれば、請負・委託の区分で経理契約・原課ラインの契約事務事業の流れを区分する現行の方法での委託契約事務の執行は、原課ラインが随意契約で業者選定が可能、競争入札は不要とも理解されており、内部統制制度を整備するうえで重要な欠陥を内包していると言える。

②特命随意契約について

特命随意契約は施行令で例外として認められた契約の種類の一つである。委託者側から見れば特命随意契約は1者に委託せざるを得ない選択肢のない取引であり、委託者・受託者の力関係が逆転している。

<意見-4>

原課からすれば特命随意契約は基本的に受託者の見積書をそのまま委託額として採用せざるを得ないとの認識である。またどのような積算のもとに算出された見積であるのかも、把握する必要がないとしている。そのため実績確認も不要又は不可能との見解である。しかし、予算統制は存在しているため一定の制約が存在していると主張する。

他方、監査人からすれば公金の支出であるが故に支出額の算定について、その根拠が明確に説明できない委託契約は締結すべきでなく、当該行政サービスは直営で行うか、それが不可能であれば取りやめるべきものであると

考えている。原課の言う予算統制は、前年度の予算編成時に受注見込み先からあらかじめ見積書を入力し、指名したい業者の見積書で予算を編成し、その業者が確実に受注できる環境を事前に整備するという手順になっている。特命随意契約となると、包括外部監査人や市民等の第三者からその予定価格、委託額の妥当性が一切明確とならない現状は、不適切な事例発生の温床にもなりかねず、問題があると言わざるを得ない。

今回の個別の委託契約に関する監査結果において、見積額および実績確認の指摘事項等が特命随意契約に多いが、全く相反する原課と監査人の認識であり、認識の溝が埋まらなかった。しかし、内部統制制度の構築が喫緊の課題である今日において、予定価格を的確に算定しないまま業者の見積書の内容を受け入れるという原課の判断で特命随意契約としての委託契約事務が適切に遂行できているという主張では市民に対する十分な説明ではないことは明白である。その契約事務に内部統制制度の整備が要請されているのである。

今後、特命随意契約に対して首長の指示のもと、どのような内部統制制度を構築し、それに対してどのようなモニタリングを行えば有効性の評価として十分であると立証できるのか、換言すれば特命随意契約の事務事業に対してリスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善のPDCAサイクルをどのように構築するのかを早急に検討すべきことに留意されたい。

③委託保証金について

契約保証金については、規則第24条（納付）、同第25条（減免）の規定があり、これは委託契約も対象となっている。

一方でこれまで委託契約の共通の契約約款においては、契約保証金の規定は置いておらず、契約保証金を徴取しようとする場合は、案件ごとに条項を追加して対応していた。

そこで平成28年4月1日施行で委託事務の適正化に関する要綱施行細目（委託契約の共通約款を規定）を改正し、原則として、施行日以降に締結する契約に適用すると通知している。請負の約款と同じように、共通の契約約款に契約保証金の条項を置いた上で、免除する場合はそれを明記するよう改めている。

委託契約約款	平成29年4月1日
(契約保証金)	
第10条 乙は、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害をてん補するため、契約金額の100分の3以上の契約保証金を甲に納付しなけれ	

ばならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

免除の要件

規則

(契約保証金の免除)

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約金額が 1,000 万円未満の契約をするとき。
- (2) 契約締結後 30 日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- (4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (6) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

規則第 25 条第 6 号については、「委託契約 記載例及び解説」(契約監理課)で次のような解説がある。

第 6 号の判断基準の一つとして、「入札保証金及び契約保証金について(通知)」(自治行第 19 号平成 12 年 4 月 18 日)では、登録事業者で「過去 2 年の間に、国(公社、公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行」している場合をあげている。

また、随意契約に当たって、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有することを確認している場合は、第 6 号に該当すると判断することも可能と考えられる。

この解説にある方法は、各部局において案件ごとに判断するものとしており、かなり弾力的な扱いである。これは自治法上、契約保証金は徴収することができるものとされており、徴収を義務付けたものではないところに由来する。

<意見-5>

委託審査委員会での審議事項とするなど判断主体およびその判断理由につ

いての客観的な根拠資料を整備しておくべきである。各部局に判断を任せているとはいえども、実績を確認した等の免除の判断の資料を文書化すべきことに留意されたい。

④情報システムの調達について

行政の情報化推進に伴い、情報システムに関する課題は増大している。特にその調達に関しては、導入後の効果やライフサイクルコストまで慎重に検討の上、業者選定を進めなければならない。

神戸市は平成 22 年 3 月に「神戸市情報システム調達ガイドライン」(以下、調達ガイドライン)を発行している。(平成 29 年 4 月に第 8 版発行)これによると、調達方法は原則競争入札(最適価格落札方式, 総合評価落札方式)とされ、特に価格と技術の両方を評価できる総合評価落札方式を推奨している。また随意契約の場合であってもプロポーザル方式, 特命随意契約が想定されているが、今回の個別の委託契約では一定規模のシステム調達であるにも関わらず、単純な価格のみの見積合わせによって調達している案件が見受けられた。

<意見-6>

見積合わせによる随意契約となる理由として仕様書が具体的・一義的に記載できない場合が挙げられているが、調達ガイドラインによると、調達仕様書は、調達後に余計な費用がかからないように、また、要望どおりのシステムが調達できるように、調達仕様書として必要な情報は網羅的かつ具体的に記載し、あいまいな要求、要件を排除することが必要とされる。システム調達にあたっては特に仕様書が具体的・一義的に記載できない事はあってはならず、一義的になるまで内容を詰めるべきである。

システム調達では、たとえ導入時には安価であっても、ライフサイクルコストが多額となるケースも発生する。システム調達に当たっては、厳格に「神戸市情報システム調達ガイドライン」に則って行われるべきあり、総合評価落札方式を採用する事が望まれる。

⑤委託契約事務のあり方について

「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」(平成26年3月5頁)によれば「首長が事務を執行する上でどのような内部統制体制を整備し運用するかについて決定することは、首長の執行権の中核をなすもので

あり、首長に議案提出権や予算調製権が専属していることと同様に、首長に専属する権限であって、それに伴い首長に責任がある」としている。

他方、内部統制には限界があり、不正等が発生した場合、必ずしも責任を負わなければならないわけではない。自治体の規模に応じた適正な内部統制制度を整備・運用しておれば、逆に免責されることとなる。条例で責任を限定するためにも内部統制を強化することが首長自身にとって重要である。

現状の委託契約事務は前述の「委託契約業務の流れ」にあるように「契約種類の判定」でその他請負か委託契約かをまず決めることになっている。契約事務を経理契約と原課ラインに分けることによって業務負担の分散になるとともに、経理契約ラインに乗れば直接の現場である原課以外の所で契約方法が選定されるという内部統制の仕組みが働き、組織設計としてはそれなりに有益である。

しかし、前述の「見積合せ等について」で提起したように、委託契約で原課ラインに乗った契約に諸問題がある。民法上の請負・委任の区別が経理契約・委託契約の区分と必ずしも整合しておらず、仕様書の書き方などによって自由にルートが決められる余地を残している¹。これらにより財務に関する事務の執行における法令等違反（自治法、及び施行令違反あるいは不当契約の締結）のリスク²が高く、内部統制上の重要な不備³がある。

平成 32 年度の内部統制評価報告書の提出⁴に向けた喫緊の課題は内部統制の構築であるが、平成 32 年度には有効に運用すること、従って整備は平成 31 年度中に終了、準備は平成 30 年度から始めなければ間に合わない。

25 年通知発出により契約監理課の業務量の増大が当然に予想されたことであったが、組織としての人員の対応は成されていない。

¹ 委託契約は入札になじまないもので、入札にしたいくない案件を委託契約扱いにするなどである。

² 財務に関する事務の執行における法令等違反は、地方公共団体において最低限評価すべきリスクである（地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書、8 頁）。

³ 不備の具体的内容は、前述の「見積合せ等について」（a）及び（b）のアンダーライン部分、および「個別の委託契約の監査結果」指摘事項等の類型Ⅱ、Ⅲの指摘事項が該当する。

⁴ 組織や予算の規模が大きく内部統制の必要性が比較的高いと考えられる大規模地方公共団体（少なくとも都道府県や指定都市をいう）から導入する（地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書、7 頁）。

	平成25年				平成29年			
	課長	係長	担当	担当（その他）	課長	係長	担当	担当（その他）
課 長	1				1			
監理係		1	4	嘱託1		1	4	
監理係（システム担当）		1	2			1	2	
監理係（指導・改善担当）		1	2			1	1	再任1
工事契約係		1	5			1	5	
物品契約係		1	6			1	6(5)	育代1
合 計	1	5	19	1	1	5	18 (17)	2
	25+嘱託 1				24 (23) +再任1+育代1			

※H25. 5. 1時点

※H29. 5. 1時点

（注）

○嘱託： 嘱託職員

○再任： 再任用職員

○育代： 育児休業任期付代替職員

※平成 29 年度の（ ）内の数字は、育児休業中の職員を除いた数。物品契約係は、現在 1 名が育児休業中で、その代替職員として 1 名が配置されている。そのため、担当の定数は 6 名だが、実際に勤務しているのは担当 5 名+育任 1 名（担当）になっている。

<指摘事項-1>

現行の請負・委託での競争入札分散型システムには内部統制上の重要な不備がある。個別委託契約の類型Ⅱ（委託契約でなくその他請負である）、類型Ⅲの指摘事項（委託契約ではあるが競争入札すべきもの）がその具体例である。

現状はシステム調達とWTO特定調達は総合評価一般競争入札を原課で行わなければならないが、ヒアリングの結果、少なくとも各局には競争入札が浸透していない。また浸透させるべき契約監理課が入札になじまないとして競争入札を拒否した以下の事案もある。

（環境局）

- ・管理番号 3 1：布施畑処分場等浸出水管理計画及び建設改修基本設計業務
- ・管理番号 3 2：平成 2 8 年度第 1 次クリンセンター事後調査業務
- ・管理番号 3 3：長尾山処分場長期的排水管理等検討及び施設改修基本設計業務

（建設局）

- ・管理番号 1 2：河川モニタリングカメラシステムの構築（更新）及び運営管理業務

原課に競争入札のノウハウがなく、その結果として神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない。必然的に神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない流れではあるが、より本質的な問題は、競争入札できないものが委託契約であるとされ、随意契約を採用することに疑問を持っていないことにある。請負・委託の契約種類の判定と競争入札採用・不採用の区別は別のものであるはずだが、委託審査委員会でも両者の判別ができておらず、競争入札の方法を選択する監督機能が発揮されていない。入札を回避して法的根拠のない見積合せを行うという致命的な地方自治法違反を組織的に犯す委託契約事務の執行制度が構築されている。

競争入札案件は確実に競争入札を実施し、随意契約の中で競争入札すべき契約を皆無にする仕組みが地方自治法に沿った委託契約事務を処理する内部統制制度である。その構築責任は首長にある（地方自治法、第150条第1項）。契約監理課は、すべての契約案件を同課に集中し、競争入札の可能性を高度な専門性で識別し、同課ですべての競争入札を実施すべきである。競争不可能な地方自治法上の随意契約案件のみを原課で執行することになる。契約種類の判定の前に競争入札可能かどうかを第一に判定することこそが地方自治法の「契約の方法」の考え方に準拠するものである。直ちに委託契約事務の再構築を行わなければ、違法状態を漫然と放置することになる。

Ⅱ．個別の委託契約の監査結果

指摘事項等の類型別・室局別の集計は以下のとおりである。

局室	指摘事項等の類型 該当件数													
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ		Ⅴ		Ⅵ		合計	
	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見
企画調整局							3						3	0
行財政局					2		1				1		2	2
市民参画推進局	1		1		1								3	0
保健福祉局			2		1		2	3	3				8	3
こども家庭局							1		1				2	0
環境局	1						1						2	0
経済観光局			2										2	0
建設局			2		1		1	4		1			4	5
住宅都市局					2								2	0
みなと総局					1	1				1			1	2
消防局							1		1				0	2
教育委員会事務局			2				7	4	2				11	4
合計	2	0	9	0	8	1	15	13	6	3	0	1	40	18
総計		2		9		9		28		9		1		58

一契約につき複数の指摘事項等があり、合計及び総計は契約数と一致しない。

用語解説

類型	個別の委託契約の問題点の整理に使用する。 (ローマ数字の大文字) I. 委託契約の内容が公共性等の観点から問題があるもの 委託理由の合理性。 地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊の技術又は特殊な設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったもの。 II. 委託契約ではなく、経理契約（その他請負）等であるもの III. 委託契約の業者選定方法に問題があるもの IV. 委託契約の手続きに問題があるもの V. 神戸市ホームページに公表されていない、又は公表内容に虚偽または錯誤があるもの VI. その他
----	---

なお、個別の契約の内容の表について、原課の回答を記載している。

1、企画調整局

① 企画調整局について

企画調整局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 震災復興に係る事項及び関係機関との連絡調整に関する事項
- (2) 市政の基本的施策の立案，総合調整及び統計に関する事項
- (3) 市政の重要な新規施策の調査及び推進に関する事項
- (4) 情報化の推進に関する事項
- (5) 神戸医療産業都市の推進に関する事項
- (6) 企業誘致に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 3 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
IV	1, 2, 3	3		3
	合計	3		3

一契約で複数の指摘事項等がある場合は、番号が重複している。（以下、同様）。

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
7	IV	情報化推進部	事務機械費	事務機械費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
職員認証基盤システムの P I N 桁数変更対応改修業務委託契約		ネットワークシステムズ（株）	随意契約	832	100.0%

事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
情報セキュリティ強化	2016/7/27	2016/9/30 まで	あり	あり
委託先選定理由	(1) 職員認証基盤の調達に際しては、平成 17 年度に総合評価一般競争入札を実施し、その選定にあたっては、5 年間のライフサイクルコストも含めて評価を行った結果、同社が最高点を獲得し落札した(17～18 年度の債務負担行為)。 (2) 当該ソフトウェア保守業務は、プログラムの改修を伴う業務であり、プログラムを開発した者が実施しなければシステムの安定稼働を実現できない。委託予定先は、当市固有のプログラム仕様及び蓄積した業務プロセス等に係る知識を有する唯一の事業者である。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	—			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	再委託承諾依頼書が提出されており、その範囲で認めている。			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法	成果物の入手及び適用後、仕様どおり動作するか確認を行う。			
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 6 号により免除			

(契約内容)

職員認証基盤システムの改修（セキュリティポリシーの変更に伴う改修）

<指摘事項-2>

仕様書に示された成果物の一部（作業報告書）の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
28	IV	情報化推進部	事務機械費	事務機械費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
神戸市スポーツ施設予約システム改修業務委託		一般財団法人関西情報センター	随意契約	999	100.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
あじさいネットの運用		2017/1/18	2017/3/31まで	あり	あり
委託先選定理由		本システムは、平成 25 年度の一般競争入札（総合評価）により同社が落札し、同社の持つ設備を利用して神戸市専用にサービス提供を行うものである。同社は、本システムの著作権等を有しており、本業務を遂行できる唯一の業者である。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		—			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		有（再委託承諾依頼書の提出なし）			

予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。
実績確認の方法	成果物の入手及び適用後、仕様どおり動作するか確認を行う。
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 号により免除

(契約内容)

下記のシステム改修業務

- ①利用実績照会における選択可能期間の変更
- ②受付施設別日計表【帳票】の改修
- ③承認番号入力画面の改修
- ③ 登録料調定決議書【帳票】の改修

<指摘事項-3>

本件につき、神戸市スポーツ施設予約システム改修業務委託について委託先の一般財団法人関西情報センターは㈱ニッセイコムに再委託しているにもかかわらず再委託承諾依頼書が提出されていない（委託事務の執行の適正化に関する要綱第 13 条第 2 項第 6 号）。今後、適正な事務手続きが必要である。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
35	IV	創造都市推進部	行政調査費	行政調査費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
平成28年度第2回創造会議にかかる経費		株式会社神戸新聞事業社	見積合わせ	994	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
「デザイン都市・神		2016/6/20	2016/8/1 ま	最低価格の	有り

戸」の推進		で	業者と契約 する方針で ある。	
委託先選定理由	見積合わせにおいて最低価格を提案したため			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	1 年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無。契約書で事前の承認なくしての再委託を禁止している。			
予定価格の積算方法	-			
実績確認の方法	納品書、及び成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			
契約保証金の受入状況	無			

（契約内容）

市民参加型アイデアソンのプログラムの提案・企画、当日の運営進行補助、会場設営及び運搬撤去、記録業務

<指摘事項-4>

仕様書に示された一部の納品物の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。

2、行財政局

① 行財政局が分掌する事務は、次のとおりである。(神戸市事務分掌条例)。

- (1) 市の行財政改善の推進及び行政一般に関する事項
- (2) 職員の人事，給与及び福利厚生に関する事項
- (3) 市の予算，税その他財政に関する事項
- (4) 議会に関する事項
- (5) 他の局及び室の所管に属しない事項

当局に対して平成 29 年 8 月 2 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅲ	3, 4	2		2
Ⅳ	1		1	1
Ⅵ	2		1	1
	合計	2	2	4

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
19	Ⅳ	総務課	総務管理費	総務管理費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
「旧乾家住宅」の管理運営業務にかかる委託契約について		一般財団法人）住吉学園	特命随意契約	6,388	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
市民表彰等事業		2016/4/1	2017/3/31	なし	有

		まで		
委託先選定理由	「旧乾家住宅」は、阪神間モダニズムを象徴する、また、住吉山手の歴史を色濃く反映する貴重な文化遺産である。本市では、この邸宅を将来の世代に引き継ぎ、新たな文化振興の資源として発信していくために管理運営を適切に行い、多くの市民が神戸の歴史や生活文化に対する愛着や誇りを育むことができるよう保存および活用していくこととしている。 保存および活用にあたっては、地域の歴史や特色、課題等の実情を十分に把握しながら、地域と連携した管理運営を行うことが必要となる。委託予定先である『一般財団法人住吉学園』は、地域社会の健全な興隆発展に寄与することを目的として設立された団体で、地域の教育・文化・福祉の振興や、コミュニティー活動の活性化等への取り組みを積極的に推進している。 「旧乾家住宅」についても、地域の文化遺産として関心が高いことや、加えて、管理運営に必要な人的ネットワークを有していること、また、平成 28 年度も良好な管理状態を維持していることから、適切かつ効率的に実現できるのは当該事業者においては見当たらない。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	4 年（継続 4 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	なし			
実績確認の方法	業務完了報告書及び成果物の入手に基づき実績確認を行う。			

（契約内容）

旧乾家住宅は、門・塀を含む全ての建物が神戸市指定有形文化財となっており、また、その敷地の大部分は、神戸市指定名勝となっている。市の文化財

として良好な状態を維持することができるよう、施設の保守管理関連業務及び、施設の特別観覧業務を委託するものである。

<意見-7>

特命随意契約の場合には諸事情から特定の業者に事務事業を委託せざるを得ないものであり、受託者からすれば必ず自らに契約の依頼が来るものである。そうであれば委託価格設定の主導権も競争入札と比べると圧倒的に受託者側にあると考えざるを得なく、その意味で公金の使用先として委託価額のより明確かつ客観的な積算根拠が必要である。本件の場合、見積額が積算算出されているが項目ごとに一式になっているものの合計にすぎず、見積額の客観性に欠ける。予定価格を積算により設定すべきことに留意されたい。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
26	VI	総務課	総務管理費	総務管理費	施設管理委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
湊川公園西ビルの管理委託について（28年度）		（一財）神戸すまいまちづくり公社	特命随意契約	905	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格（千円）	仕様書の有無
一般文書事務		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		この委託契約は、単なる施設の清掃・維持管理等を目的とするものでなく、区分所有法改正に基づき発足した湊川公園西ビル管理組合の組合員（所有者神戸市の代理人である同公社も組合員資格がある）としての議決権の行使を含め委任するものであり、同ビル建設当初からの経緯を熟知し、区分所有に関する知識を有している同公社以外に適任となる事業者はいない。 なお、昭和 58 年以来、同公社の前身である財団法人			

	神戸市都市整備公社に委託している。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 2 号
単年度契約か、複数 年契約か	単年度契約
同一契約先との契 約年数	昭和 58 年から継続している。
再委託（外注を含 む）の有無及び内容	なし

（契約内容）

契約内容は

- (1) 湊川公園西ビル 4 階部分（以下「本施設」という。）の管理である。
- ①本施設の清掃，附属設備の管理等施設の機能を保持するための維持管理に関すること
 - ②湊川公園西ビル管理組合にかかる議決権の行使
 - ③湊川公園西ビル管理組合の役職にかかる権限の行使
 - ④実施状況報告書の提出
- (2) 湊川公園西ビル管理組合規約に基づき、管理組合費を神戸市に代位して管理組合へ支払うこと



現状は書庫として行財政局が利用している。
（行財政局提供）

<意見-8>

当ビルは昭和 45 年 8 月完成時に財団法人 神戸市都市整備公社がかかわったことから、昭和 57 年 3 月 31 日に神戸市に売却してからもなお継続して市

と公社が関わっているものである。関連して、別途多額の組合費（第 19 節負担金）の支出も発生している。書庫にこのような多額の支出が必要であるか否かを慎重に検討し、施設の処分も含めて、契約の内容を見直されたい。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
51	Ⅲ	税制課	賦課徴収費	賦課徴収費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
市税のしおり作成業務		水山産業株式会社	見積合せ	1,368	88.2%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
賦課徴収事務		2016/4/1	2017/5/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		市税は、市民にとって非常に身近に関心が深く、掲載内容によっては市民に不利益を与えるケースも想定されることから、神戸市での広報誌等において作成実績のある事業者を選択している。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		6 者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		2 年			
予定価格の積算方法		予算額で設定			

(契約内容)

委託内容は、「市税のしおり」の①デザイン・レイアウト及び紙面編集、②

地図・図表などの作成、③印刷、製本、④仕分け、梱包、⑤指定場所への配送、⑥成果物の提出である。

なお、平成 27 年度版を参考に、デザイン等の作成、文書等の変更は神戸市の指示に従うこと。また、原稿及び写真等は神戸市が支給し、表紙・裏表紙のデザインは複数案提示しその中より神戸市が選定するものである。

<指摘事項-5>

この契約内容は受託者の特別な知識・技術によることなく、一般的な印刷技術を持っている多くの業者が成しえるものである。それであるが故に「見積合せ」という価格競争だけで業者を選定している。

本件は価格のみによる競争が可能なものであり競争入札を実施すべきである。

(4)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
56	Ⅲ	納税促進課	賦課徴収費	賦課徴収費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
市税口座振替センター管理運営業務に関する委託料の支出について		パーソルテンプスタッフ株式会社	企画提案方式	102,840	76.1%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
口座振替業務委託		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		入札価格と企画提案の内容を重視し、口座振替業務への適合性、実施及び運営管理能力、他団体における実績、今後の業務拡大の見込み等を、審査委員会の審査員により選定基準の項目にそって評価を行なっ			

	た。その評価の結果、優先順位を特定し、最優先順位であった業者を委託先業者として選定した。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	5 者
単年度契約か、複数年契約か	複数年契約
同一契約先との契約年数	3 年
予定価格の積算方法	委託先業者ではない業者作成による見積書に基づき決定した。

(契約内容)

市税収納にかかる口座振替業務である。当該業務は、権力性がなく大量かつ反復する事務であること、目的が明確であり行政上の判断を伴わない事務であること、民間企業にも類似の業務があること等から繁閑の調整が可能であり、直営又は派遣等に指示しながら実施するよりも経済的かつ効率的に事務処理が可能であると考えられ、民間活力を導入するものである。

<指摘事項-6>

当該契約は従来直営で行っていた業務を始めて外部委託したものであり、予定価格 135,000 千円と高額で、選定評価委員会の審査も行っている。仕様も一義的であり手続き的にはほぼ競争入札である。手数をいわず当初から地方自治法の原則である競争入札を選択すべきである。

3、市民参画推進局

① 市民参画推進局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 市民参画の推進及び区政に関する事項
- (2) 広聴に関する事項
- (3) 市民生活に関する事項
- (4) 市民文化に関する事項

当局に対して平成 29 年 10 月 3 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
I	1	1		1
II	3	1		1
III	2	1		1
	合計	3		3

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
5	I	区政振興課	区政費	区政費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
自動交換機ブース撤去にかかる経費支出		リフォームトラ株式会社	見積合せ	874	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千	仕様書の

			円)	有無
コンビニ交付運用費	2017/4/13	2017/5/10 まで	—	有
委託先選定理由	見積合せによる			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者（うち、1 者辞退）			

（契約内容）

本件に先立ち、平成 27 年度に証明書自動交付機ブース撤去作業（契約金額 595 万円、以下元契約という。）を 5 箇所で行ったが、原状復旧作業に関して 3 箇所（湊川・鈴蘭台・板宿）からクレームが生じた。本件は見積合せにより平成 27 年度の委託先とは別の業者に作業委託したものである。

自動交付機ブース撤去跡原状回復作業は①自動交付機ブース撤去後の床面を原状回復する（ブースは撤去済）。②上記作業に必要となる施設管理者（電鉄 2 者）及び関係者との調整及び届出等を作業内容とするものである。施設管理者から求められた原状回復作業は自動交付機の設置に起因するものであるため神戸市の全額負担により委託先に作業を委託したものである。

<指摘事項-7>

神戸市の復旧に関する元契約の仕様書は、別紙 1 作業仕様一覧表の復旧内容で「詳細は設置管理者と調整のこと」と指示している。業務受託者が元契約作業を終了するには施設管理者と調整することが必要であるが、それを怠っていたのであれば元契約受託者に復旧の責任が生じる。また、設置料を収受していた施設管理者の方でも設置を許可すれば当然生じるであろう程度の欠損等であれば施設管理者自らが原状復帰を行う場合も有りうる。

神戸市が全額負担することになった経緯が不明確である。クレーム対応措置は責任の所在がどこにあったかを確実に文書化し行政責任の範囲を履歴として残さなければならない。神戸市側に全面的な非があるとして原状回復契約を締結しているがその経緯が不明であり、3 者協議を行うべきであった。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
49	Ⅲ	市民協働推進課	地域活動振興費	地域活動振興費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
神戸市立地域福祉センター公共建築物定期点検等業務		武本設計監理	見積合せ	3,936	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
公共建築物定期点検		平成 28 年 10 月 14 日	平成 29 年 3 月 31 日まで	最低価格業者	有
委託先選定理由		公共建築物定期点検設計事務所登録業者より見積合せを行う。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		4 者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		4 年（継続 4 年）			

（契約内容）

建築基準法（第 12 条第 2 項および第 4 項）に基づき施設所有者に義務付けられている公共建築物定期点検業務として、建物の劣化の状況のほか、安全上及び防災上必要な内容について点検する法定の業務である。

<指摘事項-8>

公共建築物定期点検業務は一定の有資格者がなしえる業務で、かつ有資格者であれば一定の点検水準結果が当然に期待できるものである。実際に市の

業者選定方法も見積合せにより価格だけで選定しており、仕様書も詳細なものである。また、市内業者に限っても 65 者ほどの当該業務対応可能な者が存在している。

当該契約は委託契約であっても競争入札で業者選定すべきものである。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
51	Ⅱ	市民情報サービス課	情報提供費	情報提供費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
庁舎案内業務及び市政情報室受付業務		ポートスタッフ株式会社	見積合せ	8,812	99.8%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
庁内案内業務委託		2015/9/1	2016/9/30 まで	あり	あり
委託先選定理由		実績のある事業者の間で見積合せ			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		6 者（うち、参加辞退 2 者、入札辞退 1 者）			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		5 年（5 年継続）			
予定価格の積算方法		従事者の想定時給単価、配置人数・時間等から積算（契約内容）			

庁舎案内業務及び市政情報室受付業務は次のような業務内容である。

(1)庁舎案内業務 ①庁内行き先の案内 ②庁舎付近の施設・市内官公庁等の案内 ③職員の所属及び電話番号の案内 ④市の主催行事・会議等の案内 ⑤落とし物の受付及び所管課への連絡 ⑥来庁者数の把握

(2)市政情報室受付業務 ①配架資料の受け入れ、管理 ②来室者への配架資料の案内及びコピーサービス ③有償刊行物の販売及び在庫管理 ④情報公開手数料及び有償刊行物の販売等に伴う現金徴収事務 ⑤市政に関するパンフレットの配布 ⑥パソコン・ビデオコーナー等の案内 ⑦花時計ギャラリー・ポスターコーナーの受付 ⑧市政情報室資料検索システムの運用及び更新事務 ⑨来室者数の把握 ⑩市政情報室受付における前号①～⑤の業務 ⑪市民情報にかかる新聞報道資料の貼付

市民との直接的な窓口であり親切丁寧な対応が求められる中で予算査定が厳しく、単年度契約でかつ3名から5名の常勤の案内受付業務が要請されており、従来から業者選定に苦慮している案件である。

平成27年度の委託審査委員会では予算額814万円で審査されているが、最終的に表にあるように881万円で契約している。

平成26年度は8者見積り、うち3者辞退という見積合せの実績である。平成27年度は最終的に3者入札になり、しかも入札2回目でも最低入札者価格が予定価格以下にはならず、最低入札者と再度交渉し予定価格以下の見積額に到達したものであった。

<指摘事項-9>

平成26年度と平成27年度の2回を通じて受託可能業者は7者と多数が認定される。加えて両年度とも見積合せという契約方法により、価格だけで業者を選定している。業務の内容のすべて明示されていないからその他請負契約になじまないという考えもあろうが、案内の仕方までを仕様書に明示する必要はない。「おもてなしの心と品位を持って、礼儀正しく、笑顔で挨拶や会釈をするとともに、的確できめ細かく、親切丁寧に対応すること」(仕様書9、服務規律等)で十分である。それであれば故に、これまでに企画提案方式によらず、また人材派遣会社に限定せず当然神戸市の要求水準を満たすであろう業者であるという前提で価格だけの見積合せを行ってきたものであった。

本件契約は委託契約ではなく、その他請負契約(経理契約)として競争入札方式で取り扱うべきものである。

4、保健福祉局

① 保健福祉局について

保健福祉局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 保健衛生に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 24 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅱ	8, 9	2		2
Ⅲ	1 0	1		1
Ⅳ	1, 5, 5, 6, 7	2	3	5
Ⅴ	2, 3, 4	3		3
	合計	8	3	1 1

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1 2	Ⅳ	保健福祉局 総務課	援護諸費	援護諸費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額（千円）	落札率
平成 2 8 年度臨時福祉給付金等支給業務委託契約		テンプグループ共同企業体（代表事業者）テンプスタッフ(株)	特命随意契約	508,733	—

事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
簡素な給付措置(臨時福祉給付金)	2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	給付金支給業務は、福祉情報システムを活用した専用システムで支給・不支給等の審査業務を行うことから、申請書の受付から支給までの状況等を、このシステムと連携した進捗管理システムで把握することが必要であり、H26 年度の給付金支給業務において進捗管理システムを開発したテンプグループ共同企業体に委託を継続しなければ、迅速かつ安定的、効率的に給付金の支給を行うことができない。また、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者は、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者と重複することから、両給付金の支給業務は一体的に行う必要がある。さらに、H27 年度の委託業務において、個人情報の厳正な取り扱いや迅速かつ正確な事務処理が行われ、これらの実績を基に継続して業務を委託することにより、円滑に支給業務を行うことができる。また、継続して業務を委託することにより、初期投資費用が抑えられ、経済性の確保にもつながる。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	3 年（継続 3 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法	月次報告書、作業報告書により実績確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	なし			

(契約内容)

平成 28 年度の「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」及び「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給業務に係る以下の一連の業務を一括して委託するものである。

- ①申請受付業務
- ②電話問い合わせ業務
- ③区役所等相談窓口業務
- ④申請書類記入内容のデータ化
- ⑤支給・不支給決定通知書等の印刷・発送業務

本委託契約は、テンプスタッフ㈱を代表事業者、㈱ハウコム、㈱日本アイデックスを参加事業者とするテンプグループ共同企業体との委託契約であり、協定書によれば、①③の業務についてはテンプスタッフ㈱が、②の業務については㈱ハウコムが、④⑤の業務については㈱日本アイデックスが、業務分担すると記載されている。

また臨時福祉給付金（経済対策分）の実施に伴い、平成 29 年 1 月 16 日付で委託契約の一部変更がなされている。

予定価格は、委託先代表事業者であるテンプスタッフ㈱から見積書を入手し、これに基づき算定されている。

委託料は、9 月末に 217,495 千円、3 月末(検査終了後)に 291,238 千円が支払われている。

<意見-9>

「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第 15 条によれば、事業実績報告書の提出を求め、事業実績報告書は、委託事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならないと規定している。この点について、本委託業務は、事業実績報告書として、委託先である 3 社より詳細な月次報告書及び年次報告書が提出され事業成果が確認されている。

しかしながら、仕様書においては、目的、業務内容、履行場所、業務実施場所・日についての記載はあるものの、業務報告に関して具体的な報告内容や報告時期が記載されていない。今後は、仕様書においても事業成果を確認するため、具体的な事業実績報告書の提出を求めることを明記することに留意されたい。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
13	V	保健福祉局 総務課	地域保健費	地域保健費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
平成28年度健康福祉関連包括事務事業の委託契約		(一社)神戸市医師会	特命随意契約	149,087	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
医師会包括事務		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		本業務は、別途、神戸市医師会との間で契約される事業にかかる付帯業務を包括的に委託する業務であるため、性質上、不可分な業務であり、処理にあたって、専門的知識及び技術が必要とされる。また、多数の委託事業にかかる事務を包括的に委託することにより、スケールメリットを活かし、経済的・効率的に処理され、低コストで迅速・確実な事務が期待できるため			
契約方法の根拠		地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		4 年（継続 4 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		無			
予定価格の積算方法		委託業者作成の見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法		業務完了報告書に基づき実績確認を行っている。			
契約保証金の受入		なし			

状況	
----	--

(契約内容)

神戸市医師会との間で別途締結する以下の事業にかかる事務のうち、各事業の費用を明確に切り分けることができない包括的な事務を委託するものである。

- ・神戸市民健康大学講座業務
- ・予防接種業務
- ・結核健康診断
- ・主治医紹介制度
- ・主治医意見書研修事業
- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修
- ・先天性代謝異常等検査業務
- ・神戸 G-P ネット情報センター運営業務
- ・特定健康診査・特定保健指導業務(内、特定健康診査業務)
- ・特定健康診査・特定保健指導業務(内、特定保健指導業務)
- ・後期高齢者健康診査業務
- ・介護予防事業対象者(特定高齢者)の把握事業における医師の意見書記載業務
- ・子宮頸がん検診業務
- ・乳がん検診業務
- ・肺がん検診業務
- ・神戸市妊婦健康診査助成事業
- ・乳児健康診査業務
- ・乳幼児健康診査一般的精密検査業務

具体的には、上記に掲げる「事業に関する市との協議」「事業についての医療機関への連絡・指導」等の業務である。

予定価格は、市の見積積算に基づき算定されている。

委託料は、契約締結後に 1/2 を概算払い、業務完了後に 1/2 を精算することにより支払われている。

委託先からの実績報告によれば、人件費 91,292 千円、事務費 46,795 千円、合計 138,088 千円(税抜)であり、見積積算における事務所費 17,054 千円の項目はない。

<指摘事項-10>

「委託契約における随意契約の公表(平成 25 年 2 月 4 日、行財第 1395 号)」によれば、契約額が 100 万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
60	V	国保年金医療課	地域保健費	地域保健費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
後期高齢者健康診査事業の委託契約		(一社)神戸市医師会	特命随意契約	93,386 (予定額)	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
後期高齢者の健康診査		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		後期高齢者医療制度加入者を対象に、全市域において後期高齢者健康診査を実施するにあたり、市内全域に綿って専門的知識・技術を有する多数の医療機関が加入しており、全市をカバーする唯一の団体であるため。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		9 年(平成 20 年より)			
再委託(外注を含む)の有無及び内容		無			
予定価格の積算方		後期高齢者健康診査受診者数見込みと健診委託単価に			

法	基づき算定している。
実績確認の方法	後期高齢者健康診査の受診者数および金額の実績、後期高齢者健康診査結果データの確認を行っている。
契約保証金の受入状況	なし

(契約内容)

後期高齢者健康診査業務、健診の実施、結果通知表の作成および結果説明、健診結果のデータ化の業務を委託するものである。

<指摘事項-11>

「委託契約における随意契約の公表(平成 25 年 2 月 4 日、行財第 1395 号)」によれば、契約額が 100 万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。

(4)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
63	V	国保年金医療課	地域保健費	地域保健費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
神戸市健康診査業務に係る委託契約		(公財)兵庫県 予防医学協会	特命随意契約	68,795	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の 有無
後期高齢者の健康 診査		2016/4/1	2017/3/31 ま で	あり	あり
委託先選定理由		健康診査を実施する専門的知識・技術を有し、通年かつ地域巡回で、市民の利便性に配慮しながら、結核健診をはじめとした各種健診を一体的に行うことができる機関としてほかにないため。また、特定健診と同時に実施			

	することで、コストの削減を図ることができる。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	9 年（平成 20 年より）
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無
予定価格の積算方法	神戸市健康診査受診者数見込みと健診委託単価に基づき算定している。
実績確認の方法	神戸市健康診査の受診者数および金額の実績、神戸市健康診査結果データの確認を行っている。
契約保証金の受入状況	なし

（契約内容）

神戸市健康診査業務、健診の実施、結果通知表の作成および結果説明、健診結果のデータ化の業務を委託するものである。

<指摘事項-12>

「委託契約における随意契約の公表(平成 25 年 2 月 4 日、行財第 1395 号)」によれば、契約額が 100 万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。

（５）

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
7 4	IV、IV	介護保険課	包括的支援事業等費	包括的支援事業等費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額（千円）	落札率

神戸市配食サービス事業委託契約	(社福)神戸市社会福祉協議会	特命随意契約	28,426	—
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
配食サービス	2016/4/1	2016/7/31 ま で	あり	あり
委託先選定理由	神戸市社会福祉協議会は、各区社会福祉協議会と連携し見守り推進員や地域住民による見守り活動の支援、LSA派遣による見守り事業をはじめとする地域福祉活動を担っており、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体である。 当該事業においては、適切な安否確認と緊急時にはあんしんすこやかセンター等と連携した対応が必要であり、地域福祉のノウハウをいかした事業者への助言指導が不可欠である。このため、当該法人に委託し、地域福祉事業の経験とノウハウを活用することにより、当該事業の健全で円滑な運営に資することが期待できるため。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	5 年以上			
再委託(外注を含む)の有無及び内容	有 (配食及び安否確認)			
予定価格の積算方法	前年度配食数より来年度配食数を見込み、決定している。			
実績確認の方法	事業報告書に基づき、実績確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	なし			

(契約内容)

次の業務を委託するものである。

- (1)市内に居住する栄養改善が必要な高齢者及び調理困難な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う。
- (2)あんしんすこやかセンターの保健師等が低栄養状態の者に対し、食生活改善相談を行う。

本委託業務は、特定高齢者、65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、本サービスが必要であると市が認める者に対して、神戸市配食サービス（栄養改善）事業実施要項に基づき実施する業務である。

予定価格は、委託先から見積書を入手し、これに基づき算定されている。

委託料は、契約締結後に概算払いし、検査終了後に収支報告に基づき精算するとされている。委託先からの収支報告は、配食事業者委託費 17,503 千円、人件費 4,530 千円、その他事務費 1,411 千円、精算額合計 23,444 千円であり、概算払いとの差額 4,982 千円が返還されている。

<意見-10>

委託先から配食事業者に対して配布されている「神戸市配食サービス事業マニュアル」によれば、安否確認について、「①配送時には、確実に安否確認を行うとともに、利用者とコミュニケーションをはかるよう努めること、②不在時には、「不在時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、所定の手続きをとること、③異常を発見した場合には、「異常時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、適切に対応すること」が記載されている。

しかしながら、市は委託先から安否確認状況について、委託先から日報や配達時記録等に関する資料等を入手していない。今後は、委託先から安否確認状況の報告を入手されたい。

<指摘事項-13>

「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第 16 条によると、「検査員の報告に基づき、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認しなければならない」と規定しており、また委託契約約款第 8 条(検査)によると、「委託業務の給付の検査は、委託先からの履行届兼検査合格報告書の提出があった日から 10 日以内に行う」とされている。

本委託業務における納品書兼検査調書（履行届兼検査合格報告書）を確認すると、委託業務の件名、納入(履行)年月日、検査員等及び立会人の職名及び氏名（押印）、検査合格年月日、納期(履行期)限についての記載がない。今後は、

契約の履行を確認するため、適切な手続きを行うべきである。

(6)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
94	IV	さざんか療 護園	障害者福祉施 設費	障害者福祉 施設費	施 設 管 理 委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千 円)	落札率
さざんか療護園設 備総括管理業務委 託契約		(一財)神戸 すまいまち づくり公社	見積合せ	5,897	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千 円)	仕 様 書 の 有無
さざんか療護園		2016/4/1	2019/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		3 者の見積もり合わせにて最も安価な業者を選定する。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加 者が複数の場合の 参加者数		3 者			
単年度契約か、複 数年契約か		複数年契約			
同一契約先との契 約年数		5 年 (継続 5 年)			
再委託 (外注を含 む) の有無及び内 容		有 (簡易専用水道法定期検査、受水槽清掃業務、空調機定期 点検他)			
予定価格の積算方 法		委託業者作成による見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法		4 か月毎に履行届の提出により、実績確認を行っている。			
契約保証金の受入 状況		なし			

(契約内容)

さざんか療護園での施設管理マネジメント業務、機械設備の定期点検・法定点検等及び防虫・防鼠業務等の施設の設備管理業務を委託するものである。

本委託業務は、自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約（3 年）となっており、3 者(1 者辞退のため、実質的には 2 者)見積合わせによる最も安価な業者が委託先に選定されている。

見積合せ候補先の選定理由について、冷暖房等の施設管理マネジメント業務に実績のある神戸すまいまちづくり公社と神戸市競争入札参加資格者のうち過去に実績のある業者として 2 者の合計 3 者が選定されている。

仕様書によれば、委託料の内訳は次のとおりである。

① 施設管理マネジメント業務費
② 定期点検、法定点検等及び保守業務費
③ 施設使用料(無償)
④ 修繕・消耗品費(200 千円を計上する)(注)

(注) 修繕・消耗品費は年度末に実費精算を行う

見積合せの結果は、次のとおりである。(単位：千円)

候補先	見積金額(税込)
神戸すまいまちづくり公社	5,896
西日本総合設備㈱	14,094
大阪ガスコミュニティライフ㈱	辞退

上記 2 者の見積金額(3 年)を比較すると、次のとおりである。(単位：千円)

業務	神戸まちづくり公社	西日本総合設備㈱	
① 管理業務	1,500	9,000	(注)
① 法令定期点検業務	3,360	3,450	
② 小修繕・消耗品	600	600	
小計	5,460	13,050	
消費税	436	1,044	
合計	5,896	14,094	

(注) 2 者を比較すると、管理業務に大きな差が見られる。1 年換算で比較すると、神戸すまいまちづくり公社が 500 千円であるのに対して、西日本総合設備㈱は 3,000 千円(月額 250 千円×12 月

分)を計上している。法令定期点検業務ではほとんど差が見られない。

<指摘事項-14>

委託契約第 4 条によれば、市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託してはならないと規定している。

本委託業務においては、平成 28 年 4 月 1 日付で委託先より次の再委託承諾申請書が提出されている。市はこれに基づき申請内容が再委託を承認する基準を満たしているか審査し書面による再委託承諾の通知を行うことになるが、この書面による再委託承諾の通知を失念している。今後は、適正な手続きを行うべきである。

業務	再委託先
簡易専用水道法定期検査	関西工管(有)
受水槽清掃業務	関西工管(有)
ねずみ・害虫等の除去	神戸ダイヤモンドメンテナンス(株)
空調機フィルター清掃	IUCコミュニティライフ(株)
空調機定期点検(GHP)	大阪ガス(株)
ポンプ点検業務	IUCコミュニティライフ(株)
排水管等洗浄業務	関西工管(有)

(7)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
103	IV	健康づくり 支援課（保健課）	地域保健費	地域保健費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 （契約方法）	契約額（千円）	落札率
肺がん検診業務委託契約		（一社）神戸市医師会	特命随意契約	177,667	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
肺がん検診		2016/4/1	2017/3/31 ま で	あり	あり
委託先選定理由		委託先は、診療科目等を問わず神戸市内の医療機関を会			

	員とする唯一の団体である。当該委託先と契約を締結することにより、神戸市内の約 440 の医療機関において肺がん検診を実施することができ、肺がん検診を受けようとする市民のニーズに対応することが出来る。また、委託先を通じ、各医療機関への速やかな情報提供、円滑な指導等を行うことができ肺がん検診事業の質的安定を図ることが出来る。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	28 年（継続 28 年）
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無
予定価格の積算方法	単価に受診者数伸び率を乗じて積算している。
実績確認の方法	成果物（検診記録票等）の入手、業務実績報告書の提出に基づき実績確認を行っている。
契約保証金の受入状況	なし

（契約内容）

神戸市内の医療機関における肺がん検診の実施に係る業務を委託するものである。

本委託業務は、「検診・健康診査実施要綱」及び「肺がん検診実施要領」の定めるところにより、実施される検診業務である。検診は、神戸市医師会の会員である指定医療機関(約 440 医療機関)で行なわれ、検診対象者は、神戸市に居住する 40 歳以上の者とされている。

本委託業務のうち撮影業務に係る委託料は単価契約であり、契約単価(税込)は、次のとおりである。

業務	契約上の単価 (円)
----	---------------

アナログ撮影(1人あたり)	6,785
デジタル撮影(1人あたり)	6,739

本委託業務のうち読影医出務費に係る委託料(@20,700 円の単価契約)は、契約締結後概算払し、契約期間終了後精算を行うとされており、概算払いは、平成 29 年 3 月 27 日に 2,995 千円、精算額に基づく不足額 2,772 千円は、平成 29 年 5 月 31 日に支払われている。

概算払い及び精算の状況は次のとおりである。(単位：千円)

業務	概算額(注 1)	精算額(注 2)	不足額
読影医出務料	2,995	5,767	2,772

(注 1)@20,700 円×2 人×67 回×1.08=2,995 千円

(注 2)@20,700 円×2 人×129 回×1.08=5,767 千円

<意見-11>

読影医出務費に係る委託料は、委託先からの請求書(@20,700 円×2 人×読影回数 129 回)により、履行確認し精算処理を行っている。

読影医出務費については、契約条項第 10 条(実施状況の報告)において、「月ごとの業務の実施状況を市に報告し、検査を受けなければならない」とされており、具体的な報告資料として一年間の「(1)読影委員会の開催回数及び出務した読影医委員の氏名等」を求めているが、月ごとの執務実績を求めている。今後は、契約条項どおりの月ごとの業務状況の報告を受けるように見直しを検討されたい。

(8)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1 1 6	Ⅱ	地域医療課	其他民生施設整備費	其他民生施設整備費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
神戸リハビリテーション病院公共建築物定期点検業務		(株)山本設計	見積合せ	1,599	—

委託契約				
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
公共建築物定期点検	2017/1/13	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	見積合せにより選定している。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度			
同一契約先との契約年数	2 年（平成 25 年契約）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無			
予定価格の積算方法	前回（H25 年度）契約金額により算定している。			
実績確認の方法	業務完了報告書等成果物の入手に基づき実績確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	なし			

（契約内容）

神戸リハビリテーション病院について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況等を点検する公共建築物定期点検業務を委託するものである。

見積合せ候補先 3 者の選定理由について、住宅都市局推薦業者として(株)黒田設計、現行の保全計画作成業者として(株)昭和設計、前回定期点検実施業者として(株)山本設計の 3 者が選定されている。

見積合せの結果は、次のとおりである。

（単位：千円）

候補先	見積金額
(株)山本設計	1,599
(株)黒田建築設計事務所	1,998
(株)昭和設計	辞退

本委託業務は、3 者(うち 1 者辞退)見積合せによる最も安価な業者として、(株)山本設計が委託先として選定されている。

<指摘事項-15>

契約事務手続規程第 13 条によれば、その他請負について、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」契約をいうと規定されている。市の説明によれば、本業務については、設備等の動作確認のみでなく、専門的見地から施設保全是正に関する意見や設備更新に関する判断等をしていただく必要があるため、委託契約としている旨の確認を住宅都市局建築技術部保全課に行っているとのことである。

しかしながら、本業務は、基本的に公共建築物の法定定期点検であり、点検検査項目、点検の方法・進め方、報告書作成方法等が仕様書において具体的かつ詳細に明示されている。それ以上の意見や判断が専門的見地から必要と認められる業務については、別契約として検討することで十分対応が可能である。すなわち本業務については、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」ため、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものである。経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。

(9)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1 2 4	Ⅱ	看護大学事務局	運営費	看護大学運営費	施設管理委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
神戸市看護大学常駐警備業務委託契約		国際ライフパートナー(株)	見積合せ	8,960	88.8%

事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
施設維持管理費	2016/4/1	2017/3/31 ま で	あり	あり
委託先選定理由	見積合せにより、失格基準価格を下回らない最も安価であったため。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	5 年（継続 5 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無			
予定価格の積算方法	賃金時間給及び警備時間数に基づき算定している。			
実績確認の方法	実施状況報告書に基づき実績確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	なし			

（契約内容）

神戸市看護大学における常駐警備及び図書館夜間受付業務を委託するものである。

本委託業務は、3 者(2 者辞退のため、外形的には特命随意契約と見られかねない)見積合わせによる委託先選定とされている。

見積合せ候補先 3 者の選定理由について、当大学にて過去に実績のある業者として国際ライフパートナー(株)、当大学の夜間機械警備会社として日本安全警備(株)、他の大学・図書館で実績ある業者として(株)警備ひゃく、の 3 者を選定している。

仕様書によれば、業務内容は次のとおりである。

- (1)24 時間常駐警備業務 1 名
 (2)図書館夜間受付業務 19 時～21 時(年間 203 日予定) 1 名
 ただし、金曜日のみ 21 時 30 分まで延長 (年間 39 日予定)

24 時間常駐警備業務として、(1)不法侵入、挙動不審者の取り締まり(監視モニターによる)、(2)自動車侵入ゲートの操作(監視モニターによる)、(3)時間外の校舎出入者の確認、(4)各室の鍵の受渡し、保管(鍵受渡簿を使用すること)、(5)時間外における使用終了施設の施錠、(6)時間外における玄関等出入口の開閉、(7)使用施設の開錠及び使用終了施設の施錠、(8)校舎内外の巡回、を行うものとしている。

警備業務の時間及び場所は、次のとおりである。

- (1)平日・行事開催日 9 時から 17 時まで (正門玄関守衛室)
 17 時から翌日 9 時まで (本部研究棟保安管理室)
 (2)土曜日・日曜日・祝日・年末年始 9 時から翌日 9 時まで(本部研究棟保安管理室)

常駐業務及び図書館業務に要する時間は、次のとおりである。

業務	日数×時間	延べ時間
常駐業務	365 日×24 時間	8,760 時間
図書館業務 9:00 ～ 21:00	164 日×2 時間	328 時間
9:00 ～ 21:30	39 日×2.5 時間	98 時間
合計		9,186 時間

見積合せの結果は、次のとおりである。

(単位：千円)

候補先	平成 28 年度見積金額	平成 27 年度見積金額 (参考)
国際ライフパートナー (株)	8,960	8,730

㈱警備ひやく	辞退	9,331
日本安全警備㈱	辞退	辞退

委託先からの見積書は、次のとおりである。(単位：千円)

業務	積算	金額
常駐警備業務(9:00～9:00)	365 日×24H×@ 900	7,884
図書館受付業務(19:00～21:00)	203 日×2H×@ 900	365
図書館受付業務延長(金曜のみ 21:00～21:30)	39 日×0.5H×@ 900	17
守衛室使用料		30
小計		8,296
消費税		663
合計		8,960

<指摘事項-16>

本業務については、見積合せにおいて価格のみによる業者の選定を行っていることから明らかなように業務内容を仕様書においても「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示でき」価格のみによる競争が可能な契約であると考えられる。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。

(10)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
127	Ⅲ	看護大学事務局	運営費	看護大学運営費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千円)	落札率
看護大学図書館データ入力業務委託契約		神戸市外国語大学生協	特命随意契約	999	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
看護大学 図書館		2016/4/1	2017/3/31 ま	あり	あり

関係		で		
委託先選定理由	他大学での実績があり、信頼がおけるため。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	5 年（継続 5 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無			
予定価格の積算方法	委託業者作成の見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法	履行届により確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	なし			

（契約内容）

図書情報を電算機にデータとして入力する業務を委託するものである。

仕様書によれば、業務内容は次のとおりである。

図書館図書データ入力業務(図書書誌データ入力、蔵書印押印、図書へのバーコードラベル等の貼付、カバーの装着、プロテクトシール貼付、NACSIS=CAT(国立情報学研究所学術情報システム)への登録)

図書データ入力範囲は、平成 27 年度購入予定の図書等(和書・洋書)約 4,000 点、教員研究用図書等約 1,000 点、合計 5,000 点である。

予定価格は、委託先から見積書を入手し、これに基づき算定されている。

委託料は、7 月末(4～6 月分)、10 月末(7～9 月分)、1 月末(10～12 月分)、4 月末(1～3 月分)までに各 249 千円が履行確認後に支払われている。

<指摘事項-17>

本委託業務における特命随意契約理由として「神戸市外国語大学消費生活協同組合は、本学の開設前から同業務を委託しており、外国語大学での実績をはじめ、信頼のおける業者である」ことをあげている。しかしながら、業務内容から判断すると代替する業者がいらないとはいえず、同様の業務に精通し

た業者は、多数存在し他の民間業者でも十分対応可能な業務であるといえる。

安易に競争原理を排除した例外的な契約方法である特命随意契約とするのではなく、競争性、公平性の観点から、競争入札あるいは見積合せによる業者選定方法を検討されたい。

5、こども家庭局

① こども家庭局について

こども家庭局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

(1)子供及び青少年の健全育成に関する事項

(2)子育て支援に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 10 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行った。

こども家庭局事務事業委託審査委員会の審査対象は、1 件あたりの予定価格が 100 万円を越える事務事業となっている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
IV	1	1		1
V	2	1		1
	合計	2		2

こども家庭局において、8 月 10 日にヒアリングを行った。

指摘事項等があった事業は以下の通りである。

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
25	IV	振興課	児 童 養 護 施設費	保育振興費	そ の 他 委 託料
件名		委託先	業 者 選 定 方法（契約 方法）	契 約 額（千 円）	落札率
仕事・子育て両立支援		株式会社マ	公 募 型 プ	24,960	99.8%

事業に関する委託契約費	マスクエア	ロポーザル方式		
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
仕事と子育ての両立支援拠点の整備	2016/12/26	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	選定理由は、公募型プロポーザルの提案事業者から提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション等に対する「神戸市仕事・子育て両立支援事業 実施事業者選考審査会」の各委員の意見を参考に、最優秀提案事業者を決定し、委託先事業者の候補とした。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（企画提案方式（企画コンペ方式）により選考された者と契約を締結する場合。）			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	1 年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	有り（施設改修）			
予定価格の積算方法	他都市の類似事例を基に試算。			
実績確認の方法	報告書等に基づき履行確認を行う。			
契約保証金の受入状況	受入なし（契約規則第 25 条(6)により免除）			

（契約内容）

内容は以下の業務

- （１）乳幼児を持つ母親が勤務するオフィスの整備・運営
- （２）母親の継続的な収入確保に向けた支援の実施

（３）周辺地域の活性化に向けた連携事業の実施

（１）の業務の内容は、①託児スペースとカフェスペースを兼ね備えたオフィスへの改修や、什器・備品の調達を行うとともに、必要なセキュリティ対策を実施すること。②平成 29 年 4 月からの運営開始に向けて、当オフィスで働く母親や、運営を行うスタッフを採用するとともに、スキル習得のための研修を実施すること。③当オフィスは常時 30 名程度の母親が勤務可能な仕様とすること。④常時 30 名程度の母親が勤務可能な業務を調達すること。⑤本事業の実施により得られた成果を検証し、公表を前提とした報告書を作成すること。

（２）の業務の内容は、母親の子育てに対する経済的支援を考えた場合、乳幼児期の子育てが終了し、当オフィスを利用する必要がなくなった後も、母親が継続して収入を確保できる仕組みを構築するため、母親の継続的な収入確保のための支援を実施するものとする。

（３）の業務の内容は、①地域（くにづかりボーンプロジェクト）との連携により、商店街への集客イベントの開催や、カフェスペースを活用した母親の学びの場の設置など、地域活性化につなげること。②保育士養成施設等との連携によるインターンシップの受け入れ、技術系の大学等との連携による子ども見守りシステム IoT 実証実験の実施など、産官学連携を推進する場とすること。

本事業を行うオフィスは新長田駅南再開発エリア内のアスタくにづか 4 番館東棟 2 階に整備された。オフィス仕様への改修を当事業の受託者の株式会社ママスクエアからコクヨマーケティング株式会社に再委託している。このオフィス仕様への改修については、「神戸市仕事・子育て両立支援事業業務受託公募型プロポーザル実施要領」でも必要費用として認識されている。

委託契約約款第 4 条（再委託等の禁止）第 2 項において「乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。」と規定されている。

<指摘事項-18>

神戸市では再委託を行う場合は、事前に受託者側から神戸市長宛に「再委託承認願」を提出し、承諾にあたっては委託審査委員会で審議することになっている（委託事務の執行の適正化に関する要綱第 13 条第 2 項第 6 号）。ま

た再委託契約の締結がある場合は、契約書のコピーを後日提出することになっている。

上記のように、株式会社ママスクエアはオフィス仕様の改修をコクヨマーケティング株式会社に再委託しているが、「再委託承認願」も提出されておらず、神戸市も受領していない。また委託審査委員会の審議もなされていない。更に、再委託先との契約書のコピーも提出されておらず、神戸市も受領していない。

委託事務の執行の適正化を図るために、手続きの順守を図るべきである。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
35	V	振興課	児童養護施設費	保育振興費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
福祉情報システム「教育・保育給付等」多子軽減対応 その3		株式会社 野村総合研究所	特命随意契約	59,466	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
福祉情報システム（臨時）		2016/7/25	2017/2/28 まで	—	有り
委託先選定理由		神戸市福祉情報システム「教育・保育給付等」の保守には、同システムについての高度な技術・知識が必要であるところ、これを有するのは 25 年度から 26 年度にかけて当システムを開発した現委託先のみであり、現在の神戸市の体制では直営化できないため業務委託を行う。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 特例政令第 10 条第 1 項第 2 号 当該システムを熟知しており、委託先として最適で			

	あるため
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	1 年
再委託（外注を含む）の有無及び内容	再委託承諾依頼書が提出されており、その範囲（プログラム及びデータの調査・改変対応）で認めている
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。
実績確認の方法	業務完了報告書、及び成果物の入手に基づき実績チェックを行う。

（契約内容）

神戸市福祉情報システムにおける、教育・保育給付等サブシステムにて、「多子減免」の情報を管理する機能の開発。

国際入札（特定調達）として、「政府調達に関する協定」（条約）に基づく調達で、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、「特例政令」）」により特別な手続が定められている。その基本的な考え方は、外国企業に対して、政府（都道府県・政令指定都市も対象）による産品（物）・サービスの調達に関して、内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用するものであり、国内外の企業等が公平に調達手続き（入札）に参加できるようにすることを目的としている。この特例政令で対象及び対象金額が定められている。

当事業は、「対象となるサービス」の「コンピュータ関連サービス」に該当し、対象金額も 3,300 万円以上であるため、当該「政府調達に関する協定」の対象となる。

<指摘事項-19>

担当課では、当事業が「政府調達に関する協定」の対象事業であることは認識されてはあったが、こども家庭局事務事業委託審査委員会へ提出する同議案の記載に一部不備が見られ、神戸市のホームページで公表される「委託契約における特命随意契約の結果について」で事実と異なる記載がなされている。

当該契約は、原則として一般競争入札をしなければならない。例外として、随意契約ができる場合として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）」第 11 条第 1 項各号に該当する場合に限

定されている。なお、当該規定には、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（その性質又は目的が競争入札が適しないもの）が準用されていない。当事業では、随意契約で株式会社野村総合研究所に発注している。こども家庭局事務事業委託審査会議案で、「4（2）随意契約を行う予定である場合、法令に定められている事由（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号、又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令第 10 条第 1 項各号）のいずれに該当するか。」で、特例政令第 11 条各号で受審しなければならないのに、両規定を根拠に受審されている。また、上記ホームページの公表で、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当」と記載されている。

適正な契約手続が望まれる。

6、環境局

① 環境局について

環境局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

(1) 廃棄物の処理に関する事項

(2) 環境の保全に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 3 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
I	2	1		1
IV	1	1		1
	合計	2		2

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
13	IV	資源循環政策課	リサイクル推進費	リサイクル推進費	その他委託料

件名	委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
平成28年度リサイクル工房ろっこう運営業務委託料の支出	灘中央地区まちづくり協議会	特命随意契約	3,037	100.0%
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
リサイクル工房の運営	2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	灘中央地区まちづくり協議会は、当該施設の平成25年度管理運営業務委託先の公募選定において、外部委員3名と環境局資源循環部長で組織した「神戸市リサイクル工房管理運営業務委託団体審査会」において選定された事業者である。 当該公募の規定において、「履行状態が良好な場合は、評価委員会での審査の後、最大3年間契約を延長する」としている。平成28年2月4日に開催した「神戸市リサイクル工房管理運営業務委託団体評価委員会」においては、4名の委員が「A（概ね良好）」の評価であり、履行状態は良好である。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	-			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	5年(継続5年)			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無し			
予定価格の積算方法	最低賃金や前年度実績などを元に積算した予算額			
実績確認の方法	月次でのリサイクル工房利用実績報告書、企画事業			

	に係る実施報告書、神戸市リサイクル工房管理運営委託団体評価委員会、及び年度末の決算報告
契約保証金の受入状況	無し

(契約内容)

リサイクル工房ろっこの運営

- ①大型ごみ再生品（家具・自転車）の展示・提供に係る業務
- ②不用品（育児・子供用品、古本）の交換に関する業務
- ③市民啓発事業の企画・実施
- ④工房内掲示物等の管理
- ⑤来館者への対応
- ⑤ その他付随業務

<指摘事項-20>

仕様書に示された企画事業に係る実績報告書の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
26	I	事業系廃棄物対策部	環境総務費	環境総務費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
産業廃棄物の適正処理に係る研修会開催等業務に係る委託経費支出		一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	特命随意契約	432	100.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の

			円)	有無
産廃対策	2017/4/1	2018/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	(1) 一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）は、産業廃棄物の適正処理の促進を目的とした兵庫県下唯一の一般社団法人であって、事務事業執行の公正さが確保できる。 (2) 協会は平成 4 年 4 月の創設以来、設立目的を達成するため、産業廃棄物に関する研修事業、相談指導事業及び啓発事業等を継続的に実施しており、知識・技術・信用・実績等の観点から本委託業務の処理の確実性が確保できる。 (3) 協会は約 600 社の産業廃棄物処理業者又は排出事業者を会員としており、同協会に対し、研修会及び指導啓発業務を実施させることにより、産業廃棄物処理業全体の健全な育成・発展や環境保全に対する意識の高揚を図ることができる。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	継続 26 年（設立当初からなら 26 年。記録としては平成 14 年度から（継続 16 年）しか残っていない。）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	契約書で再委託を禁止している。			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法	業務完了報告書の入手に基づき実績チェックを行う。			
契約保証金の受入状況	無し			

（契約内容）

- (1) 産業廃棄物処理業者及び排出事業者を対象とする研修会開催業務
- (2) 産業廃棄物の適正処理に係る相談及び指導業務
- (3) 産業廃棄物の適正処理に係る啓発業務

一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会が事業として主催する研修会は年間 6 回開催されており、また相談及び指導業務として産業廃棄物の適正処理が各種法令手続きに関して協会会員をはじめ関係事業者、県民からの相談に対し情報提供や指導・助言をおこなうなど年間 4,548 件対応している。

一方、本件委託業務にかかる仕様書によると委託業務の内容に研修会開催、相談及び指導業務などがあり、同協会から市に提出された見積書では講習会開催として 1 回（311 千円）、相談指導業務として賃金@6 千円×1 日×12 か月＝72 千円と記載されており、委託業務実施報告書によれば講習会開催（1 回）、相談対応事例 4,548 件（同協会が事業として年間を通じておこなった件数と同数）と記載されている。

原課は「（一社）兵庫県産業廃棄物協会への委託事業は、兵庫県の呼びかけにより、地方自治体の業務として実施していた産業廃棄物処分に対する相談・指導、講習会及びパトロール等を、県下で集約して行うことで効果を高めるために始まったもので、姫路市や尼崎市、西宮市も神戸市と同様に同協会に業務を委託しています。」と回答している。

<指摘事項-21>

本件委託業務のうち相談指導業務の範囲が同協会から提出された見積書と委託業務実施報告書との間で乖離が生じており、委託業務実施報告書の内容から推察すると実質的に同協会がおこなっている事業にかかる費用を補助したものだといえる。本件は不当な委託契約であり、補助金として支出すべきである。

7、経済観光局

① 経済観光局について

経済観光局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 商業，工業，貿易及び観光に関する事項
- (2) 農林水産業に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 3 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅱ	1, 2	2		2
	合計	2		2

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
31	Ⅱ	観光コンベンション課	観光事業費	観光事業費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
有馬温泉有明山荘境界確定測量業務		合資会社ゼンクリエイト	見積合せ	3,413	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
有馬観光の振興		2016/11/1	2017/3/31まで	無（見積合せの上、最低価格の業者と契約）	あり
委託先選定理由		2者から見積を取った結果、安価な方を採用			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第1号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		2者から見積を取った結果、安価な方を採用			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約		無			

年数	
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無
予定価格の積算方法	無
実績確認の方法	納品後に履行確認
契約保証金の受入状況	無

（契約内容）

有明山荘境界確定測量業務

1. 基準点測量
2. 現地測量
3. 用地測量
4. 打ち合わせ協議

<指摘事項-22>

本件は委託契約として契約締結している。この点、市の説明では地番錯綜により調査対象となる土地の位置関係、周辺所有者の状況が複雑かつ不明瞭であり、仕様書に調査項目や条件を落とし込むことが困難であること、また追加調査等の突発的事象が発生する可能性が高いことから、その他請負ではなく委託契約としたとしている。

しかし、本件業務は契約内容から通常の測量業務の範疇であり、契約事務手続規定第13条3項「測量および地質調査」に該当することから、その他請負契約として手続すべきである。

（2）

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
52	Ⅱ	農業振興センター	運営費	農業共済運営費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
神戸市水稻共済事業に係る土づくり資材		兵庫六甲農業協同組合	見積合せ	袋詰め完熟堆肥1袋当	—

の調達及び配布業務			り 680 円(消費税等込)とし、配布実績数を乗じて得た額の合計	
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
損害防止事業費用	2016/11/29	2017/2/28 まで	最低価格の業者と契約する方針である。	あり
委託先選定理由	選定理由は、神戸市内の畜産農家の家畜糞尿を原料とする完熟堆肥を販売しており、市内水稲共済加入者に行きわたる量を確保できる神戸市内の業者であるため。かつ、見積り合わせの結果、最低金額を提示したため。			
契約方法の根拠	神戸市内の畜産農家の家畜糞尿を原料とする完熟堆肥を販売しており、市内水稲共済加入者に行きわたる量を確保できる神戸市内の業者は4社のみであるため。			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	4 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			

(契約内容)

袋詰め完熟堆肥の調達及び水稲共済加入者への配布並びにこれに付随する業務。

<指摘事項-23>

当該業務は物品調達業務と各戸への配布業務とが組合わさった業務であり、

契約形態で見れば物品購入契約とその他請負契約（契約事務手続規程（経理契約）第13条1号）にあたる。

この点、市の説明では「水稻共済損害防止事業の目的は、市内畜産農家の家畜糞尿を原料とする袋詰め完熟堆肥を水稻共済加入者へ配布し、水稻の生育に好適な土づくりを促すことで、共済事故の防止を図ることとともに、農薬及び化学肥料の使用量低減と資源循環を推進することである。そのため、市内の畜産農家により適正な飼養衛生管理のもと飼養されている牛の排泄物を原料として製造された完熟堆肥を調達し、かつ、農閑期の限られた期間に堆肥配布該当者約2800戸へ、効率的に配布することができる地理的情報をもち合わせる必要があるとして「専門的な情報、知識又は技術を活用しなければならない」に該当するため委託契約である（委託事務の執行の適正化に関する要綱第4条第1類型）。」としている。

しかし、一般にも販売されている完熟堆肥を調達し、約2,800戸の決められた農家に配布することが同条項に示される「専門的な情報、知識又は技術」にあたるとするのは拡大解釈であるといえよう。したがって具体的かつ一義的な仕様書内容であり、委託契約ではなく経理契約として競争入札すべきである。

8、建設局

① 建設局について

建設局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 道路に関する事項
- (2) 下水道及び河川に関する事項
- (3) 公園緑地及び砂防に関する事項

当局総務課に対して平成29年8月10日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

建設局事務事業委託審査委員会の審査対象は、1件あたりの予定価格が100万円を超える事務事業となっている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計

Ⅱ	1, 2	2		2
Ⅲ	3	1		1
Ⅳ	1, 1, 2, 2, 4	1	4	5
Ⅴ	3		1	1
	合計	4	5	9

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
52	Ⅱ、Ⅳ、Ⅳ	道路部管理課	道路橋梁費	道路橋梁費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
平成28年度 休日・夜間緊急出動業務その2		株式会社 N E O D A I S E I	見積合わせ	89 （単価合計額）	81.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格（千円）	仕様書の有無
休日・夜間の緊急連絡処理体制の充実		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり （単価合計額）	あり
委託先選定理由		過去実績のある指名業者のうち、最低見積額提示業者			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		6者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		4年以上			
再委託（外注を含む）		無			

の有無及び内容	
予定価格の積算方法	標準積算基準、機械損料算出基準に則り、必要工種を積み上げ。
実績確認の方法	完了報告および実施業務報告による。
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 項第 1 号により免除

(契約内容)

本業務は、長田区、須磨区、垂水区、西区の休日・夜間において道路、公園及び河川の安全を確保するため、①バリケード設置等の応急安全対策、②凍結防止対策、③路面すべり防止対策、④その他の緊急な応急対応に関し、休日・夜間緊急連絡センターから緊急連絡があれば、速やかに現地確認を行い適切な応急措置を行うものである。

当該契約は単価契約であり、最終的に各単価に出勤時間等に乗じた額が執行額となる。

以下は委託料（単価合計）と最終精算額（執行額）の推移である。

(単位：円)

年度	委託先	委託料 (単価合計)	執行額
29 年度	株式会社 NEO DAISEI	¥88,800	未確定
28 年度	株式会社 NEO DAISEI	¥88,800	¥16,396,668
27 年度	株式会社 NEO DAISEI	¥87,760	¥13,862,173
26 年度	株式会社 NEO DAISEI	¥85,050	¥24,880,497
25 年度	株式会社 NEO DAISEI	¥73,365	¥10,131,321
24 年度	株式会社 幸和道路管理	¥69,850	¥10,275,455

<意見-12>

見積合せて比較しているのは、出勤費や深夜出勤費、待機料の単価を単純に合計した単価合計である。

(円/時間)

	平成 27 年度	平成 28 年度
出勤 A	15,800	16,000
深夜 A	21,200	21,500
出勤 B	20,500	20,800
深夜 B	28,800	29,000
待機	580	600
待機 深夜	880	900
単価合計	87,760	88,800

しかし実際には各単価に時間を乗じたそれぞれの金額の合計が執行額になることは言うまでもない。平成 28 年度の実績では、待機（通常・深夜）併せて 6,816 時間に対して、出勤 A 313.5 時間、深夜 A 126 時間、出勤 B 67.5 時間、深夜 B 37.5 時間であった。

単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意すべきである。

<指摘事項-24>

当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-12 で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。

<意見-13>

平成 28 年 10 月 1 日の兵庫県の最低賃金は 819 円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に 1 名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。

当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-24 の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。

(2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
56	Ⅱ、Ⅳ、Ⅳ	道路部管理課	道路橋梁費	道路橋梁費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
平成28年度休日・夜間緊急出動業務（電気設備に係る緊急対応）		コガセ工業（株）	見積合わせ	111 （単価合計額）	54.9%
事業名		契約日	契約期間	予定価格（千円）	仕様書の有無
休日・夜間の緊急連絡処理体制の充実		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり （単価合計額）	あり
委託先選定理由		過去実績のある指名業者のうち、最低見積額提示業者			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		2者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		4年以上			
再委託（外注を含む）		無			

の有無及び内容	
予定価格の積算方法	標準積算基準、機械損料算出基準に則り、必要工種を積み上げ。
実績確認の方法	完了報告および実施業務報告による。
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 項第 1 号により免除

(契約内容)

市内一円の夜間又は休日等勤務時間外において道路や公園の安全を確保するため、照明灯の故障や事故等による照明柱の倒壊など緊急対応が必要な場合で、かつ電気設備に関連するものについて、当面の安全措置を講じ二次災害の防止を図る。

<意見-14>

見積合せて比較しているのは、出勤費や深夜出勤費、待機料の単価を単純に合計した単価合計である。

(円/時間)

	平成 27 年 度	平成 28 年 度
出勤 A	8,750	8,750
深夜 A	11,540	11,540
出勤 B	14,230	14,230
深夜 B	18,560	18,560
出勤 C	25,380	25,380
深夜 C	31,020	31,020
待機	600	600
待機 深夜	830	830
単価合計	110,910	110,910

しかし実際には各単価に時間を乗じたそれぞれの金額の合計が執行額になることは言うまでもない。平成 28 年度の実績では、待機（通常・深夜）併せて 6,816 時間に対して、出勤 A（深夜含む） 97.5 時間、出勤 B 23 時間（深

夜B実績なし)、出勤C 12時間(深夜C実績なし)であった。

単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意されたい。

<指摘事項-25>

当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-14で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。

<意見-15>

平成28年10月1日の兵庫県の最低賃金は819円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に1名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。

当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-25の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
68	Ⅲ、Ⅴ	技術管理課	土木総務費	土木総務費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法(契約方法)	契約額(千円)	落札率
平成28年度 神戸市土木工事資材単価		(一財)建設物価調	見積合せ	18,360	92.7%

等作成業務委託	査会 大 阪 事 務 所			
事業名	契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕 様 書 の 有 無
土木積算システム	2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	選定理由は、過年度の本市契約実績ならびに事業者の調査業績を考慮して選定している。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	2 者（うち 1 社辞退）			
単年度契約か、複数年契約か	単年度			
同一契約先との契約年数	2 年目、			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無し			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書、ならびに業務委託設計システムによる積算により決定している。			
実績確認の方法	毎月ならびに随時の単価表（データ）納品確認及び業務完了報告書により実績確認している。			
契約保証金の受入状況	受入していない（履行保証保険に加入）			

（契約内容）

上記契約は、「神戸市土木工事設計単価表」の改定作業にあたり、国土交通省単価、兵庫県単価及び物価資料等を用いて、本市単価根拠の更新及び単価（データ）を作成するものである。

市は一般財団法人建設物価調査会と一般財団法人経済調査会に見積もりを依頼しているが、経済調査会は辞退している。過去 3 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	社名	見積金額
平成 25 年度	建物物価調査会	5,400,000
	経済調査会	8,400,000
平成 26 年度	建物物価調査会	6,588,000
	経済調査会	9,090,000
平成 27 年度	建物物価調査会	6,588,000
	経済調査会	辞退
平成 28 年度	建物物価調査会	17,928,000 ※
	経済調査会	辞退

※特別調査資材品目数の変更により契約変更

変更後の契約額は 18,360 千円

平成 27 年度から経済調査会が見積もりを辞退しているため、外形的には特命随意契約による業者選定であると見られかねない。

<意見-16>

ホームページで公表することを検討されたい。

意見-2 を参照。

<指摘事項-26>

建設資材等の市場価格の実態調査は、他の自治体においても（財）建設物価調査会と（財）経済調査会が受託先として有力ではあるが、両者での一般競争方式や総合評価落札方式等での入札で選定されているケースが多い。総合評価方式での入札が可能である案件に対し、委託内容が調査であるために委託契約だとして、随意契約とするのは適切ではないものとする。業者選定方法について再検討する必要がある。

(4)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
84	IV	中部建設	橋梁整備費	橋梁整備費	その他委

		事務所			託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
スラブ点検に伴う天井撤去業務		神戸地下街株式会社	特命随意契約	368	-
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
橋梁補修		2016/6/15	2016/7/30まで	予定価格は設けていない	あり
委託先選定理由	神戸駅前連絡地下道（デュオこうべ山の手）では平成27年度に天井の躯体スラブ下面において鉄筋の腐食に伴うコンクリートの剥落が確認された。本業務は、コンクリートの剥落が認められた箇所とその周囲の天井板を外し、コンクリートの状態を確認することを目的とする。 神戸駅前連絡地下道（デュオこうべ山の手）は本市と神戸地下街株式会社が双方費用負担を行い、市所有の地下道部分、当該事業者所有の店舗部分及び中央監視室、トイレ及び機械設備等の共有部分を一体的に整備しており、昭和49年に本市と当該業者の間で締結した協定では、市が所有する部分も含め当該事業者が日常管理をすることとしている。 以上の理由により、地下道と店舗部分は施設として一体的なものであることから、本業務に関して当該事業者以外に適切な者は考えられない。				
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	特命随意契約				
単年度契約か、複数年	単年度契約				

契約か	
同一契約先との契約年数	該当なし
再委託（外注を含む）の有無及び内容	有
予定価格の積算方法	予定価格は設けていない。
実績確認の方法	完了報告書及び現地確認
契約保証金の受入状況	無

（契約内容）

神戸駅前連絡地下道（デュオこうべ山の手）では平成 27 年度に天井内の躯体スラブ下面において鉄筋の腐食に伴うコンクリートの剥落が確認された。本業務は、コンクリートの剥落が認められた箇所とその周囲の天井板を外し、コンクリートの状態を確認することを目的とする。

業務内容

- ・ 仮設足場・養生 6 箇所
- ・ 天井パネル撤去（点検）6 箇所
- ・ 撤去跡落下物防止ネット養生 6 箇所
- ・ 安全費 一式
- ・ 片付け・清掃 一式
- ・ 報告書の作成

<指摘事項-27>

上記契約に関し、受託者は仮設撤去工事については㈱谷森工務店へ、警備については日本機動警備㈱へ再委託している。

再委託を行う場合には受託者からの承諾申請書および再委託の承諾が必要となるが、再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、仕様書上に記載があった場合においてもその有無及び実施内容についてより明確に把握するために、再委託申請書を徴取し、その可否について検討した結果を通知する必要がある。

本件では上記の再委託の手続きが行われていない。今後、適正な事務手続きが必要である。

9、住宅都市局

① 住宅都市局について

住宅都市局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (3) 建築に関する事項

当局に対して平成 29 年 8 月 4 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行った。

住宅都市局が取り扱う委託契約について、公正適切な執行を期するため「住宅都市局委託事務審査委員会」を設置して運営している。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅲ	1, 2	2		2
	合計	2		2

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
235	Ⅲ	耐震推進課	建築指導費	建築指導費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
平成 28 年度住宅耐震化促進事業・現場審査業務委託		株式会社兵庫確認検査機構	見積合せ	1,920	50.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
すまいの耐震化促進事業		2016/4/13	2017/3/31 まで	あり	あり

委託先選定理由	建築基準法に基づく検査、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく検査等、技術的ノウハウを有し、中立的な立場で審査を行える指定確認検査機関を対象として、神戸市内に本社・事務所を持つ5法人に見積り合せを行い選定。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	5者
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	1年（継続5年）
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無し
予定価格の積算方法	過去3年間の見積もりの平均価格から積算
実績確認の方法	業務完了報告書及び成果物にて確認
契約保証金の受入状況	無し

（契約内容）

神戸市すまいの耐震改修事業補助金を受けて耐震改修工事を行う物件について、工事途中における現場審査を実施し、神戸市に審査結果を報告する。

<指摘事項-28>

委託事務審査委員会議案書では、業者選定理由として「指定確認検査機関は、建築基準法に基づく検査、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく検査等、木造住宅に関する高い技術的ノウハウを有するとともに、中立的な立場での現場審査を行うことが可能である」と記載されている。

しかし、仕様書も具体的かつ一義的に作成されており、当該業務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきである。

(2)

管理番号	類型	支出担当 課	目名	会計科目	細節名
563	Ⅲ	技術管理 課	営繕費	営繕費	施設管理 委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額(千 円)	落札率
自家用電気工作物施設保安管理業務(清風公民館他)		(株)日本電 気保安協 会	見積合せ	29,554	86.8%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千 円)	仕様書の 有無
自家用電気工作物保守点検		2015/4/1	2018/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		見積合せによる			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		5者			
単年度契約か、複数年契約か		複数年度契約			
同一契約先との契約年数		5年			
再委託(外注を含む)の有無及び内容		なし			
予定価格の積算方法		見積書に基づく基本料金と各施設の設備に応じた(ポイント)費用に基づき決定している。			
実績確認の方法		点検報告書の提出に基づき実績チェックを行う。			
契約保証金の受入状況		なし			

(契約内容)

清風公民館他87施設における自家用電気工作物施設保安管理業務

<指摘事項-29>

個別ヒアリングでは、電気事業法第43条第1項に「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。」と記載されていることを、見積合せによる業者の選定理由であるとの説明を受けた。

しかし、価格のみで業者を選定していることから、当該業務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきである。

10、みなと総局

① みなと総局について

みなと総局が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市事務分掌条例）。

(1) 港湾に関する事項

(2) 空港に関する事項

(3) 新都市整備に関する事項

当局総務課に対して平成29年8月17日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

みなと総局事務事業委託審査委員会の審査対象は、1件あたりの予定価格が100万円を超える事務事業となっている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅲ	1, 2	1	1	2
V	2		1	1
	合計	1	2	3

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1	Ⅲ	神戸港管	事業費	海岸保全事	その他委

		理 事 務 所 管理課		業費	託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
臨港地区内防災対策業務（単価契約）		株 式 会 社 間地工業	見積合せ	27,477 （実績による 最終支払額 24,716）	71.3%
事業名		契約日	契約期間	予定価格（千円）	仕 様 書 の 有無
高潮防災対策（単独）		2016/6/1	2016/12/23 まで	あり	あり
委託先選定理由	神戸港各所の地理や地形を熟知している、港湾工事の実績のある地元業者の中から選定している。				
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号				
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	7 社（うち 4 社辞退）				
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約				
同一契約先との契約年数	1 年				
再委託（外注を含む）の有無及び内容	承認申請書に基づき承認している。				
予定価格の積算方法	必要な工種を、土木積算システムにより積算している。				
実績確認の方法	業務完了報告書に基づきチェックを行う。				
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 項第 6 号「落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」に該当し、免除している。				

（契約内容）

臨港地区内における台風等異常気象の災害防止を目的とし、高潮時の海水逆流による冠水を防ぐ止水板等の設置、土嚢による築堤、排水ポンプによる堤内水の排水等の浸水対策を行うものである。台風の大きさや進路等により土嚢の積み方、場所、高さが異なる等、臨機応変に対応する必要があり、また緊急時の作業員の確保に不特定の下請け業者を使う必要があり、特記仕様書で作業内容を縛れず経理契約になじまないものとされ、単価での随意契約となっている。

平成 28 年度は見積合わせの参加が 7 社であるのに対し、うち 4 社が辞退されている。

<指摘事項-30>

市は経理契約できない理由として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を挙げている。

この点、所管課の見解として、「台風が襲来した際の作業内容は、作業員が現地の地形や利用状況等を確認し、その場で予想される被害状況を判断し、対策を講じる必要がある。具体例として土嚢を積みあげる際、神戸港内の潮位は接近する台風の進路や大きさ等により、場所ごとに異なる。現地で潮の高さや波浪の向き等を確認したうえで、土嚢の設置延長や高さ・方向を決定する必要があり、これらの作業内容を仕様書に記載することは不可能である。緊急時の作業員については、災害時の作業員の確保を事前に依頼するため下請け業者を事前に決める必要があるが、夜間や緊急時には市の判断を仰ぐ時間の余裕もない為、その時期や作業量は元請けである受託者の判断にまかせる必要がある。緊急時の作業員についても同じく仕様書に記載することは不可能であり、経理契約になじまない事業である。」との回答を得ている。

しかし、土嚢の高さや場所、作業員の細やかな作業全てを仕様書に記載しなければ、経理契約にできないとは考えられない。同様の契約で経理契約の上、競争入札を行っている例は存在する。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。

(2)

管理番号	類型	支出担当 課	目名	会計科目	細節名

16	Ⅲ、Ⅴ	海岸防災課	事業費	海岸保全事業費	施設管理委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
須磨海岸警備業務		株式会社セプレ24	プロポーザル	21,794	100.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
須磨海岸管理		2016/6/1	2016/9/14まで	あり	あり
委託先選定理由		本委託業務は、約3ヶ月間に渡り、日中・夜間の防犯警備，車両侵入対策，禁止行為の啓発・指導等、また特殊な業務として、禁止行為等の啓発・指導にあたる市職員の身辺警護を実施するものである。一般競争入札参加資格者名簿に登載事業者のうち、これらの業務を総合的に遂行する能力のある業者(前年度受託者を含む)を委託先候補として選定した。			
契約方法の根拠		地方自治施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		1 者（5 者に参加を要請したがうち 4 者が辞退）			
単年度契約か、複数年契約か		単年度			
同一契約先との契約年数		5 年（継続 5 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		無			
予定価格の積算方法		所管課において独自に積算			
実績確認の方法		日報及び履行確認書			
契約保証金の受入状況		無			

(契約内容)

須磨海水浴場開設期間及びその前後（海の家建設から撤去に至る）の期間において、須磨海岸の警備を行うものである。車両侵入対策警備、防犯警備、雑踏警備、身辺警護等をトータルで執行する契約である。海水浴場開設期間中は1日最大5万人超の来場者が見込まれるうえ、東西約2キロの長大な自然海岸である須磨海岸において24時間体制での警備を行う必要がある。

また、多様な業務を総合的に実施しかつ限られた費用の中で最大の効能を引き出すため受託者選定にあたっては、単に見積の工程だけでなく、企画提案方式を用いて選定することが適当であるとされる。

<意見-17>

市は過去5年間において、継続して㈱セプレ24が受託しており、また簡易プロポーザル方式によって業者選定を行っているとしている。平成28年度の様況は以下のとおりである。5社のうち4社が辞退している。簡易プロポーザル方式を採用しているが、企画提案応募依頼を行っている5社のうち4社が辞退している。この点、市は辞退届を入手しているものの、辞退理由書については入手しておらず、正確な辞退理由を把握していない。プロポーザル方式を採用していたとしても、競争性が働くようにすることが望ましい。辞退理由を適切に把握し、競争原理を取り入れるようにされたい。

<意見-18>

当契約は形式的には簡易プロポーザル方式による選定としているが、外形的には特命随意契約であると見られかねない。特命随意契約かつ契約金額が100万円超の契約についてはホームページで公表するよう検討されたい。

意見-3を参照。

11、消防局

① 消防局総務部施設課が分掌する事務は、次のとおりである（神戸市消防本部組織規則）。

第5条 総務部施設課施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防施設の営繕に関すること。

(3) 局に属する財産の管理に関すること。

当局に対して平成 29 年 9 月 28 日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行っている。

② 個別委託契約について

個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅳ	1		1	1
Ⅴ	1		1	1
	合計		2	2

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
7	Ⅳ、Ⅴ	施設課	消防費	消防費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法（契約方法）	契約額（千円）	落札率
消防車両整備等業務委託契約定例支出		株式会社阪急阪神エムテック	見積合せ	41,910	99.7%
事業名		契約日	契約期間	予定価格(千円)	仕様書の有無
自動車管理委託		平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日まで	あり	あり
委託先選定理由		(1)神戸市に車両整備事業として、入札参加資格者に登録している業者から選別を行った。 (2)消防車両はトラックシャシが大半のため、トラックシャシを扱うディーラーについて選別を行った。 (3)自動車整備工場には道路運送車両法に定める人員			

	(検査員 2 名を含む自動車整備士 5 名以上) を配置する必要があるため、会社規模は大企業から選別を行った。
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	5 者 (1 者辞退、3 者見積不参加)
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	21 年継続
再委託 (外注を含む) の有無及び内容	無
予定価格の積算方法	過去の契約実績から算定している

(契約内容)

消防局保有の整備工場 (市民防災総合センター内) における消防局保有車両の法定整備、その他の点検・臨時整備等の委託業務である。

<意見-19>

消防局保有車両は毎年常時整備しなければならないものであるが、トラック大手 4 者が辞退又は不参加で、結局 1 者により 21 年間継続して業務を委託するという結果となっており、全く競争原理が働いていない。これは仕様書で単年度契約でありながら、消防局整備工場において検査員 2 名を含む自動車整備士 5 名以上を配置することとなっていることが原因である。受託者の雇用者 5 名を単年度契約で常時配置するのは来年の保証すらなく経営リスクが高すぎるわけである。

本件契約は毎年必ず必要な市民の安心安全を確保するインフラ整備に関する業務であり、その業務を競争状態に置くためできるだけ長い複数年度契約を導入すべき時期であることに留意されたい。

<意見-20>

ホームページに公表することを検討されたい。意見-2 を参照。

12、教育委員会事務局

① 教育委員会事務局について

(1) 神戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、次のとおりである。

<神戸市教育委員会事務局組織規則より>

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
学校教育部	学校教育課	事務係 学校指導係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
社会教育部	生涯学習課	社会教育係 地域教育係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

課	課内室	事務
スポーツ体育課	国際スポーツ室	国際的なスポーツイベントの誘致, 調査及び調整に関すること。

<教育機関の組織に関する規則より改変>

部	課	係
学校教育部	総合教育センター	管理係 教科指導係 研修係
	学校教育課	神出自然教育園 青少年補導センター
	健康教育課	学校給食共同調理場
社会教育部	公民館	
博物館	管理課	管理係
	学芸課	事業係 学芸係
	小磯記念美術館	管理係 学芸係 神戸ゆかりの美術館

中央図書館	総務課	総務係 企画情報係
	利用サービス課	市民サービス係 調査相談係 資料係

(2) 事務局に対して平成29年8月23日に委託契約の取扱いについてヒアリングを行った。

② 個別委託契約について

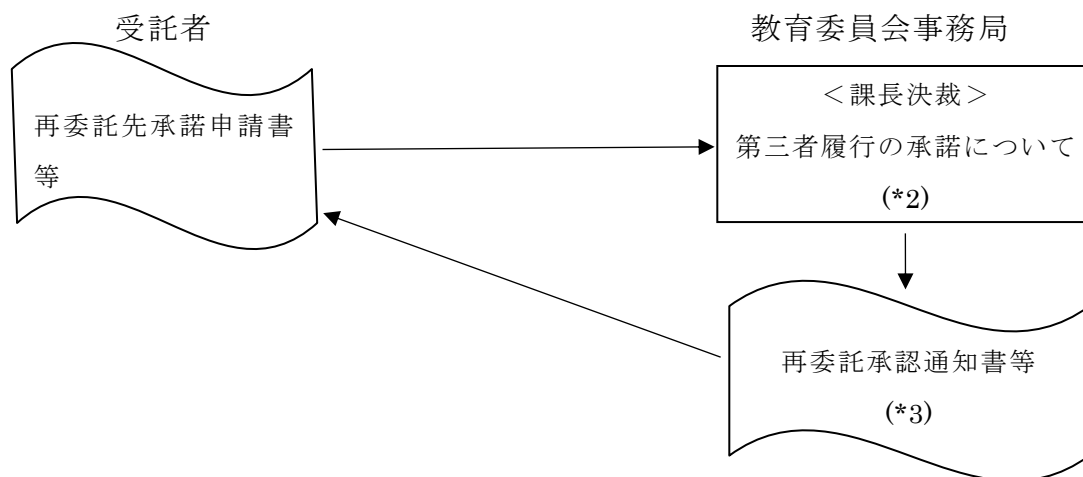
個別委託契約の指摘事項等を類型別に集計すれば次の通りである。

類型	個別契約番号	件数		
		指摘事項	意見	合計
Ⅱ	6, 8	2		2
Ⅳ	1, 2, 2, 3, 4, 7, 9, 10, 11, 13, 局共通	7	4	11
Ⅴ	5, 12	2		2
	合計	11	4	15

<意見-21>

再委託の承認手続きについて

事務局における再委託の承認手続きは次の通りである。



受託者への再委託承認通知書等（上記(*3)）については、行財政局契約監理課において例示はされているが、様式は定められていないため、各課において個々の承諾申請書（上記(*1)）に基づき承諾内容を明示した書面を作成し、通知している。このため、同じ受託先でも契約件名と再委託先しか記載して

いない課もあれば、受託者が遵守すべき事項を明確に記載している課もあり、同じ受託先に対しては記載事項を合わせるなど事務局内において再委託承諾通知書の統一的な運用を検討することが考えられる。

(1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
3	IV	工業高等専門学校事務室	運営費	高等専門学校運営費	施設管理委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
神戸高専設備等保守管理業務		一般社団法人すまいまちづくり公社	見積合せ	10,226	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の有無
一般管理費		2016/4/1	2017/3/31 まで	—	あり
委託先選定理由		見積合せ			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 当校設備に精通しており、設備の維持管理を任せるのに最適であるため			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		3 者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		5 年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		再委託承諾申請書が提出されており、その範囲で認めている			
予定価格の積算方		最低価格の業者と契約する方針である			

法	
実績確認の方法	作業完了報告書及び業務日報により実績確認を行う
契約保証金の受入 状況	なし

(契約内容)

建築物（神戸市立工業高等専門学校）に付帯する電気・機械設備の施設管理マネジメント業務及び日常点検・保守業務。

施設管理マネジメント業務とは、施設運営管理を円滑に進めるため、施設の保全業務を横断的に捉え、中立的な立場で施設保全情報の管理・分析等を行い、発注者に対して技術的な支援、アドバイス等を行う業務を指す。

<指摘事項-31>

委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある、また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。

本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。

(2)

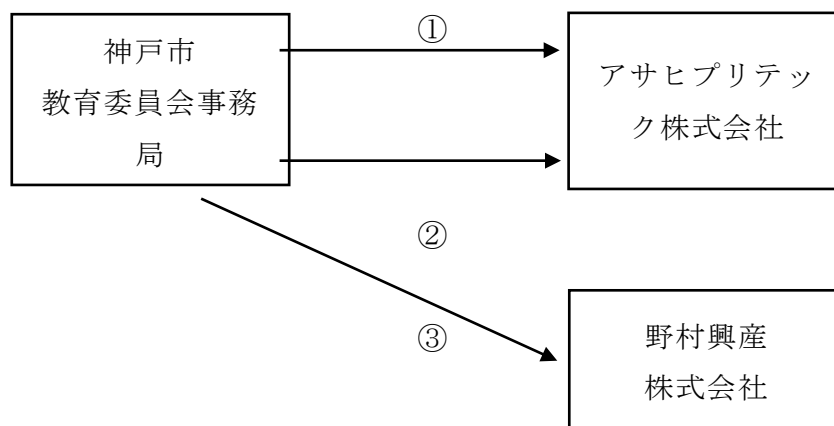
管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
6	Ⅳ、Ⅳ	工業高等専門学校事務室	運営費	高等専門学校運営費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
平成28年度不要薬品等運搬廃棄処分業務		アサヒブリック株式会社	見積合せ	1,032	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の有無
一般管理費		2017/2/1	2017/3/31 まで	—	あり
委託先選定理由		見積合せ			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 不要薬品の廃棄であるため、単純に価格競争による入札には適さない			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数		2者			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		5年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		水銀処理のみ契約に基づき再委託を認めている			
予定価格の積算方法		最低価格の業者と契約する方針である			
実績確認の方法		業務完了報告及びマニフェストの提出により実績確認を行う			

契約保証金の受入 状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 号により免除
----------------	-------------------------

(契約内容)

神戸市立工業高等専門学校における廃棄薬品の収集運搬及び処分業務。

本件に関連して、以下の 3 件の契約を締結している。



①；神戸市とアサヒプリテック株式会社との間での廃棄薬品収集運搬・処分業務に係る委託契約（平成 29 年 2 月 23 日付で契約金額を変更）。

②；神戸市とアサヒプリテック株式会社との間での水銀含有物を含む産業廃棄物の収集・運搬についての委託契約。

③；神戸市と野村興産株式会社との間での水銀含有物に関する処理委託契約。

(経緯)

当初は①の契約しかなく、水銀含有物の処理については、アサヒプリテック株式会社が野村興産株式会社に再委託をしていた。しかし、神戸市が最終処分業者とも直接契約をすべきとのことから、水銀含有物の処分については野村興産株式会社と直接契約を行ったため、①の契約に加えて、②（水銀含有物の運搬）、③（水銀含有物の処分）の 3 つの契約になった。

<指摘事項-32>

委託料の支払いについて、①の契約では神戸市はアサヒプリテック株式会社に対して総額 1,081 千円（変更後 1,032 千円）を支払うとしている。一方、③の契約では「委託料は、甲（神戸市）が別途収集運搬契約を締結するアサヒプリテック株式会社に収集・運搬委託手数料と処分委託手数料を一括して支払う。アサヒプリテック株式会社はこの中から乙（野村興産株式会社）へ処分委託手数料を支払うものとする」と定めている。つまり、野村興産株式会社と

直接契約をしているにもかかわらず、委託料については再委託の場合と同じくアサヒブリテック株式会社に対して一括して支払うものとされている。このように委託料について契約の相手先ではなく第 3 者に対して支払う契約を締結することは、3 者間における金銭授受の問題にもなりかねず適切ではない。

なお、②、③の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていればこのような委託料に関する非定型文の記載を防止できたことが考えられる。

<指摘事項-33>

委託期間について、①の契約では「平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする」と記載されているが、②、③の契約ではこれに加えて「ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件でさらに 1 年間更新されたものとし、その後も同様とする」とする自動更新条項が追記されている。しかし、地方自治法第 232 条の 3 には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法定又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とあり、契約その他の行為は予算の金額の範囲内で行われなければならないとされている。このため、後年度予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。

なお、②、③の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていれば自動更新条項などの非定型文の記載を防止できたことが考えられる。

(3)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
7	IV	工業高等専門学校事務室	運営費	高等専門学校運営費	施設管理委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
高等一般科棟トイレ改修他工事設計		株式会社 織部精機製	見積合せ	3,456	93.6%

業務	作所			
事業名	契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
高専施設整備	2016/12/8	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由	見積合せ			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	5 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	無し			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	有り(電気設備設計，機械設備設計) 再委託承諾依頼書が提出されており、その範囲で認めている。			
予定価格の積算方法	神戸市建築工事設計監理業務委託関係規程集の建築工事設計監理業務予定価格算定基準※により。 (※国土交通省告示第 15 号等に基づき、神戸市建築工事設計監理外注委員会で基準化)			
実績確認の方法	履行確認報告書、設計図書に基づき実績の確認を行っている。			
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 号により免除			

(契約内容)

神戸市立工業高等専門学校における一般科棟トイレ改修他工事に関する基本・実施設計業務。

<指摘事項-34>

委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提

出する必要がある、また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。

本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。

(4)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
9	IV	学校整備課	学校改修費	学校改修費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
神戸市情報教育 基盤サービス提 供業務委託		日通商事／ ニチワ／ダ イワボウ情 報システム 共同企業体	【当初契約】 総合評価一般 競争入札 (H26) 【契約変更】 随意契約 (H27,H28,H 29)	H26:3,400,920 H27:3,407,761 H28:3,431,402 H29:3,565,668	99.9%
事業名	契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無	
神戸市情報教育 基盤サービス	2014/6/16	2020/12/31 まで	あり (入札説明書に 入札上限額を 記載している)	あり	
委託先選定理由		入札価格及び提案内容を基に「入札価格に対する得点」及び「技術評価に係る得点」を算出し、その合計点数を総合評価点数とし、最も高いものを落札者として委託先に選定。			

契約方法の根拠	○H26 総合評価一般競争入札 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体に とって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする ○H27～H29 随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項 競争入札に適さないため
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 社
単年度契約か、複数年契約か	複数年契約
同一契約先との契約年数	7 年（継続 7 年）
再委託（外注を含む）の有無及び内容	有（書面により第三者への再委託を承諾）。 神戸市情報教育基盤サービスの運用に関わる業務を再委託。
予定価格の積算方法	各項目ごとに標準価格を調査し、市が積算。
実績確認の方法	委託先との毎月の定例会議で実施状況を報告。
契約保証金の受入状況	無

（契約内容）

神戸市情報教育基盤サービスの更改、運用保守業務。

神戸市情報教育基盤サービスとは、ICTインフラの整備によって教育現場に貢献することを目的として、市内の教職員、児童・生徒等に対してPCの利用環境等を提供するサービスである。

<指摘事項-35>

委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再

委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要があり、また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。

本件では、契約期間は「契約締結日から平成 32 年 12 月 31 日まで」となっているが、再委託に係る期間は「平成 26 年 6 月 16 日より平成 27 年 3 月 31 日まで」となっており、契約期間と再委託期間が一致していない。これは、契約日（平成 26 年 6 月 16 日）に受託先から再委託承諾申請書を受理し、再委託の承認をしたが、申請書における再委託期間が「平成 26 年 6 月 16 日より平成 27 年 3 月 31 日まで」となっていたためである。本来であれば、平成 27 年 4 月 1 日に改めて再委託承諾申請書を受理し、再度再委託の承認手続きを取るべきであったが、再委託期間の確認が不十分であったため、受託先から再委託承諾申請を受理していないにもかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日以降も従来と同内容の再委託が継続していた。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。

(5)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
20	V	教職員課	運営費	小学校 運営費	その他 委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
神戸市人事給与システム設計開発業務		(株)ワーク スアプリケーションズ	特命随意契約	21,360	95.4%
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
小学校人事		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲後は、行財政局総務事務センターが構築する「神戸市人事給与システム」のデータ登録対象者として、小・中学校、特別支援学校の教職員（約 8,000 名）を追加することで、職員情			

	報を一元管理し、事務の効率化を図る。 ・総務事務センターは、総合評価一般競争入札の結果、システム開発業務を(株)ワークスアプリケーションズに委託しており、当該事業者は、委託業務を効率的かつ確実に履行しうる唯一の事業者である。
契約方法の根拠	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	—
再委託（外注を含む）の有無及び内容	無し
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。
実績確認の方法	業務完了報告書、及び成果物の入手に基づき実績チェックを行う。
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 6 号により免除

（契約内容）

神戸市人事給与システムのデータ登録対象者として、義務教育諸学校の教職員を追加（県費負担教職員約 8,000 名）するために行うシステム設定調整業務及びシステム稼働に必要な教育・訓練等に関する業務。

<指摘事項-36>

委託契約における随意契約の公表（平成 25 年 2 月 4 日 行財第 1395 号）により、平成 25 年 4 月 1 日から契約金額が 1,000 千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。

しかし、本件に関しては契約金額が 21,360 千円と 1,000 千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随

意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。

(6)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
3 1	Ⅱ	生涯学習課	教育施設 整備費	教育施設 整備費	その他 委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
葺合公民館・生田川児童館外壁改修 他工事設計業務		人見幸造建 築設計事務 所	その他請負契 約	805	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
公民館整備		2016/6/1	2016/8/30 まで	—	有
委託先選定理由		その他請負契約のため、対象外（支出科目誤り）			

(契約内容)

葺合公民館及び生田川児童館の外壁改修等に係る工事設計業務。

<指摘事項-37>

設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。

本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第13節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費とすべきである。

(7)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
4 7	Ⅳ	中央図書館	図書館費	図書館費	その他委

					託料
件名	委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率	
神戸市図書館業務 システムの運用・ 保守等委託	日本電気株 式会社	特命随意契約	総 額 394,114 千 円 (うち図書 館 分 は 304,613 千円)	—	
事業名	契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無	
図書館情報ネット ワーク	2016/12/16	2017/1/1 から 2021/12/31 まで	無し(特命随 意のため)	あり	
委託先選定理由	運用・保守対象である神戸市図書館情報ネットワークシステムはNECが神戸市と共同で開発したものであり、トラブル発生時におけるスムーズな対応の必要性などから、保守・運用業務にあたってはシステムの設計を熟知している必要がある。別途、2017 年 1 月から進行しているプログラムの記述言語である Ruby のバージョンアップを適用しながら効率的にシステムの保守・運用を行えるのは、システムの構築者である NEC のみであるため。				
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号				
単年度契約か、複 数年契約か	複数年度契約				
同一契約先との契 約年数	平成 23 年～28 年 (日本電気株式会社)				
再委託 (外注を含 む) の有無及び内 容	運用・保守の準備やソフトウェアメンテナンスなどの業務の再委託を承認				
実績確認の方法	毎月運用プロジェクト会議を開催し、運用・保守状態の報告書を提出				
契約保証金の受入	なし				

状況	
----	--

(契約内容)

神戸市立図書館、神戸市看護大学、公立大学法人神戸市外国語大学学術情報センターが共同利用している神戸市図書館情報ネットワークシステムの運用・保守業務等。

<意見-22>

長期継続契約については、「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」及び「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱いにおいて、次のように定められている。

「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」

(長期継続契約として契約する場合における契約期間の基準)

第4条(略)

2(略)長期継続契約として契約する場合におけるその契約期間は、3年以下の範囲内において定めるものとする。(以下略)。

3 前2項の規定にかかわらず、行財政局長が特に必要があると認めるときは、これらの規定に規定する範囲を超えて契約期間を定めることができるものとする。

「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い

第4条第3項に係る契約期間については、案件ごとに契約監理課に協議を行う。

所管課は契約監理課と事前協議の上、行財政局あて適用の承認を依頼するものとし、行財政局において、その内容を審査し、行財政局長が適用の可否について決定することとする。

- ・長期継続契約適用案件承認依頼書
- ・長期継続契約適用結果通知書

本件は、専用のオリジナルのシステム開発を行ったもので、平成23年度に総合評価落札方式一般競争入札を行ったうえで、平成24年1月から5年間の運用保守契約を行っており、平成28年度(平成29年1月)から、同システムのバージョンアップと併せてさらに5年間の保守運用契約を行うために、契約期間を5年とする長期継続契約としている。そして、契約期間が3年を超えるため、所管課である教育委員会事務局は、上記事務取扱いに従い、行財

政局長あてに長期継続契約適用案件承認依頼書を提出し、行財政局長から長期継続契約を承認する旨を記載した長期継続契約適用結果通知書を受理している。しかし、長期継続契約適用案件承認依頼書には、契約期間を5年間とする理由として「本件相手業者は期間について60ヵ月を希望している。これは、情報システム運用・保守業務の一般的な契約期間である。」としか記載されており、前述したような趣旨が明確に記載されていない。また、長期継続契約適用結果通知書の「その他（否認とする理由、期間についての理由等）」においても何ら記載がされていない。3年を超えた契約期間とすることについて十分な協議が行われたことを担保するために、所管課である教育委員会事務局は承認依頼書において個別・具体的にその理由を記載し、また、行財政局においても結果通知書において承認した理由を記載することが望ましいと思われる。

(8)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
56	Ⅱ	スポーツ 体育課	市民体育費	市民体育費	その他 委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
妙法寺小学校クラブハウス整備工事 設計業務		石原正明建 築設計事務 所	見積合せ	637	64.8%
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
神戸総合型地域ス ポーツクラブ育成		2016/12/1	2018/2/28 まで	あり	あり
委託先選定理由		見積合せ			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当			
見積合せ等で参加 者が複数の場合の 参加者数		3者			
単年度契約か、複 数年契約か		単年度契約			

同一契約先との契約年数	無し
再委託（外注を含む）の有無及び内容	有り(積算の委託) 再委託承諾依頼書が提出されており、その範囲で認めている。
予定価格の積算方法	神戸市建築工事設計監理業務委託関係規程集の建築工事設計監理業務予定価格算定基準※により。 (※国土交通省告示第 15 号等に基づき、神戸市建築工事設計監理外注委員会で基準化)
実績確認の方法	履行確認報告書、設計図書に基づき実績の確認を行っている。
契約保証金の受入状況	神戸市契約規則第 25 条第 1 号により免除

(契約内容)

妙法寺小学校の南棟 3 階部分をクラブハウスに内装改修する工事に伴う電気設備改修工事及び機械設備改修工事の実施設計業務。

電気設備改修工事としては、電灯コンセント設備工事、弱電設備工事、既設撤去、移設工事（影響部分）等があり、機械設備改修工事としては、給排水設備工事、ガス設備工事等がある。

<指摘事項-38>

設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。

本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第 12 節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第 13 節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第 12 節役務費とすべきである。

(9)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
7 2	IV	文化財課	文化費	文化費	施設管理委託料

件名	委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
神戸市埋蔵文化財センター設備総括管理業務の支出（1期分）	（一財）神戸すまいまちづくり公社	見積合わせ	11,358	99.6%
事業名	契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
埋蔵文化財センター	2016/4/1	2017/3/31 ま で	あり	あり
委託先選定理由	見積もり合わせ。 （平成 26 年度に 3 年を限度とする契約更新を可能とすることを前提に 3 社による見積合わせを実施し、契約した。過去 2 年も良好に業務が遂行されていたので、平成 28 年度も委託した。）			
契約方法の根拠	地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	3 者			
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約			
同一契約先との契約年数	27 年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	再委託承諾依頼書が提出されており、その範囲で認めている。			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。			
実績確認の方法	業務完了報告書、及び成果物の入手に基づき実績チェックをおこなう			
契約保証金の受入	なし			

状況	
----	--

(契約内容)

神戸市埋蔵文化財センターの建築付帯設備に関する施設管理マネジメント業務、運転・監視及び日常点検・保守業務、定期点検、法定点検等及び保守業務。

<意見-23>

平成 26 年度における 3 者での見積合わせでは、前回と同じ業者である神戸すまいまちづくり公社（以下、「公社」という）以外の 2 者は辞退している。一方、平成 29 年度における見積合わせでは、平成 26 年度から公社以外の見積先を変更したところ、1 者辞退があったが、公社を含む 3 者から見積を手入することができ、公社以外の業者とより低い価格で契約を締結している。

今後は、見積先の選定に留意されたい。

(10)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
96	IV	健康教育課	学校給食費	学校給食費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
学校給食共同調理場の調理等業務委託料の定例支出		株式会社東洋食品	見積合せ	202,489	100.0%
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の有無
学校給食共同調理場		2016/4/1	2017/3/31 まで	あり	あり
委託先選定理由		当該業者は、平成 14 年以降 10 年以上に渡り当該業務を受託した実績を有する。平成 24 年 7 月に、5 年間の契約を前提とした競争見積合せを実施した結果、引き続き当該業務を受託することとなった。本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないな			

	ど安全面・衛生面において信頼するに足りうる。従業員も経験者を多く配し、教育も徹底している。また、それまでの業務の遂行においても、不履行・遅延はなく、継続性・安全性の観点からも優良であることから当該業者に委託した。
契約方法の根拠	見積合せによる。
見積合せ等で参加者が複数の場合の参加者数	1 者
単年度契約か、複数年契約か	単年度契約
同一契約先との契約年数	15 年
再委託（外注を含む）の有無及び内容	契約書で再委託を禁止している。
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書に基づき決定している。
実績確認の方法	業務完了報告書に基づき確認している。
契約保証金の受入状況	なし

（契約内容）

神戸市立北・垂水学校給食共同調理場における学校給食の調理・洗浄・保管等業務、六甲山小学校への給食配送業務及び各受配校における給食配膳業務等。

<意見-24>

長期継続契約では契約期間は3年以下の範囲内において定めるものとし、行財政局長が特に必要があると認めるときに限り3年を超えて契約期間を定めることができるとされている。長期継続契約との整合性を考慮すれば、本件のように単年度契約であっても3年を超える期間を前提としている場合には、長期継続契約と同様に行財政局長がかかわる仕組みを構築することが望ましいことに留意されたい。

(1 1)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1 1 0	IV	学校整備課	学校改修費	学校改修費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
受変電設備改修 設計委託		一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	特命随意契約	8,500	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
学校大規模改修 先行設計		2015/11/20	2016/4/30 ま で	見積書による	あり
委託先選定理由		上記の工事は、学校への影響が大きく、28年度夏休み工事とする必要がある。このため、できるだけ早く設計に着手する必要があるが、市の営繕部局である住宅都市局は膨大な業務量を抱えており、住宅都市局だけでは本業務に対応しきれない状況である。そこで、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定に基づき、公共工事に関する専門的な知識・経験を有し、株式会社（株主の影響）と比べ私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保できるなど同法規定の条件を備えている外郭団体を活用する必要がある。神戸すまいまちづくり公社は、外郭団体のなかでも、公共事業である学校施設等の計画から完成（計画、設計、発注、監理、検査）までといった一連の業務実績が豊富にあり、かつ、学校施設の内容を熟知している組織である。以上の理由により、今回の業務を速やかに遂行するため、同公社への委託が最適である。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
単年度契約か、複		複数年（2年度）			

数年契約か	
同一契約先との 契約年数	2 年
再委託（外注を含む）の有無及び内容	再委託承諾申請書が提出され、受託者の遵守事項を定め承諾した。
予定価格の積算 方法	委託業者作成による見積書による
実績確認の方法	委託業務完了報告書および再委託にかかる証拠書類に基づき履行確認した。
契約保証金の受 入状況	なし

（契約内容）

受変電設備更新にかかる設計業務、積算業務及び設計のために必要な現地調査業務等。

9 校園（湊小学校・盲学校、有野小学校、甲緑小学校、鈴蘭台小学校、下畑台小学校、垂水小学校、桜が丘中学校、たるみ幼稚園、摩耶兵庫高等学校）を対象としている。

<指摘事項-39>

委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出し、事務局から承認を受ける必要があり、また、承認された範囲内においてのみ行うことができる。

本件では、受託者からの再委託に関する承諾申請書には、再委託先として（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設計事務所及び松田設備設計の 3 社が記載されていたが、業務完了後に受託者から受理した委託料精算書では、請負業者名として（有）設備企画 AKEDO、（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設計事務所及び松田設備設計の 4 社が記載されていた。このため、（有）設備企画 AKEDO については、事前の承諾がないにもかかわらず、再委託が行われており、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握すること

なく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。

(1 2)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
1 1 4	V	学校整備課	学校改修費	学校改修費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
学校施設の老朽改修に関する調査業務		公益財団法人神戸いきいき勤労財団	特命随意契約	2,958	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の有無
一般維持管理事業		2016/4/1	2017/3/31 ま で	見積書 による	あり
委託先選定理由		施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する高年齢者の支援を行う団体として認定されており、高年齢者の雇用機会確保のため。			
契約方法の根拠		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号			
単年度契約か、複数年契約か		単年度契約			
同一契約先との契約年数		4 年（継続 4 年）			
再委託（外注を含む）の有無及び内容		無し			
予定価格の積算方法		委託業者作成による見積書による			
実績確認の方法		業務完了報告書、及び成果物の入手に基づき実績チェックを行う。			

契約保証金の受入 状況	該当なし
----------------	------

(契約内容)

神戸市が指定する老朽改修候補校（特にトイレ改修及び外壁改修・屋上防水改修等）について、建築技術者（一級建築士）による現地詳細調査を実施し、改修優先度の判断、改修内容案等の作成、施設データの修正等を行う。

<指摘事項-40>

委託契約における随意契約の公表（平成 25 年 2 月 4 日 行財第 1395 号）により、平成 25 年 4 月 1 日から契約金額が 1,000 千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。

しかし、本件に関しては契約金額が 2,958 千円と 1,000 千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。

(13)

管理番号	類型	支出担当課	目名	会計科目	細節名
119	IV	学校整備課	学校改修費	学校改修費	その他委託料
件名		委託先	業者選定方法 (契約方法)	契約額 (千円)	落札率
神戸市立学校施設 改修設計		一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	特命随意契約	40,000	—
事業名		契約日	契約期間	予定価格 (千円)	仕様書の 有無
学校大規模改修先		2015/11/20	2016/9/30 ま	見積書に	あり

行設計		で	よる	
委託先選定理由	上記の工事は、学校への影響が大きく、28 年度夏休み工事とする必要がある。このため、できるだけ早く設計に着手する必要があるが、市の営繕部局である住宅都市局は膨大な業務量を抱えており、住宅都市局だけでは本業務に対応しきれない状況である。そこで、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、公共工事に関する専門的な知識・経験を有し、株式会社（株主の影響）と比べ私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保できるなど同法規定の条件を備えている外郭団体を活用する必要がある。神戸すまいまちづくり公社は、外郭団体のなかでも、公共事業である学校施設等の計画から完成（計画、設計、発注、監理、検査）までといった一連の業務実績が豊富にあり、かつ、学校施設の内容を熟知している組織である。以上の理由により、今回の業務を速やかに遂行するため、同公社への委託が最適である。			
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号			
単年度契約か、複数年契約か	複数年年度（2 年度） ＊期間としては 1 年間だが年度がまたがるため			
同一契約先との契約年数	1 年			
再委託（外注を含む）の有無及び内容	再委託承諾申請書が提出され、受託者の遵守事項を定め承諾した。			
予定価格の積算方法	委託業者作成による見積書による			
実績確認の方法	委託業務完了報告書および再委託にかかる証拠書類に基づき履行確認した。			
契約保証金の受入状況	なし			

（契約内容）

神戸市立学校施設における体育館等天井耐震改修他工事の設計業務及び設

計積算業務。

<指摘事項-41>

委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要があり、また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。

本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。

Ⅲ. 指定管理料の監査結果

1、平成 22 年度包括外部監査の結果と措置状況

平成 22 年度包括外部監査で「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」のテーマで指定管理制度を監査している。結果と措置の状況は次の通りである。

利用者数について

監査結果等	措置状況
「指摘事項」「全般」	
「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数にする利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。	措置済み
「指摘事項」「市民参画推進局・青少年会館」	
青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。	他の方法で対応
「指摘事項」「市民参画推進局・神戸市勤労会館（本館）」	
施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。	措置済み
「指摘事項」「産業振興局・神戸市立フルーツ・フラワーパーク」	
FFP ファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。	他の方法で対応
「指摘事項」「保健福祉局・神戸市しあわせの村」「建設局・神戸市しあわせの森」	
全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。	措置済み

料金収入について

監査結果等	措置状況
「指摘事項」「全般」	
市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性	措置済み

監査結果等	措置状況
を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。	
「指定事項」「市民参画推進局・青少年会館」	
青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。	他の方法で対応
「指摘事項」「市民参画推進局・神戸市勤労会館（本館）」	
施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。	措置済み
「指摘事項」「産業振興局・神戸市ものづくり復興工場」	
神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており、市の債権管理が甘かったのではないか。	他の方法で対応
「指摘事項」「建設局・布引ハーブ園」	
南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。	措置済み
「指摘事項」「建設局・北神戸田園、スポーツ公園」	
指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。	措置済み

収支状況について

監査結果等	措置状況
「指摘事項」「全般」	
公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。	措置済み
指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用	措置済み

監査結果等	措置状況
していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。	
「指摘事項」「市民参画推進局・神戸市勤労会館（本館）」	
指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。	他の方法で対応
「指摘事項」「保健福祉局・神戸市しあわせの村」「建設局・神戸市しあわせの森」	
市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。	措置済み

指定管理者の選定について

監査結果等	措置状況
「指摘事項」「産業振興局・神戸市ものづくり復興工場」	
指定管理者の選定手続に疑義がある。	措置済み
「指摘事項」「産業振興局・神戸国際会議場、神戸国際展示場」	
国際展示場３号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。	他の方法で対応
「指摘事項」「都市計画総局・市営住宅」	
市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。	他の方法で対応

その他

監査結果等	措置状況
「指摘事項」「消防局・神戸市防災コミュニティセンター」	

監査結果等	措置状況
毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。	措置済み

意見の一覧

料金収入について

監査結果等
「意見」「市民参画推進局・青少年会館」
青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。

収支状況について

監査結果等
「意見」「市民参画推進局・神戸アートビレッジセンター」
神戸アートビレッジセンターは、利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。
「意見」「産業振興局・神戸市立フルーツ・フラワーパーク」
フルーツ・フラワーパークは約 300 億円の初期の過剰投資に加え、その後の運営状況も悪く、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）の負担をしている。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。
「意見」「保健福祉局・神戸市しあわせの村」「建設局・神戸市しあわせの森」
神戸市しあわせの村のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、SPC を事業主体とした PFI 方式を活用することにより、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行い、その後は、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。
「意見」「都市計画総局・市営住宅」
今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

指定管理者の選定について

監査結果等
「意見」「全般」

監査結果等
市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。
「意見」「市民参画推進局・神戸市新長田勤労市民センター本館、同別館（ピフレホール）」
5 勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。
「意見」「市民参画推進局・東灘区民センター」
市は（財）神戸市民文化振興財団と市民 6 区民センターの指定管理委託契約を一括契約している。1 施設 1 契約とすべきである。
「意見」「産業振興局・神戸国際会議場、神戸国際展示場」
慢性的な赤字施設と多額の黒字が見込まれている施設を合算して 1 つの施設として数値を公表するのは、透明性の観点から問題がある。
「意見」「都市計画総局・こうべまちづくり会館」
指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。

満足度調査について

監査結果等
「意見」「全般」
満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

指定管理者候補者選定委員会の評価について

監査結果等
「意見」「全般」
市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

その他

監査結果等
「意見」「全般」
毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。
「意見」「産業振興局・須磨海浜水族園」
指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。
「意見」「産業振興局・須磨海浜水族園」
須磨海浜水族園の園内にあるアマゾン館は市が買い戻すべきものである。
「意見」「保健福祉局・神戸市立児童館（市社協が運営するもの）」
神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴染まない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。
「意見」「消防局・神戸市防災コミュニティーセンター」
消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。
「意見」「教育委員会事務局・神戸市立図書館」
神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。
「意見」「建設局・森林植物園、離宮公園」
森林植物園及び離宮公園は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

注 ・所管局は平成 22 年当時のものである。

・①措置済

監査結果の記載内容に見合う対応を実現したもの。

②他の方法で対応

監査結果の記載内容に対して、新たな事実の発生等により対応の必要性が

なくなったもの、又は、ないと考えられるもの。

以上から、平成 22 年度包括外部監査の指定管理に関する指摘事項については、すべて措置されている。

2、平成 28 年度の施設全体の指摘事項等

(1)指定管理者制度について

公の施設の管理委託については、施設の公共性や適正な管理の確保等の理由により、公共団体、公共的団体、市の出資法人に委託先が限定されていたが、平成 15 年 9 月 2 日施行の自治法の改正により、従来の「管理委託制度」に代わる「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、管理委託先の法律上の制限がなくなった。これにより民間事業者を含むすべての団体が、公の施設の管理主体となることが可能になった。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的に創設された制度である。総務省の資料では、指定管理者制度の目的として

- (ア) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- (イ) 施設管理における費用対効果の向上
- (ウ) 管理主体の選定手続きの透明化

といった点を挙げている。

神戸市では、指定管理者制度の円滑な導入及び適切な運用に資するため、平成 16 年 3 月に「公の施設の指定管理者制度運用指針」を策定し、民間ノウハウの活用と競争原理の導入により市民サービスの向上等を図ることを目的として、原則公募により指定管理者制度の導入を進めてきた。この結果、平成 29 年 6 月 1 日現在の指定管理者による管理施設総数は 926 施設(公募 594 施設、非公募 332 施設)に上っている。

(2)指定管理制度の現状

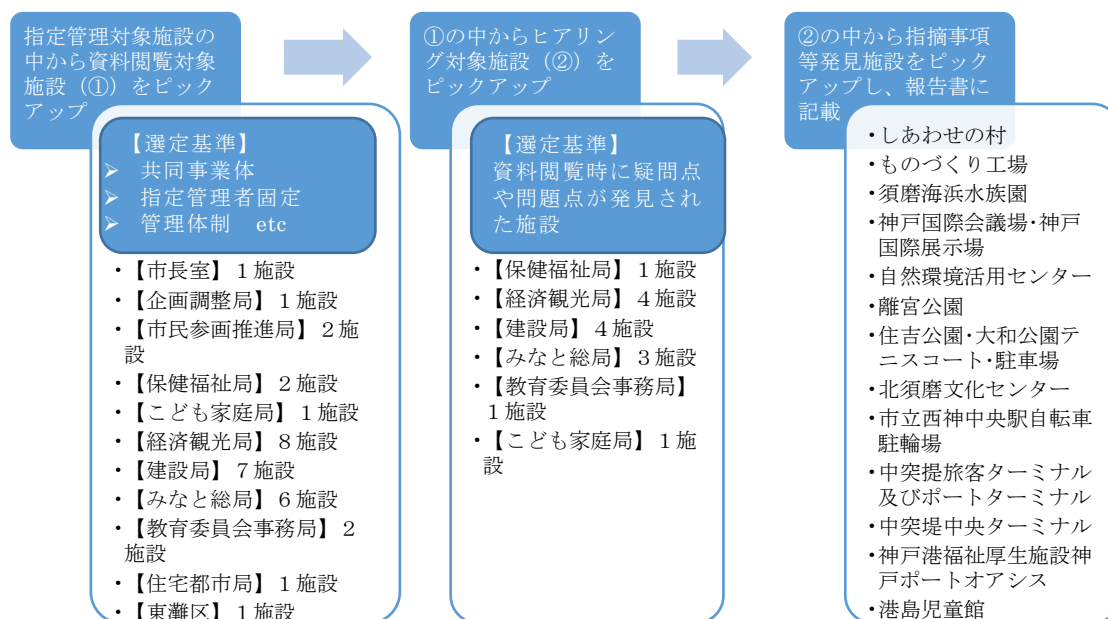
指定管理者制度もその導入から十数年が経ち、制度の硬直化も指摘されている。また管理委託制度時代の管理受託団体がそのまま長期間指定管理者となっているケースや、管理委託時代の外注先と共同事業体を組んで指定管理者となっているケースなどの場合は、指定管理者制度が導入されても管理の実態は変わっていないという施設も多い。当包括外部監査では指定管理者制度の導入趣旨や目的に照らし、事業者の選定・運営管理・モニタリング等の各段階において制度の硬直的・形式的な運用や不合理な運用実態がないか、といった比較的大きな視点で監査を実施した。また共同事業体が指定管理者となることも多く、それにより特有の問題が発生していないか、という従来とは違った視点でも検証を進めた。

(3)包括外部監査の手法

神戸市の指定管理制度導入施設リストから

- 共同事業体が指定管理者となっている施設
- 長期間指定管理者が入れ替わっていない施設
- 指定管理者の組織・管理体制が整っていないと思われる施設

等の基準により施設をピックアップし、所管課から関連資料を取り寄せて閲覧するとともに、さらにその中から問題点や疑問点のあった施設を抜き出し、所管課にヒアリングを実施した。



なお、文中、指定管理者が条例で定められた使用料を収納して市に納付する制度を、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」に対する制度として「使用料」と表現している。

ヒアリングの実績は次の通りである。

施設	局室（所管）	担当課	平成29年	
			ヒアリング日	摘要
御影公会堂	東灘区役所	総務課	9月14日	
住吉公園・大和公園（テニスコート・駐車場）	建設局	公園部管理課	10月2日	
須磨離宮公園	建設局	公園部管理課	10月2日	
市立西神中央駅自転車駐輪場	建設局	道路部計画課	10月2日	
中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル	みなと総局	みなと振興部経営課	10月5日	
中突堤中央ターミナル	みなと総局	みなと振興部経営課	10月5日	
神戸港福祉厚生施設神戸ポートオアシス	みなと総局	経営企画部総務課	10月5日	
婦人会館	教育委員会事務局	生涯学習課	10月5日	
港島児童館	こども家庭局	こども青少年課	10月2日	
しあわせの村	保健福祉局	総務部市民福祉推進課	9月27日	
ものづくり工場	経済観光局	経済部工業課	9月27日	
須磨海浜水族園	経済観光局	観光MICE部観光企画課	9月29日	
神戸国際会議場・神戸国際展示場	経済観光局	観光MICE部観光企画課	9月29日	
神戸市立自然環境活用センター	経済観光局	農政部農水産課	10月2日	
北須磨文化センター	建設局	公園部管理課	10月2日	
神戸市立農村環境改善センター	経済観光局	農政部計画課	10月23日	（電話、メールで質疑）

注）神戸市立農村環境改善センターについては、電話・Eメールによる質疑である。

平成 29 年度包括外部監査の対象は、主として平成 28 年度の指定管理の状況である。

（共同事業体が指定管理者となっている施設の監査手法）

「3、平成 28 年度の施設別の監査結果」で記載の対象とした各施設の中から共同事業体が指定管理者となっている施設を 2 つサンプルとして抜き出し、当該共同事業体の代表団体または当該施設に往査して以下のポイントについて監査を実施した。

- 運営委員会の実施状況
- 職務分担・事業計画の履行状況
- 現預金の管理状況
- 利用料収入の入金・記帳状況
- 収支計算書の作成状況
- 間接費の配賦基準の妥当性
- 自主事業との区分の妥当性
- 固定資産、備品の管理の適切性

往査の対象とした施設、往査場所及び往査日数（人日）は下記のとおりである。

【往 査 対 象 施 設】	【往査場所】	【往査日数】
しあわせの村	（公財）こうべ市民福祉振興協会	5.5 人日
離宮公園	（公）神戸市公園緑化協会、離宮公園	2 人日

<指摘事項-42>

各指定管理者から年度毎に提出されている「管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況」(収支報告書)は施設により様式が全く不統一であり、不明瞭な様式で提出している施設も多い。

収支報告書がこのような状況であると指定管理料の妥当性の把握、指定管理者間の比較可能性、モニタリングの有効性に支障が出る可能性があるため、指定管理運用マニュアル等で様式を統一すべきである。

またマニュアルには作成上の注意事項(自主事業との適切な区分、間接経費の適切な使用等)も記載した上で、適切な収支計算書が作成されるよう所管局が指導すべきである。

<意見-25>

事業計画の確認状況については、どの程度実施するか明確に決められておらず、市全体でみた場合には、ばらつきがみられるところである。

北須磨文化センターでは、指定管理者から提出された事業計画書について、年度ごと(および四半期ごと)の計画に落とし込んだチェックシートにより、四半期ごとに進捗状況を確認しており、適切なモニタリングがなされている事例といえる。

事業計画は指定管理の際の仕様書を反映したものであり、その履行状況の確認は重要なモニタリングの手続項目であることから、他の施設においても、同様のチェックシートにより事業計画の進捗の管理を詳細に行うようにされたい。

<意見-26>

公募にあたってはインセンティブ導入を検討し、非公募の場合は公募に準じるとしているが、公募・非公募に関わらず、どのような性格の施設がインセンティブを原則として導入すべきかの基準を明確にし、仮にその基準に該当している施設がインセンティブを採用しない場合にはその理由を明示すべきことを運用マニュアル等に規定することが望まれる。

<意見-27>

特定非営利活動法人や地域団体等については所管課では応募団体の管理運営能力を選定時に適切に把握するとともに、問題があると思われる場合や存続可能性に疑念が残る場合等には一般の民間事業者のケースよりもきめ細か

い指導・サポートや実効性のあるモニタリングが必要になると思われることに留意されたい。

(共同企業体の構成員の連帯債務について)

指定管理者制度の構成はJV間の協定書の2パターン(出資の割合を定められない場合と、出資の割合を定めることができる場合)のうちどの形態であってもJV構成員が連帯責任を負うものとしている。しかし指定管理者協定書¹は甲:神戸市、乙:JV代表 が記名押印しているがJV構成員全員が記名押印するものではない。神戸市の雛形では①利用者が損害を受けた場合の第三者責任、②神戸市が損害を受けた場合の賠償責任、のそれぞれに対して構成員全員の連帯責任が明確になっていない。

神戸市が指定した指定管理者について、管理に瑕疵があり又は違法行為があることによって利用者に損害を与えた場合には、原則として、神戸市は、国家賠償責任を負うことになる²。神戸市が損害賠償責任を履行した場合に、常に指定管理者に対して求償できるのかどうかについては法解釈が明確でなく若干の疑義があるので、指定に際して神戸市と指定管理者との間に交わす協定書の中において明確化しておくべきである。この求償債務について、現行の書式では明記されていない。

神戸市が指定した指定管理者の管理に違法行為があることによって神戸市が直接に損害を受けた場合には、神戸市は、債務不履行責任を追及できる。この点は、協定書に規定がある。

ところで、最高裁平成10年4月14日判決・民集 52 卷 3 号 813 頁は、「共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の債務については、共同企業体の財産がその引き当てになるとともに、各構成員がその固有の財産をもって弁済すべき債務を負うと解されるところ、

¹ 指定管理者協定書はJV専用のものではなく、JV以外の指定管理者の協定書を共用している。

² 国家賠償責任を負うことになるのは、指定管理が「公権力の行使」そのものを担っているという事実による。民間委託の事例になるが、民間委託にかかる児童養護施設において入所中の児童間の暴力行為によって人身被害が発生した事件について、最高裁平成19年1月25日判決・民集61卷1号1頁は、次のように言っている。「都道府県による3号措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する当該施設の職員等による養育監護行為は、都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解するのが相当である。」(下線は監査人記載)。国家賠償法は、新憲法の趣旨を受けて、昭和22年に制定されてから改正されていないので、条文の文言が新制度に即応していない。指定管理者又はその職員は地方公務員ではないが、同法1条との関係では、「公務員」の文言を拡張的に解釈している。もっとも、同法2条との関係では、「公の営造物」の設置・管理に瑕疵があることが要件であるので、拡張的に解釈する必要がなく、誰が管理に従事していても、同法上の責任が発生することは容易に肯認できる。

共同企業体の構成員が会社である場合には、会社が共同企業体を結成してその構成員として共同企業体の事業を行う行為は、会社の営業のためにする行為（附屬的商行為）にほかならず、共同企業体はその事業のために第三者に対して負担した債務につき構成員が負う債務は、構成員である会社にとって自らの商行為により負担した債務というべきものである。したがって、右の場合には、共同企業体の各構成員は、共同企業体はその事業のために第三者に対して負担した債務につき、商法511条1項により連帯債務を負うと解するのが相当である。」と判示している。

ところが、連帯債務を負うのは、「商行為となる行為」（商法511条1項）によって負担した債務であるから、商行為でない行為によって発生しうる求償債務や損害賠償債務についても連帯債務を負うかどうかについては、約定による明確化が必要である。

<意見-28>

「共同事業体結成届出書」には、「連帯して保証します」と記載されているが、共同事業体自体に法人格がないので、連帯「保証」ではなく連帯債務が正しいと思われる。

連帯債務は、重要な法律関係であるにもかかわらず、指定時に連名による書面の差し入れがされないのであれば、指定管理者協定書を連名にて記名押印する形式に改めるのが最も良いと思われる。

3、平成 28 年度の施設別の監査結果

保健福祉局

①しあわせの村

(1) 施設の概要

神戸市は昭和 52 年、健康で文化的な生活水準を全市民に保証する目的で、全国に先がけて「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、この条例の基本理念である「自立と連帯」を、具体的な施設整備を通じて実現するために建設されたのが「しあわせの村」である。すべての市民が交流と相互理解を深め、等しく健康で文化的な生活を享受できる、ともに生きる社会（ノーマライゼーション）の実現を目指し、高齢者・障がい者の自立や社会参加を支援する福祉施設と、緑豊かな自然の中で、すべての市民がリフレッシュできる都市公園を一体的に整備した複合施設である。

当施設は、平成元年 4 月に開村し、有料施設の営業を開始し、その後も次々と施設を充実させながら現在に至っており、村内には福祉・医療施設をはじめ、宿泊施設・温泉・プール・体育館・テニスコート・ゴルフ場・キャンプ場・トリム園地・芝生広場・日本庭園などの施設がある。

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	しあわせの村				
住所	神戸市北区しあわせの村1番1号				
設置目的	神戸市しあわせの村は、神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るため、設置。				
実施事業	施設の管理運営、しあわせの村の理念実現のための事業の企画・実施等				
設置年月日	平成元年4月23日				
所管課	保健福祉局 総務部 市民福祉推進課、保健福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課、建設局 公園部 管理課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成17年	特命随意契約	(財)こうべ市民福祉振興協会	委託	なし
(指定管理)					
第1期目	平成18年	公募	(財)こうべ市民福祉振興協会	使用料制	スポーツ施設等の施設使用料目 標(インセンティブ、ペナル ティ)
	平成19年		同上	同上	同上
	平成20年		同上	同上	同上
	平成21年		同上	同上	同上
第2期目	平成22年	公募	しあわせの村運営共同事業体	利用料金制	高齢者及び障害者の利用の確保 基準(ペナルティのみ)
	平成23年		同上	同上	同上
	平成24年		同上	同上	同上
	平成25年		同上	同上	同上
第3期目	平成26年	公募	しあわせの村運営共同事業体	利用料金制	高齢者及び障害者の利用の確保 基準(ペナルティのみ)
	平成27年		同上	同上	同上
	平成28年		同上	同上	同上
	平成29年		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員	構成員	構成員	構成員	構成員
第1期目	平成18年～						
第2期目	平成22年～	(財)こうべ市民福祉振興協会	(株)グリーンハウス	(株)ウエルネスサプライ	美津濃(株)	(社)神戸乗馬クラブ	(財)神戸市開発管理事業団
第3期目	平成26年～	(公財)こうべ市民福祉振興協会	(株)グリーンホスピタリティーマネジメント	(株)ウエルネスサプライ	美津濃(株)	(公社)神戸乗馬クラブ	(一財)神戸すまいまちづくり公社

【入園者数・使用料収入の状況】

期	年度	利用者数	入村者数
委託年度	平成17年	1,053,435	1,892,200
(指定管理)			
第1期目	平成18年	1,064,981	1,907,800
	平成19年	1,033,607	1,885,000
	平成20年	1,014,953	1,832,500
	平成21年	947,265	1,752,100
第2期目	平成22年	985,430	1,806,800
	平成23年	979,719	1,823,500
	平成24年	1,019,570	1,886,800
	平成25年	986,238	1,846,900
第3期目	平成26年	1,015,069	1,885,400
	平成27年	1,043,340	1,906,200
	平成28年	1,054,363	1,939,600

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	利用料収入	委託料(補助金含む)・指定管理料(修繕費等精算後)	経費	インセンティブ	収支
委託年度	平成17年	0	1,802,753,234	1,802,753,234		0
(指定管理)						
第1期目	平成18年	0	1,632,175,324	1,650,150,964		-17,975,640
	平成19年	0	1,642,475,310	1,622,370,657		20,104,653
	平成20年	0	1,636,554,925	1,613,559,841		22,995,084
	平成21年	0	1,631,565,835	1,541,924,310		89,641,525
第2期目	平成22年	464,366,027	1,160,000,000	1,542,717,790		81,648,237
	平成23年	461,613,809	1,120,618,072	1,516,702,821		65,529,060
	平成24年	460,172,386	1,132,245,162	1,553,589,118	-2,459,000	36,369,430
	平成25年	430,541,358	1,140,546,257	1,564,800,789		6,286,826
第3期目	平成26年	447,837,083	1,193,417,044	1,582,401,954		58,852,173
	平成27年	464,468,315	1,187,949,924	1,564,672,736		87,745,503
	平成28年	442,509,744	1,181,775,585	1,534,671,887	0	89,613,442

(2) 指定管理者の推移について

当施設は、平成18年から指定管理者制度に移行しており、これまで3期にわたり公募により指定管理者が選定されてきた。

指定管理者は、1期目は、(財)こうべ市民福祉振興協会(応募2者; 辞退1者)、2期目、しあわせの村運営共同事業体(応募1者)、3期目、しあわせの村運営共同事業体(応募2者; 辞退1者)と推移してきている。現在の指定管理者は、共同事業体として指定管理者に選定されている。

当施設では、開村以来、現(公財)こうべ市民福祉振興協会が運営管理の業務委託を受けており、指定管理制度移行後も第1期は当協会が、第2期以降も当協会が代表する共同事業体が運営を担ってきた。構成員の事業者も第1期から業務委託先となっており、長期間にわたって、運用実態に実質的な変更はない。

当施設には、宿泊施設からスポーツ施設等まで幅広い行い施設が存在し、指定管理者の管理エリア以外にも福祉・医療施設が存在する大規模な施設となっている。これだけの幅広い施設を運営していくには様々なノウハウを必要とし新規の参入は容易ではない。3期にわたって公募を行ってきたが、直前での辞退により実質的に応募1者の状態が続いており、今後も当該共同事業体が指定管理者に選定され続けることが見込まれ、指定管理者が硬直化している状況にある。

当施設の運営については、(公財)こうべ市民福祉振興協会が開村以来運営に携わってきたノウハウの蓄積を活かして安定した運営を行っており、評価委員会の評価も良好であり、大きな問題はない。同一の指定管理者が継続的

に運営を行うことは、良好な運営を行っている限り、それ自体を問題とするものではないが、一方で、同一の指定管理者が継続することで、さらに良いサービスを提供できる機会を奪っているとも考えられる。

<意見-29>

指定管理者制度は、公募で行うことが原則とされており、その趣旨は、公募により幅広い団体に応募を促し競争する環境を整えることであるが、市としてはそのような環境を整えていく責任があると考ええる。

そのためには、より積極的なインセンティブ制度を導入することや、投資計画によっては指定期間をより長期間に設定すること、また公募のやり方について現状分析を行い柔軟に見直していくこと等により、公募がより競争的となるよう検討されたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

しあわせの村共同事業体は、(公財) こうべ市民福祉振興協会を代表者とし、(株) グリーンホスピタリティーマネジメント、(株) ウェルネスサプライ、美津濃(株)、(公社) 神戸乗馬倶楽部、(一財) 神戸すまいまちづくり公社を構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担は共同事業体協定書に定められている。また構成員の責任は共同事業体協定書に連帯して負うものと定められている。

(4) インセンティブの導入状況について

現在の指定管理者に対しては、利用料金制度がとられており、さらに指定管理料が支払われており、インセンティブは働いていると考えられる。

(5) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されている。

こども家庭局

②港島児童館

(1) 施設概要

港島児童館は神戸市中央区港島内に位置する児童館であり、放課後児童健全育成事業（学童保育）、すこやかクラブ（登録制）、キッズクラブ（登録制）、なかよしひろば（自由参加）等の事業を実施している。

【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	神戸市立港島児童館				
住所	神戸市中央区港島中町2-3-3				
設置目的	児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることが目的				
実施事業	児童健全育成事業、子育て支援事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）、子育てコミュニティ育成事業（児童館開放）				
設置年月日	平成13年3月24日				
所管課	こども家庭局こども青少年課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度					
(指定管理)	平成18年度	非公募	港島ふれあいセンター管理委員会	使用料金制	なし
	平成19年度	同上	同上	同上	同上
	平成20年度	同上	同上	同上	同上
	平成21年度	同上	同上	同上	同上
	平成22年度	同上	同上	同上	同上
	平成23年度	同上	同上	同上	同上
	平成24年度	同上	同上	同上	同上
	平成25年度	同上	同上	同上	同上
	平成26年度	非公募	港島福祉協力会	使用料金制	なし
	平成27年度		同上	同上	同上
	平成28年度		同上	同上	同上

【施設利用状況】

期	年度	年間自由来館者数(日平均)	学童保育登録人数(月平均)	すこやかクラブの参加組数
管理委託 (指定管理)	平成17年度			
第2期目	平成24年度	67	72	80
	平成25年度	56	67	59
第3期目	平成26年度	56	67	14
	平成27年度	66	80	14
	平成28年度	71	100	20

【指定管理料の推移】

(単位:円)

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)
管理委託 (指定管理)	平成17年度	(※)
第2期目	平成24年度	16,891,420
	平成25年度	16,929,590
第3期目	平成26年度	17,632,470
	平成27年度	19,636,300
	平成28年度	27,189,300

(※)書類の保存年限が過ぎていることもあり、確実な数値を把握できない

(2) 指定管理の状況

港島児童館は平成18年より指定管理制度が導入され、現在の指定管理者である港島福祉協力会は平成26年に非公募で選定されている。
今年、当施設の指定管理に関連し新聞報道がなされた事案があり、これにつき以下検討する。

ア 事案の内容

平成29年に港島関連団体を対象とした補助金・指定管理料に関して、利用状況報告が作成されていないこと、他と異なる基準が適用されていることなどの新聞報道があった。これを受け、行財政局が報道のあった各局室区の補助金・指定管理料の支出に係る事務を対象として、法令・規則等に基づき手続きが適正に行われているかどうかに関する調査を実施し、平成29年3月17日付に「港島関連団体に関する補助金等に係る調査結果報告」(以下「調査結果報告」)を公表した。

調査結果報告によると、指定管理に関係する部分では、
「各局室区から提出された資料を精査した結果、(途中省略)次のとおり、事務執行上の不備が見受けられた。(途中略)

- ・ 学校施設開放事業と港島児童館指定管理料については、要綱等に定められた単価とは異なる単価を適用していた。」

と不備があったこと、また

「一方で、指定管理料の基準単価を定めている以上、別途単価を設定する必要がある場合には、公平性及び透明性の観点から、基準の中にそのような場合の特例に関する考え方について、明示すべきである。

さらに、指定管理料については、残余が生じた場合次年度以降に繰越、積立す

ることも認められているが、今回港島児童館に対して加算された人件費のうち未執行分については、会計上「市からの預かり金」として区分されている。27年度の未執行分の指定管理料は速やかに精算するとともに、28年度分の履行状況についても、事業年度終了後すみやかに確認し、未執行分の指定管理料を精算すべきである。」

といった改善策が示されている。

この報告書に従い、所管課は指定管理部分に関して上記指摘に沿った改善策を実施した。ちなみにこの件に関しては、市民オンブズマン兵庫が神戸市の久元喜造市長に対し、事業の補助金や施設指定管理料などの名目で平成26年度～28年度に支出した計約1830万円の返還を、関連団体などに請求するよう求める住民訴訟を神戸地裁に起こしている。

イ 所管課の内部統制に関して

報告書で指摘された項目に関する改善は既に完了しているが、実際のところ真に問題であると考えられるのは所管課の内部統制の状況である。すなわち、

- 変更契約書において「学童保育事業加算」分として2回にわたり10百万円以上の金額が加算されているが、これらの加算金額は算出根拠が不明であった。
- また市で定めた基準単価を適用せずそれより高い基準外の単価を使用することや、加算した根拠である指導員の増員ができない場合は後日精算するといったことは指定管理者との間で口頭により合意され、根拠資料も残っておらずまた指定管理協定書にも記載されていない。

といった状況であったにもかかわらず、決裁書に変更理由や加算額の計算根拠の記載もないままに局内部で変更契約書が承認されている。

本来的には何故このような状況で承認が通ったのか、またその不備を是正するにはどのような承認プロセスの変更が必要か、といった原因の追究とその改善策が示されるべきであると考ええる。

<意見-30>

港島児童館の案件では決裁書に指定管理料の増加額の根拠も増加理由も記載がないまま変更契約書が承認されている。今後導入される内部統制制度のモニタリング機能を活かすためには、丁寧な文書化が必要であることに留意されたい。

(3) インセンティブの状況について

現在の指定管理者に対しては、使用料がとられており、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

経済観光局

③ものづくり工場

(1) 施設の概要

当施設は、被災した中小製造業者に対して良好な作業環境を確保・提供することにより本格的な復興を支援するため『神戸市復興支援工場』として建設されたものである。全国初の大規模賃貸工場として、平成10年5月から開設している。

平成16年1月には、神戸市を支えてきた優れたものづくり技術の創造的復興拠点として、工場の名称を『神戸市ものづくり復興工場』と変更し、また平成28年7月からは、『神戸市ものづくり工場』に変更している。

当施設は、当初は震災による被災企業を中心に入居していたが、その後の復興とともに、被災企業以外の企業及び神戸市以外の企業の入居・誘致が徐々に進んできている。(神戸市 80.7%、以外 19.3%)

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	ものづくり工場				
住所	神戸市兵庫区和田山通1-2-25				
設置目的	被災した中小製造業に対し、良好な操業環境を確保・提供することにより、本格的な復興を支援するため、『神戸市復興支援工場』を建設した。平成16年1月に『神戸市ものづくり復興工場』、平成28年7月に『神戸市ものづくり工場』にそれぞれ改称した。				
実施事業	公営賃貸工場				
設置年月日	平成10年5月				
所管課	経済観光局 経済部 工業課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成17年		財団法人神戸市産業振興財団	管理委託	無し
(指定管理)					
第1期目	平成18年～平成21年	公募	財団法人神戸市産業振興財団	使用料金制	無し
第2期目	平成22年～平成25年	公募	神戸電鉄株式会社	使用料金制	無し
第3期目	平成26年～平成29年	公募	神戸電鉄グループ共同事業体	使用料金制	無し

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員
第1期目			
第2期目			
第3期目	平成26年～	神戸電鉄(株)	(株)神鉄コミュニティサービス

【施設の利用状況・使用料等収入の状況】

期	年度	工場施設		駐車場		使用料等収入	滞納債権
		利用数(ユニット)	利用率(%)	利用数(台)	利用率(%)		
委託年度	平成17年	146.0	61.3	127	48.0	266,243,545	263,597,343
(指定管理)							
第2期目	平成24年	179.5	78.7	141	53.4	316,564,375	128,157,520
	平成25年	177.0	77.6	141	53.4	332,874,168	112,974,566
第3期目	平成26年	181.5	79.6	134	50.8	324,290,266	103,972,246
	平成27年	176.0	77.2	132	50.0	309,266,668	97,549,938
	平成28年	196.5	86.2	141	53.4	316,143,736	96,733,764

※上記利用数・利用率の数値は年度末時点の数値

※平成28年度末滞納債権残高には指定管理者制度導入以前（平成10～17年度）の75百万円を含む

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料(修繕費等精算後)	経費	収支
委託年度	平成17年	122,737,695	122,737,695	0
(指定管理)				
第2期目	平成24年	128,554,610	127,588,131	966,479
	平成25年	142,225,100	140,592,020	1,633,080
第3期目	平成26年	141,981,662	140,508,758	1,472,904
	平成27年	133,179,695	131,870,134	1,309,561
	平成28年	127,658,949	127,396,840	262,109

(2) 指定管理者の推移について

当施設は、平成18年から指定管理者制度に移行しており、これまで3期にわたり公募により指定管理者が選定されてきた。

指定管理者は、1期目は、(財)神戸市産業振興財団(応募9者、2者登録辞退)、2期目は、神戸電鉄(株)(応募2者)、3期目は、神戸電鉄グループ共同事業体(応募2者、1者登録辞退)と推移してきている。現在の指定管理者は、共同事業体として指定管理者に選定されている。

<意見-31>

3期目の指定管理者の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1者の形で指定管理者が選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようにされたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

神戸電鉄グループ共同事業体は、神戸電鉄(株)を代表者とし、(株)神鉄コミュニティサービスを構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については共同事業体協定書において定められている。また構成員の責任は共同事業体協定書に連帯して負うものと定められている。

(4) 指定管理の対象業務について

指定管理業務としては、工場の管理運営に関する業務、利便施設の管理運営業務、その他の業務とされており、工場使用料の徴収にかかる業務につい

ては補助業務に限定され、神戸市の主たる業務とされている。一方で、入居者の審査については、指定管理者の業務とされており、結果として指定管理者の行った入居者の審査に伴って発生するリスクを神戸市が負っている形になっている。

滞納債権については年々減少を続けており、これまでの回収の努力が表れてきていると言えるが、平成29年3月末時点で、96百万円の滞納債権が残っており、管理・回収に引き続き務めていく必要がある。

<意見-32>

指定管理者制度の趣旨に鑑みると、滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務範囲として、民間の力を活用し、コスト削減を図るとともに、より効果的・効率的な回収を行っていくようにされたい。

また滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務とすることで、入居者の審査に伴って発生する滞納管理等のリスクについても指定管理者が負うようにされたい。

(5) インセンティブの導入について

当施設は、使用料施設として管理されており、指定管理者に対しては、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

<意見-33>

現在、ものづくり工場についてはインセンティブ制度が導入されていないが、滞納債権の管理・回収等の業務に積極的にインセンティブ制度を導入し、民間のノウハウを活用し、滞納債権をより効果的・効率的に回収していくようにされたい。

(6) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されている。

④須磨海浜水族園

(1) 施設の概要

当施設は、旧須磨水族館から開業60年、須磨海浜水族園リニューアルから30年を迎えた施設である。昭和62年、旧須磨水族館は老朽化により閉館となり、新たに須磨海浜水族園として生まれ変わった。水族の展示のみでなく、海浜公園要素を一体化させた、日本初の「水族園」となった。

当施設では、生きざま展示を提唱し、当時の最新設備、展示手法は日本の近代水族館の先駆けとなっていた。イルカライブ、水族とのふれあいプログラムなどを導入し、開放的で行動的・生態的な展示手法を導入してきた。

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	須磨海浜水族園					
住所	神戸市須磨区若宮町1丁目3番5号					
設置目的	水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資するため					
実施事業	水族園の管理・運営					
設置年月日	昭和62年7月16日					
所管課	経済観光局 観光MICE部 観光企画課					
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度	備考
委託年度	平成17年	随契	財団法人神戸国際観光コンベンション協会	管理委託		
(指定管理)						
第1期目	平成18年	公募	財団法人神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制度	利用料金制度のみ	
	平成19年		同上	同上	同上	
	平成20年		同上	同上	同上	
	平成21年		同上	同上	同上	
第2期目	平成22年	公募	ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体	利用料金制度	利用料金制度のみ	
	平成23年		同上	同上	同上	
	平成24年		同上	同上	同上	
	平成25年		同上	同上	同上	
第3期目	平成26年	公募	須磨海浜水族園共同事業体	利用料金制度	利用料金制度のみ	
	平成27年		同上	同上	同上	
	平成28年		同上	同上	同上	
	平成29年		同上	同上	同上	

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員	構成員	構成員
第1期目					
第2期目	平成22年～	(株)ウエスコ	(株)名鉄インプレス	(株)アクアート	
第3期目	平成26年～	(株)ウエスコ	(株)名鉄インプレス	(株)アクアート	(一財)神戸国際観光コンベンション協会

【入園者数】

期	年度	入園者数
委託年度	平成17年	1,040,574
(指定管理)		
第2期目	平成24年	1,130,486
	平成25年	1,094,528
第3期目	平成26年	1,182,609
	平成27年	1,105,110
	平成28年	1,212,750

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	利用料収入	委託料(補助金含む) ・ 指定管理料	その他収入	経費	その他	収支
委託年度	平成17年	732,626,000	892,929,000	31,051,000			-129,252,000
(指定管理)							
第2期目	平成24年	776,240,916		99,641,636	771,654,441	56,057,558	48,170,553
	平成25年	765,130,625		122,561,958	804,735,807	15,557,444	67,399,332
第3期目	平成26年	812,132,584		356,378,309	905,850,419	189,059,140	73,601,334
	平成27年	757,092,836		368,773,869	923,038,545	117,344,043	85,484,117
	平成28年	785,720,724		409,985,113	977,448,492	35,740,186	182,517,159

(2) 指定管理者の推移について

当施設は、平成18年から指定管理制度に移行しており、これまで3期にわたり公募により指定管理者が選定されてきた。

指定管理者は、1期目は、(財)神戸国際観光コンベンション協会(応募2者)、2期目は、ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体(応募3者)、3期目は、須磨海浜水族園共同事業体(応募1者)と推移してきている。現在の指定管理者は、共同事業体として指定管理者に選定されている。

<意見-34>

3期目の公募では、応募1者という状況であったが、指定管理期間を柔軟にすることで、より幅広く応募を募るようにされたい。当施設のように、未来投資等の先行投資を行っていく必要がある場合には、事業計画の内容によっては多額の投資が必要となり、投資回収の期間も長期間に及ぶことから、より指定管理期間を柔軟に設定し、幅広く競争相手を募るようにされたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

須磨海浜水族園共同事業体は、(株)ウエスコを代表者とし、(株)名鉄インプレス、(株)アクアート、(一財)神戸国際観光コンベンション協会を構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については事業計画書において定められている。また共同事業体協定書において各構成員の出資割合が定められており、その範囲において責任を負うものと定められている。

<意見-35>

共同事業体の各構成員の責任について、出資割合に応じて責任を負う規定は、共同事業体内部においては有効であるが、第三者に対しては構成員が連

帯して責任を負うことから、連帯責任を負う旨の記載を入れるようにされた
い。

共同企業体の構成員の連帯債務については、意見-28 参照。

(4) インセンティブの状況について

現在の指定管理者に対しては、利用料金制度がとられており、毎年協議書
で決められた一定額の納付金を市に納めているものの、インセンティブは働
いていると考えられる。

(5) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用
指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実
施されている。

⑤神戸国際会議場・神戸国際展示場

(1) 施設概要

神戸市では、ポートピア博前年の 1980 年からコンベンション都市構想をス
タートし、神戸国際会議場・展示場は、複合型コンベンションセンターの先駆
けとなってきた。

神戸国際会議場には、6 ヶ国対応の同時通訳設備を完備した 692 名収容の
メインホール、360 名収容の国際会議室のほかレセプションホール、200 名収
容の会議室 3 室を含む全 21 室がある。各階フロアーは、ゆったりとスペース
をとったラウンジ、ロビーが特徴で、各種会議、展示、ポスターセッション等
多様な仕様に対応できる。

神戸国際展示場の展示面積合計は 13,600 m²。なかでも 2 号館は、可動席
(1,532 席)を有し、階段状のコンベンションホール(4,000 名収容)にも変
更可能となっており、1 号館から 3 号館まで、それぞれの規模に応じた使用
が可能となっている。

神戸市は、平成 25 年 6 月に観光庁から、「グローバル M I C E 戦略都市」
に指定されており、神戸国際会議場及び神戸国際展示場は、M I C E 中核施
設として、様々な国際的な会議や大規模な会議の招致を行っている。

(M I C E とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (イ
ンセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際
会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文

字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称)

【施設の外観】

《全体》



《神戸国際会議場》



《神戸国際展示場》



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	神戸国際会議場・神戸国際展示場					
住所	神戸市中央区港島中町6丁目9番地の1（会議場） 神戸市中央区港島中町6丁目11番地の1（展示場）					
設置目的	神戸市における国際交流の推進並びに市民文化の向上及び福祉の増進を図る。（会議場） 神戸市における産業貿易の振興及び経済交流の促進並びに市民福祉の増進を図る（展示場）					
実施事業	会議場・展示場の管理運営					
設置年月日	神戸国際会議場 昭和56年3月 神戸国際展示場 1号館 昭和56年2月、2号館 平成3年3月、3号館 平成18年5月					
所管課	経済観光局 観光MICE部 観光企画課					
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度	備考
委託年度	平成17年	随契	財団法人神戸国際観光コンベンション協会	管理委託	利用料金制	
(指定管理)						
第1期目	平成18年	公募	財団法人神戸国際観光コンベンション協会	利用料金制	利用料金制のみ	
	平成19年		同上	同上	同上	
	平成20年		同上	同上	同上	
	平成21年		同上	同上	同上	
第2期目	平成22年	公募	神戸コンベンションソシアム	利用料金制	利用料金制のみ	
	平成23年		同上	同上	同上	
	平成24年		同上	同上	同上	
	平成25年		同上	同上	同上	
2ヵ年延長	平成26年	随意指定	神戸コンベンションソシアム	利用料金制	利用料金制のみ	施設のあり方検討のため
	平成27年		同上	同上	同上	
第3期目	平成28年	公募	神戸コンベンションソシアム	利用料金制	利用料金制のみ	
	平成29年		同上	同上	同上	

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員	構成員
第1期目				
第2期目	平成22年～	(一財)神戸国際観光コンベンション協会	日本コンベンションサービス(株)	
第3期目	平成28年～	(一財)神戸国際観光コンベンション協会	日本コンベンションサービス(株)	(株)神戸ポートピアホテル

【施設の利用状況】

期	年度	国際会議場			国際展示場		
		稼働率	会議件数	参加者数	稼働率	件数	参加者数
委託年度	平成17年	48	327	247,520	45	134	628,208
(指定管理)							
第2期目	平成24年	50	207	240,461	45	171	855,455
	平成25年	42	246	186,013	40	167	681,815
2ヵ年延長	平成26年	43	233	348,443	47	175	957,179
	平成27年	43	231	273,496	47	182	891,363
第3期目	平成28年	41	256	310,576	42.1	188	891,363

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	利用料収入	委託料(補助金含む) ・指定管理料	その他収入	経費	インセンティブ	収支
委託年度	平成17年	778,857,007		78,314,401	789,655,647		67,515,761
(指定管理)							
第2期目	平成24年	750,954,550		432,827,710	1,065,819,530		117,962,730
	平成25年	692,912,783		398,364,138	1,061,568,765		29,708,156
2ヵ年延長	平成26年	779,225,400		445,143,863	1,108,635,727		115,733,536
	平成27年	791,220,890		413,993,725	1,094,220,869		110,993,746
第3期目	平成28年	744,112,590		545,880,539	1,195,078,177		94,914,952

(2) 指定管理者の推移について

当施設は、平成18年から指定管理者制度に移行しており、これまで3期にわたり公募により指定管理者が選定されてきた。(平成26年からの2年間は、施設のあり方検討のため随意指定が行われている)

MICE誘致にあたっては、国際会議と展示会がセットで行われることが多く、当該2施設の管理運営については、一体不可分という考え方で2施設をまとめて指定管理を行っている。

指定管理者は、1期目は、(財)神戸国際観光コンベンション協会(応募4者)、2期目は、神戸コンベンションコンソーシアム(応募3者)、3期目は、神戸コンベンションコンソーシアム(再整備のため、随意延長)、4期目は、神戸コンベンションコンソーシアム(応募1者;直前で辞退あり)と推移してきている。現在の指定管理者は、共同事業体として指定管理者の選定されている。

<意見-36>

4期目の指定管理の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1社の形で指定管理に選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようにされたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

神戸コンベンションコンソーシアムは、(一財)神戸国際観光コンベンション協会を代表者とし、日本コンベンションサービス(株)、(株)神戸ポートピアホテルを構成員として共同事業体を結成している。

構成員の職務の分担については共同事業体協議書に係る覚書において定め

られている。また構成員の責任は、共同事業体協議書に係る覚書において定められている。

(4) インセンティブについて

現在の指定管理者に対しては、利用料金制度がとられており、毎年協議書で決められた一定額の納付金を市に納めているものの、インセンティブは働いていると考えられる。

(5) モニタリングについて

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されている。

⑥神戸市立自然環境活用センター

(1) 施設概要

当施設は、学童等に自然に恵まれた環境の中で農業の体験学習及び農業の知識の伝習を行うことを目的に、昭和59年5月に開設されたものである。近郊都市部の小学生児童らに対し、地域の根ざした農村文化・風習について、竹細工・ワラ細工、講演、餅つき体験などを通して伝えている施設である。また、農業者をはじめとする地域住民の集会などにも同施設を開放し、地域に密着した運営を行っている。

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	神戸市立自然環境活用センター				
住所	神戸市西区押部谷町高和1289				
設置目的	学童等に自然に恵まれた環境の中で農業の体験実習及び農業の知識の修得の場を提供するとともに、地域の農業の振興を図るため。				
実施事業	学童等にわら細工、竹細工等の工芸実習その他の農業の体験実習の場を提供する。 地域の農業者の研修等のために施設を利用させる。 地域の老人会その他の団体に施設を利用させる。				
設置年月日	昭和59年3月31日				
所管課	経済観光局 農政部 農水産課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成17年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	委託料のみ
(指定管理)					
第1期目	平成18年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	指定管理料のみ
第2期目	平成19年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	指定管理料のみ
第3期目	平成20年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	指定管理料のみ
	平成21年				
	平成22年				
	平成23年				
第4期目	平成24年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	指定管理料のみ
	平成25年				
	平成26年				
	平成27年				
第5期目	平成28年	非公募	高和自然環境活用センター管理会	-	指定管理料のみ
	平成29年				

【施設の利用状況】

期	年度	工芸体験等		農業体験		交流活動等	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
委託年度	平成17年	10	344	5	340	169	1,072
(指定管理)							
第4期目	平成24年	11	336	19	1,038	147	2,881
	平成25年	11	356	20	825	138	2,970
	平成26年	12	398	15	542	166	3,431
	平成27年	14	461	7	552	114	2,052
第5期目	平成28年	8	301	3	290	119	2,140

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料・指定管理 料 (修繕費等精算)	その他収入	経費	収支
委託年度	平成17年	328,000	151,371	541,600	-62,229
(指定管理)					
第4期目	平成24年	349,000	125,932	474,932	0
	平成25年	328,000	118,937	446,937	0
	平成26年	338,000	162,539	500,539	0
	平成27年	338,000	74,490	412,490	0
第5期目	平成28年	610,000	0	610,000	0

(2) 指定管理者の推移について

当施設は、開設以来22年にわたり、高和自然環境活用センター管理会が運営委託を受けており、平成18年の指定管理制度への移行後も、5期にわたり非公募により指定管理者に選定されている。

公募によらない場合の理由として、指定管理者制度運営指針に規定する公募の例外規定中、要件③、行財政改善懇談会が指摘する「地域人材を活用する場合など合理的な理由がある場合」に該当するとしている。当該団体が地域住民によって構成され、同施設の設置目的である農村文化の伝承や地域農業の振興を図るための事業を適切に執行できる団体と認められるからである。

(3) インセンティブの導入について

指定管理者に対しては、指定管理料が支払われており、インセンティブ制度は導入されていない。

(4) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されているが、下記指摘すべき事項があった。

<指摘事項-43>

事業報告として提出される施設管理業務の収支計算書は、収支ゼロとして作成されている。また、施設管理業務の収支計算書とともに提出される自主事業の収支計算書については、経費の区分が適切に行われていない。これは、

施設管理業務の支出において、収入を超えた差額分を自主事業の支出として処理してきたことによるが、経費支出については適切に区分を行い、適正な収支計算書を作成するべきである。

また、市においてもモニタリングの際には、経費区分のチェックを行い、適正な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。

⑦神戸市立農村環境改善センター

(1) 施設の概要

当施設は、武庫川流域下水道処理場建設に際して、地域の生活基盤の充実を目的として、「農村総合整備モデル事業」により昭和60年に建設された施設であり、北区道場町をはじめとする地域住民が、スポーツ・文化活動や集会等で多くの団体が集い親睦を深め、コミュニティの形成を図る場として活用されている。

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	神戸市立農村環境改善センター				
住所	神戸市北区道場町塩田1454番地の2				
設置目的	農業者等の教養及び文化の向上並びに健康の増進を図る場を提供することにより、住民相互の交流及び地域活動の振興に資するため				
実施事業	(1) 施設管理業務 (2) 貸館業務 (3) その他（地域行事、スポーツ大会運営）				
設置年月日	昭和60年9月25日				
所管課	経済観光局 農政部 計画課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成15年	非公募	(財)神戸みりの公社		委託料のみ
(指定管理)					
第1期目	平成16年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成17年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成18年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成19年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
第2期目	平成20年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成21年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成22年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成23年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
第3期目	平成24年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成25年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成26年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
	平成27年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ
第4期目	平成28年	非公募	神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会	使用料金制	指定管理料のみ

【施設の利用状況】

期	年度	合計	
		利用人数合計	使用料収入合計
委託年度	平成 1 5 年	26,646	2,873,000
(指定管理)			
第 3 期目	平成 2 4 年	26,591	2,866,290
	平成 2 5 年	27,484	2,990,250
	平成 2 6 年	27,364	2,750,400
	平成 2 7 年	25,046	2,854,730
第 4 期目	平成 2 8 年	27,527	3,194,970

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料・指定管理料 (修繕費等精算後)	経費	収支
委託年度	平成15年	8,454,218		
(指定管理)				
第3期目	平成24年	7,454,000	7,454,000	0
	平成25年	7,454,000	7,454,000	0
	平成26年	7,666,971	7,666,971	0
	平成27年	7,666,971	7,666,971	0
第4期目	平成28年	7,952,000	7,952,000	0

(2) 指定管理者の推移

当施設は、平成16年の指定管理制度への移行後、4期にわたり非公募により指定管理者に選定されている。

公募によらない場合の理由として、指定管理者制度運営指針に規定する公募の例外規定中、要件③、行財政改善懇談会が指摘する「地域人材を活用する場合など合理的な理由がある場合」に該当するためとしている。当該団体は、地域住民により構成されており、同施設の設置目的である住民相互の交流及び地域活動の振興に資するための業務を適切に執行できる団体と認められるからである。

(3) インセンティブの導入について

当施設は、使用料施設として管理されており、指定管理者に対しては、指定管理料が支払われており、その他のインセンティブ制度は導入されていない。

(4) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されているが、下記指摘すべき事項があった。

<指摘事項-44>

事業報告として提出される収支計算書は、過去数期にわたり収支ゼロとして作成されている。施設の老朽化が進んでいることから、年度末に蛍光灯・電

池等の消耗品を購入していることが要因としているが、本来、経費の予算執行は収支ゼロまで無理に行うものではないことから、経費の執行を適切に行い、収支計算書を作成するべきある。

また、市においてもモニタリングの際には、チェックを行い、適切な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。

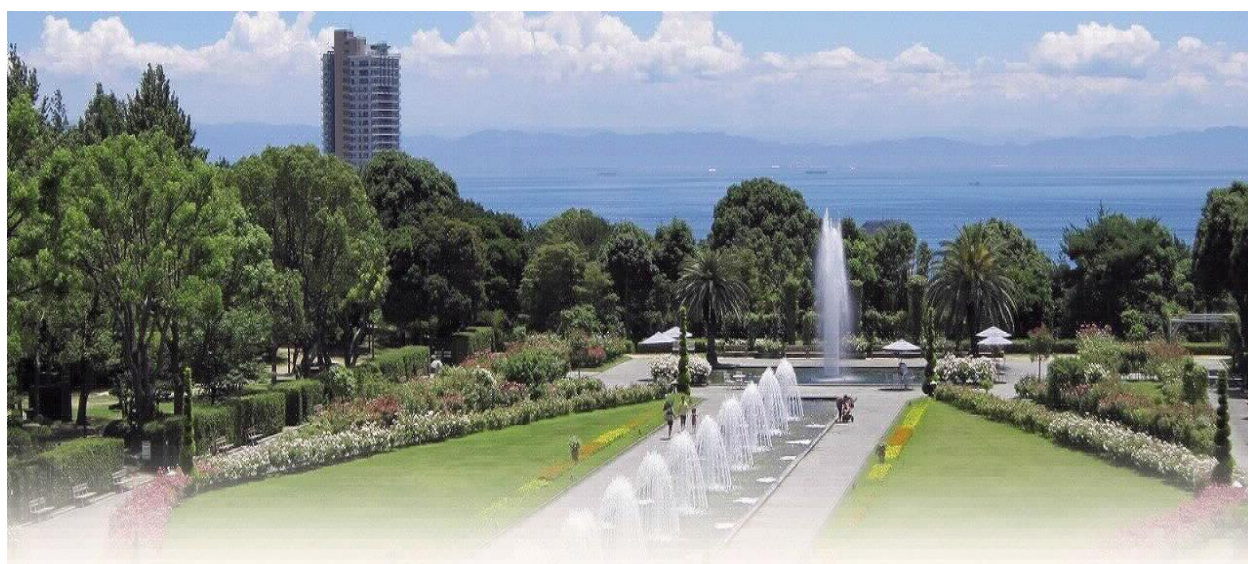
建設局

⑧離宮公園

(1) 施設の概要

離宮公園は、兵庫県神戸市須磨区の丘陵に広がる面積約23ヘクタール（有料区域）の都市公園である。皇室の別荘「武庫離宮」が戦災により消失したあと神戸市に下賜され、昭和33年4月、今上天皇（当時、皇太子殿下）のご成婚記念事業として整備が始まり、昭和42年に近代的な欧風庭園として開設された。その後、植物園、子供の森やバラ園を増設し、現在は本園、植物園、フィールドアスレチック、レストラン等を備えた神戸市の代表的な都市公園となっている。入園料は15歳以上（中学生を除く）400円、小・中学生200円である。

【離宮公園の外観】



【施設パンフレット】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	須磨離宮公園				
住所	神戸市須磨区東須磨1-1、1-2、若木町4丁目22-3、24、水野町6				
設置目的	豊かな緑、四季に変化する多くの花木や草花を始め、恵まれた眺望や変化に富んだ造形美を生かし、潤いと安らぎのある市民の憩いの場をめざす				
実施事業	施設・植栽の運営・維持管理、自主事業（イベント、レストハウス、駐車場等）				
設置年月日	1967（S42）				
所管課	建設局公園部管理課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度（指定管理）	平成17年度	随意選定	（財）神戸市公園緑化協会	使用料金制	
第1期目	平成18年度	公募	（財）神戸市公園緑化協会	使用料金制	報奨金制度
	平成19年度		同上	同上	同上
	平成20年度		同上	同上	同上
	平成21年度		同上	同上	同上
第2期目	平成22年度	公募	（財）神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ	使用料金制	報奨金制度
	平成23年度		（公財）神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ	同上	同上
	平成24年度		同上	同上	同上
	平成25年度		同上	同上	同上
第3期目	平成26年度	非公募	（公財）神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ	使用料金制	なし
	平成27年度		同上	同上	同上
	平成28年度		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員
第2期目	平成22年～	(財)神戸市公園緑化協会	(一社)神戸市造園協力会
第3期目	平成26年～	(公財)神戸市公園緑化協会	(一社)神戸市造園協力会

【入園者数・使用料収入の状況】

期	年度	入園者数(人)	目標入園者数(人)	使用料収入(千円)	目標収入額(千円)
管理委託 (指定管理)	平成17年度	223,062	250,000	46,209	
第1期目	平成18年度	210,717	250,000	35,887	35,450
	平成19年度	253,072	250,000	41,473	36,150
	平成20年度	250,340	250,000	39,496	36,510
	平成21年度	222,647	250,000	36,559	36,870
第2期目	平成22年度	265,805	250,000	39,113	38,000
	平成23年度	245,457	250,000	35,293	38,000
	平成24年度	281,633	250,000	43,637	38,000
	平成25年度	271,618	250,000	39,688	38,000
第3期目	平成26年度	293,675	247,000	43,489	38,000
	平成27年度	318,070	247,000	47,810	38,000
	平成28年度	316,001	247,000	48,932	38,000

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)	経費	収支
管理委託 (指定管理)	平成17年度	213,023,947	239,000,816	
第1期目	平成18年度	189,709,835	199,385,603	436,640
	平成19年度	188,196,501	200,179,201	5,323,000
	平成20年度	186,249,000	195,408,768	2,986,000
	平成21年度	183,401,382	195,563,321	-311,000
第2期目	平成22年度	190,891,588	210,300,000	556,300
	平成23年度	158,385,435	182,869,000	-2,707,280
	平成24年度	155,065,313	162,840,000	2,818,585
	平成25年度	164,270,888	167,438,000	843,805
第3期目	平成26年度	156,950,452	164,357,000	-
	平成27年度	154,026,234	157,320,000	-
	平成28年度	154,648,440	158,662,000	-

※平成23年度以降の指定管理料及び経費には市派遣職員人件費（市直接支給分）を含まない。

(2) 指定管理者の推移について

当施設は公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「公園緑化協会」）が施設

設置当初の昭和４３年から入園出改札事務及び駐車場料金徴収業務を受託し、昭和５１年からは総合的なマネジメントを受託するようになった。公園緑化協会は当施設に指定管理者制度が導入された平成１８年度には公募により指定管理者に選定され、また指定管理第２期目の平成２２年度では一般社団法人神戸市造園協力会と共同事業体（（財）神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ、以下「公園緑化協会グループ」）を結成し公募により指定管理者に選定されている。第３期目の平成２６年度においても同共同事業体が指定管理者に選定されたが、離宮公園は第３期目からは非公募へと変更されている。公募から非公募に変更された理由は、神戸市ホームページの「選定委員会の意見（選定理由）」では、

「離宮公園は、中・長期的な運営計画や高度な管理・観察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスを求められる施設である。

その中で、現行の指定管理者は、同園を長年に渡り専門性をもって管理運営に携わり、良好な園地管理に努めてきており、今後も良好な管理運営を行うことが期待できる。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」については非公募選定をすることが可能であるとされており、これらのことから左記団体を指定管理者候補者として選定した。」

と記載されている。

ちなみに平成２２年度の神戸市包括外部監査においては、中・長期的な計画に基づく植栽・育成等を実施しなければ公園の魅力を低減させるので当施設は指定管理者制度になじまないと考えられ、施設の運営方法について検討すべき、との意見が示されており、所管課によると当該指摘も非公募への変更の理由の一つであるとのことであった。

（３） 共同事業体の責任分担について

公園緑化協会グループは、公園緑化協会を代表者とし、一般社団法人神戸市造園協力会を構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については共同事業体協定書において定められている。また構成員の責任は共同事業体協定書に連帯して負うものと定められている。

（４） インセンティブの導入状況について

公園緑化協会グループとの「離宮公園の管理運営業務に関する指定管理基

本協定書」では、平成 26 年度においては 154,820 千円、平成 27 年度 161,192 千円、平成 28・29 年度は 162,272 千円の指定管理料が支払われる（その他、各年度終了後に修繕費等を精算する）とともに、入園者から徴収した施設使用料を神戸市に納付する制度が採用されており、インセンティブについては第 1 期目及び第 2 期目の指定管理において

➤ （第 1 期目）使用料収入実績が過去実績を元に事業者から提案があった目標収入額を上回った場合、上回った額の 100%を指定管理者に報奨金として還元

➤ （第 2 期目）使用料収入実績が市が過去実績を元に定めた目標収入額を上回った場合、上回った額の 50%を指定管理者に報奨金として還元

といった報奨金制度型のものが採用されていた。しかし第 3 期目の指定管理では当施設が非公募に変更されたためインセンティブ制度はなじまない（非公募選定される指定管理者は、報奨金制度によらなくても目標達成に向けて最善をつくすべき）、と所管課で判断したことにより採用されていない。

指定管理者の達成すべき目標としては、「離宮公園の管理運営業務に関する指定管理基本協定書」の第 8 条の「目標収入額及び入園者数」において

「年間の各目標数値を次のとおりとし、乙（監査人注：公園緑化協会グループ）はその達成につとめるものとする

年間目標収入額 金 38,000,000 円 年間目標入園者数 247,000 人」

と記載されている。

公園緑化協会グループはイベントを積極的に行って集客に取り組むなどにより、上記の「入園者数・使用料収入の状況」をみてもわかるとおり、特に近年は入園者数及び使用料収入ともに目標を大きく上回っている。また神戸市が指定管理者を評価した「管理運営に対する評価表」での管理運営に対する総合評価も非常に高く、公園利用者に対して実施したアンケート結果でも満足度は高くなっているなど、指定管理者としての管理状況は良好であると思われる。

ただし、

➤ 近年の実績からすると目標収入額はハードルが低い状態となっている。

➤ 協定書記載の数値は目標でありそれを上回っても下回っても指定管理者には収支における損得は生じない。

➤ 非公募制となったことにより、この目標を達成しなかったとしても公園緑化協会（グループ）以外の団体が選定される状況が事実上想定しにくいことから、指定管理者にとっては次回選定されないといったデメリットも生

じる可能性が極めて小さい

といったことから、指定管理者にとっては「使命感」以外に集客に努める動機に乏しい状況となっている。

思うに、非公募となった状況であるからこそ、唯一の指定管理者に対してより創意工夫をこらした集客策を実施してもらう仕組みとして引き続きインセンティブを設定する必要があるのではないかと考える。

また、行財政局が制定した「公の施設の指定管理者制度 運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」）では、その「8.2.3 インセンティブの導入」において、「施設の効用の最大発揮や市民サービスの向上及び運営コストの削減の観点から、すべての施設において、公募にあたっては、利用料金制度の採用あるいは使用料施設におけるインセンティブの設定（報奨金制度等）など、事業者等の積極的な事業展開が可能となるインセンティブの導入を検討してください。」と規定されているが、公募施設でもその施設の性質上インセンティブを導入しにくい施設もあり、また離宮公園のように非公募であってもインセンティブを導入したほうが望ましいと考えられる施設もあることから、公募・非公募に関わらず、どのような性格の施設がインセンティブを原則として導入すべきかの基準を明確にし、仮にその基準に該当している施設が制度を採用しない場合にはその理由を明示すべきことを規定することが望ましいと考える。

<意見-37>

離宮公園では指定管理が公募から非公募へと変更になったことに伴いインセンティブ制度が廃止されているが、非公募であってもより創意工夫をこらした集客策を実施してもらう仕組みとしてインセンティブを設定することが望ましいと考えられるため、今後導入を検討されたい。

(5) モニタリングの状況について

モニタリングに関しては、指定管理者の事業計画書の各提案項目に関して指定管理期間にわたる工程表を作成し、その実施状況をきめ細かくチェックしているなど、適切に管理できていた。

⑨住吉公園及び大和公園テニスコート・駐車場

(1) 施設の概要

住吉公園は神戸市東灘区にあり、面積は約2ヘクタールで指定管理区域内の有料のテニスコート4面、有料駐車場（32台）の他、グラウンド、遊具などを備えている。

また大和公園は神戸市灘区にあり、面積は約2.3ヘクタールで指定管理区域内の有料のテニスコート4面、有料駐車場（29台）の他、グラウンド、遊具などを備え、指定管理者の自主事業としてテニススクールも開催されている。

【住吉公園テニスコート】



【大和公園テニスコート】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	住吉公園及び大和公園テニスコート・駐車場				
住所	住吉公園：神戸市東灘区住吉宮町3丁目 大和公園：神戸市灘区中郷町5丁目				
設置目的	市民のスポーツの普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与する。				
実施事業	テニスコート・駐車場の管理・運営事業				
設置年月日	住吉公園テニスコート：1958(S33.3) 大和公園テニスコート：1977(S52)				
所管課	建設局公園部管理課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度 (指定管理)	平成20年度	随意選定	(財)神戸市公園緑化協会	使用料金制	
第1期目	平成21年度	公募 (テニスコート・駐車場分割公募)	＜テニスコート＞ 神戸市公園緑化協会・酒井 テニス企画グループ ＜駐車場＞ アマノ・アマノマネジメント サービス住吉公園他指定管 理者共同事業体	使用料金制	報奨金制度 ※テニスコート のみ
	平成22年度		同上	同上	同上
	平成23年度		同上	同上	同上
	平成24年度		同上	同上	同上
第2期目	平成25年度	公募 (テニスコート・駐車場一体公募)	神戸市公園緑化協会・酒井 テニス企画グループ	使用料金制	報奨金制度 ※テニスコート のみ
	平成26年度		同上	同上	同上
	平成27年度		同上	同上	同上
	平成28年度		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員
第1期目	平成21年度～	＜テニスコート＞(財)神戸市公園緑化協会 ＜駐車場＞アマノ株式会社	＜テニスコート＞(有)酒井テニス企画 ＜駐車場＞アマノマネジメントサービス(株)
第2期目	平成25年～	(公財)神戸市公園緑化協会	(有)酒井テニス企画

【利用件数・使用料収入の状況】

期	年度	テニスコート 利用件数(件)	テニスコート 使用料収入 (千円)	使用料収入 目標(千円)	駐車場 利用件数(件)	駐車場 使用料(千円)
管理委託 (指定管理)	平成20年度	9,942	16,345		26,616	9,273
第1期目	平成24年度	9,105	16,932	14,500	29,145	9,422
第2期目	平成25年度	9,452	18,799	16,000	27,162	8,539
	平成26年度	8,776	16,543	16,000	25,565	7,873
	平成27年度	11,753	19,436	16,000	27,916	8,889
	平成28年度	11,830	19,725	16,000	30,136	9,755

【指定管理者の収支の状況】

(単位:円)

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)	その他収入	経費	インセンティブ	収支
管理委託 (指定管理)	平成20年度	5,827,000	6,274,000	12,101,000	0	0
第1期目	平成24年度	17,540,135		17,780,000	1,218,150	978,285
第2期目	平成25年度	15,181,260		12,751,000	1,399,700	3,829,960
	平成26年度	15,451,880		12,950,000	921,500	3,423,380
	平成27年度	15,411,844		18,271,000	1,718,200	-1,140,956
	平成28年度	15,643,456		17,194,000	1,862,350	311,806

(2) 指定管理者の推移について

当該施設は過去、公益財団法人神戸市公園緑化協会に業務委託をしていたが、平成21年からは市街地のテニスコートとして試行的に指定管理者制度が導入されており、1期目のテニスコート及び、2期目(テニスコート・駐車場一体公募)ともその公園緑化協会を代表企業とする共同事業体が公募により選定されている。公募に際しては1期目テニスコート1者・駐車場3者、2期目では2者の応募があった。テニススクールを効果的に実施するため、公園緑化協会は旬酒井テニス企画と共同事業体を組織して管理を遂行している。ただし、当該施設の運用はこの第2期目の終了をもって指定管理制度から業務委託へ戻している。

これは、

- 当該施設は都心部にあり元々利用率が高いため、指定管理者の創意工夫が活かされる施設でないこと。
- また、指定管理者制度導入により市税負担額が委託時より増加したことから、行政経営課(指定管理者制度所管課)と協議の上、委託に戻すこととなったようである。上記「収支の状況」を見ればわかるように、当該施設は業務委託から指定管理制度への移行によって神戸市の負担が逆に増加しており、指定管理者制度の試行的な導入の結果としては効果が上がらなかったケースであったことがわかる。

公募提案書の予算書によると、平成22年度以降の指定管理料はテニスコート部分は約10百万円、また分割公募された駐車場部分は約8.3百万円、合計で18.3百万円と算定されており、少なくとも第1期目の公募提案書提出時点においては、以前の業務委託料を上回ることが判明していたことになる。公募後に経費の増大を理由に指定管理を採用しないということは実際

面として難しいと思われることから、これを防ぐため今後指定管理制度への移行時には応募要領に指定管理料の上限（例えば業務委託最終年度での全経費合計額）を記載する等の方法も検討されるべきであろう。

事業者公募を行っていることから１期目の指定管理者制度への移行は止むを得ないとしても、１期目終了時点では、経費増（注：平成２５年、２６年は本来計上すべき本社経費の一部が計上されていなかったことにより経費が過少計上されている）とともに、利用率の向上など運営面での成果も出ていないことから、この時点で元の業務委託に戻すという選択肢もあったと思われる。

しかしながら、２期目についても、テニスコートと駐車場の一体公募への見直しにより、約２，０００千円の指定管理料を圧縮してはいるものの、抜本的な解決を図ることはできず、結果として市の機会損失を拡大させてしまっている。

なお、業務委託に戻す場合は利用者へのサービスが低下する可能性も考慮すべきと思われるが、当施設の場合はそれまでの状況を鑑みると実質上公園緑化協会に委託するほかなくその懸念も少なかったと思われる。今後このように、明らかに導入効果が不十分な事例ではより早急かつ柔軟な対応が望まれる。

<意見-38>

利用者に対するサービスの向上、行政経費の削減といった指定管理者制度のメリットや趣旨に鑑み、上記のような指定管理者制度の導入効果が明らかに不十分な施設では施設の管理方法の見直し（例えば業務委託への変更等）を適時に、かつ柔軟に検討されたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループは、公益財団法人神戸市公園緑化協会を代表者とし、有限会社酒井テニス企画を構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については共同事業体協定書において定められている。また構成員の責任は共同事業体協定書に連帯して負うものと定められている。

(4) インセンティブの状況について

施設使用料収入について、その収入額が 16,000,000 円（年間目標額）を上回る場合はその超える額の半分を、下回った場合はその下回った額を神戸市に支払うものとしている。上記「利用件数・使用料収入の状況」を見ればわかるように、第 2 期においては各年とも目標額を上回っており、神戸市へインセンティブによる支払いが発生している。

（5）モニタリングの状況について

上記①の離宮公園と同じく、指定管理者の事業計画書の各提案項目に関して工程表を作成し、その実施状況をきめ細かくチェックしているなど、適切に管理できていた。

ただし、収支計算書に関しては上記のように本来計上すべき本社経費の一部が計上されていなかったことにより経費が明らかに過少であった年もあり、異常点がある場合には所管課で踏み込んでチェックをする手続きが必要である。

⑩北須磨文化センター

（1）施設概要

北須磨文化センターは、「市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する」という目的の下に、市民が多様な活動を通じて交流を行い、地域コミュニティを形成する拠点として設置・運営されている。

当施設は、講座が行われる会議室・陶芸・料理・和室等や図書室の文化施設と体育館・プール・トレーニング室等のスポーツ施設との複合施設であり、市民の多様なニーズに応える施設である。

【施設の外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	北須磨文化センター				
住所	神戸市須磨区中落合 3 丁目 1 - 2				
設置目的	市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する				
実施事業	施設管理業務（貸館・プール・体育館・トレーニング室）・各種教室事業				
設置年月日	1982（S57）． 7				
所管課	建設局 公園部管理課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成 1 7 年	随意選定	財団法人神戸市民文化振興財団	使用料金制	
(指定管理)					
第 1 期目	平成 1 8 年	公募	財団法人神戸市民文化振興財団	使用料金制	報奨金制度
	平成 1 9 年		同上	同上	同上
	平成 2 0 年		同上	同上	同上
	平成 2 1 年		同上	同上	同上
第 2 期目	平成 2 2 年	公募	シンコースポーツ・日本管財グループ	使用料金制	報奨金制度
	平成 2 3 年		同上	同上	同上
	平成 2 4 年		同上	同上	同上
	平成 2 5 年		同上	同上	同上
第 3 期目	平成 2 6 年	公募	(公財)神戸市スポーツ教育協会・(公財)神戸YMCA・(株)アシックス共同企画	使用料金制	報奨金制度
	平成 2 7 年		同上	同上	同上
	平成 2 8 年		同上	同上	同上
	平成 2 9 年		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員	構成員
第 1 期目	平成 1 8 年～	(財)神戸市民文化振興財団		
第 2 期目	平成 2 2 年～	シンコースポーツ(株)	日本管財(株)	
第 3 期目	平成 2 6 年～	(公財)神戸市スポーツ教育協会	(公財)神戸YMCA	(株)アシックス

【施設の利用状況及び使用料収入】

期	年度	利用件数	利用者数	使用料収入	備考
委託年度	平成 1 7 年	7,313	149,390	34,708,000	
(指定管理)					
第 2 期目	平成 2 4 年	6,133	152,911	42,217,240	目標収入額40,000千円
	平成 2 5 年	5,818	148,959	41,610,080	目標収入額39,131千円
第 3 期目	平成 2 6 年	5,754	143,693	40,888,200	目標収入額39,468千円
	平成 2 7 年	6,292	154,735	44,032,100	目標収入額42,000千円
	平成 2 8 年	6,359	154,597	45,221,300	目標収入額42,000千円

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料(修繕費等精算後)	経費	インセンティブ	収支
委託年度	平成17年	129,181,000	143,822,000	0	-14,641,000
(指定管理)					
第2期目	平成24年	125,786,759	123,743,000	1,108,620	3,152,379
	平成25年	133,442,133	135,030,378	1,239,540	-348,705
第3期目	平成26年	132,467,000	151,962,240	710,100	-18,785,140
	平成27年	133,286,378	144,878,244	1,016,050	-10,575,816
	平成28年	132,292,040	141,654,596	1,610,650	-7,751,906

(2) 指定管理者の推移

当施設は、平成18年から指定管理者制度に移行しており、これまで3期にわたり公募により指定管理者が選定されてきた。

指定管理者は、1期目は、財団法人神戸市民文化振興財団（応募3者）、2期目は、シンコースポーツ・日本管財グループ（応募3者）、3期目は（公財）神戸市スポーツ教育協会・（公財）神戸YMCA・（株）アシックス共同企画（応募2者）と推移してきている。現在の指定管理者は、共同事業体として指定管理者に選定されている。

(3) 共同事業体の責任分担について

（公財）神戸市スポーツ教育協会・（公財）神戸YMCA・（株）アシックス共同企画は、（公財）神戸市スポーツ教育協会を代表者とし、（公財）神戸YMCA、（株）アシックスを構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については事業計画書に定められており、その責任は共同事業体協定書に連帯して負うものと定められている。

(4) インセンティブの状況について

当施設は、使用料施設として管理されており、指定管理者に対しては、指定管理料の支払い以外にも、使用料の目標額を超えた場合、一定の報奨金を支払うインセンティブ契約を導入している。

(5) モニタリングの状況について

所管課のモニタリングの実施については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」の規定に基づいて実施されている。

当施設では、指定管理者から提出される事業計画書について、年度ごと（および四半期ごと）の計画に落とし込んだチェックシートにより、所管課において四半期ごとに進捗状況を確認している。進捗の遅れについては、指定管理者とその都度コミュニケーションを行い、計画の履行を促しており、適切なモニタリングがなされている。

⑪市立西神中央駅前自転車駐車場

(1) 施設概要

市立西神中央駅前自転車駐車場は神戸市西区の神戸市営地下鉄西神・山手線西神中央駅前にある自転車駐車場である。駐車場は東、西、南の3箇所に分かれており、総台数は420台近くと神戸市立の駐車場の中でも最大規模となっている。

【東自転車駐車場】



【西自転車駐車場】



【南自転車駐車場】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	西神中央駅前自転車駐車場				
住所	東：神戸市西区梶台5-3-5、西：神戸市西区竹の台6-4-1、南：神戸市西区梶台5-6				
設置目的	歩行者等の通行の安全と円滑を確保するとともに、都市の生活環境の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。				
実施事業	自転車等駐車場の運営				
設置年月日	H3年3月				
所管課	建設局道路部計画課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	備考
委託年度 (指定管理)	平成17年度	公募	(財)神戸市都市整備公社	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成18年度	—	(財)神戸市都市整備公社	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成19年度	—	(財)神戸市都市整備公社	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成20年度	—	(財)神戸市都市整備公社	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成21年度	公募	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成22年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成23年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成24年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成25年度	公募	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成26年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成27年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成28年度	—	(株)駐輪サービス	指定管理料金制	西管内の駐輪場として一括管理
	平成29年度	公募(NPOと企業等が同時に応募した場合、競争なしでNPOに決定)	特定非営利法人 たけのコム	指定管理料金制	西神中央駐輪場に対してNPO(たけのコム)からの応募があったため、西神中央駐輪場のみ西管内駐輪場の管理対象から除外して単独で指定管理

【1日あたり利用台数の推移】

期	年度	1日あたり利用台数(台)
管理委託 (指定管理)	平成17年度	—
第1期目	平成24年度	2,500
第2期目	平成25年度	2,831
第2期目	平成26年度	2,493
第2期目	平成27年度	2,328
第2期目	平成28年度	2,179

【指定管理者の収支の状況】

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)	経費(※)	収支(※)	備考
管理委託 (指定管理)	平成17年度	—	—	—	西管内の駐輪場として一括管理
第2期目	平成24年度	—	—	—	西管内の駐輪場として一括管理
第3期目	平成25年度	28,598	—	—	西管内の駐輪場として一括管理
第3期目	平成26年度	29,614	—	—	西管内の駐輪場として一括管理
第3期目	平成27年度	29,788	—	—	西管内の駐輪場として一括管理
第3期目	平成28年度	29,449	—	—	西管内の駐輪場として一括管理

※「—」の欄は、資料なしのため不明(資料の保存期限を過ぎている、西神中央駐輪場部分のみのデータがない など)

(2) 指定管理者の推移について

当自転車駐車場の指定管理者は第1期～第3期までは民間の事業者が公募により選定され、当駐車場も西管内の一括管理駐車場の一つとして管理運営されていた。平成29年度からの第4期目では公募により特定非営利法人が指定管理者として選ばれている。

(3) 施設運営能力について

応募資格 A（自転車駐車場を地域活動の一環として活用することを目的として応募する特定非営利活動法人等）で募集する特定非営利活動法人や地域団体等は一般的に組織が小さいため、応募資格 B（事業として指定管理者に応募する法人）の団体に比べると組織の管理体制や団体としての存続可能性に劣ることが多いと思われ、指定管理施設の管理運営能力等に関し選定時のチェックが重要となる。公募における応募者の選定基準においても管理運営能力をチェックする項目は存在しており、特に今回のケースでは西神中央駅前自転車駐車場候補者である特定非営利活動法人に過去の運営実績がないため、団体の組織や人員状況をよく吟味し実行可能性や存続可能性を検討する必要があるところ、指定管理者選定委員会資料には過去 3 年間の経常収益、正味財産増減額が記載されているだけであり、応募資料を見る限り法人の所属人数も把握されていない状況であった。また管理コストの予算書においても人件費に係る消費税が計上されているなど明らかな不備があったが、所管課による修正指導等は実施されていなかった。

特定非営利活動法人や地域団体等については所管課では応募団体の管理運営能力を選定時に適切に把握することが必要である。

<意見-39>

意見-27 参照。

(4) インセンティブについて

現在の指定管理者に対しては、使用料がとられており、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

みなと総局

⑫中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル

(1) 施設概要

ア 神戸ポートターミナル

神戸ポートターミナルは、神戸港の新港に建設された日本最大の客船用埠頭（新港第 4 突堤）と施設（ターミナルビル）の総称である。世界各国や日本中から訪れる大型クルーズ客船、日中定期国際フェリーが利用する神戸の玄

関口となっており、水深 12メートルの岸壁を含め計 6 バースあるため、大型の客船にも対応可能である。

ターミナルビルには、税関、出入国管理、動植物検疫等の C.I.Q.機能を完備し、迅速な出入国手続き可能となっているほか、船社のカウンター、2,500 人収容の大ホール、送迎用デッキ、ロビー、インフォメーション、さらには 136 台の車及び 20 台のバスを収容する駐車場なども設けられている。

【神戸ポートターミナルの外観】



イ 中突堤旅客ターミナル

中突堤旅客ターミナルは、神戸市中央区にある中突堤の先端に位置するメリケンパークオリエンタルホテルの 1, 2 階部分にあり、神戸ポートターミナル（新港第四突堤）に次ぐ神戸港の玄関としての役割を担っている。

ターミナルの西側には水深 9メートルの岸壁があり、2015 年 5 月に完成した係留施設（ドルフィン）により、7.7 万トンクラス的大型クルーズ客船にも対応できる長さ 305 メートルとなった。また、東側岸壁からはレストランシップが発着している。

ターミナル 1 階部分には約 130 台の乗用車の駐車場等、2 階部分には、C.I.Q（税関・入管・検疫）出入国検査室のほか、出入国ロビー、送迎デッキ、チェックインカウンター、インフォメーションコーナー、売店が備えられている。

【中突堤旅客ターミナルの外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル				
住所	(中突堤旅客ターミナル)神戸市中央区波止場町2番、3番、4番、5番、2番先 (ポートターミナル)神戸市中央区新港町4-5				
設置目的	(中突堤旅客ターミナル)国内外に就航するクルーズ客船の旅客ターミナルとして利用されている。メリケンパーク周辺、神戸ハーバーランドからは、客船の入出港を間近に楽しむことができ、ウォーターフロントの賑わいの拠点となっている。 (ポートターミナル)国内外に就航するクルーズ客船、日中定期国際フェリー等の旅客ターミナルとして利用されており、船客や送迎客のほか市民の誰もが利用できる施設として活用されている。				
実施事業	旅客ターミナル事業				
設置年月日	(中突堤旅客ターミナル) 平成7年4月 供用開始 (ポートターミナル) 昭和45年4月 供用開始				
所管課	みなと総局みなと振興部経営課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成17年度	随意契約	(中突堤旅客ターミナル)(一社)神戸港振興協会 (ポートターミナル)神戸フェリーセンター	委託	なし
(指定管理)					
第1期目	平成18年度	公募	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	使用料金制	なし
	平成19年度		同上	同上	同上
	平成20年度		同上	同上	同上
	平成21年度		同上	同上	同上
第2期目	平成22年度	公募	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	使用料金制	なし
	平成23年度		同上	同上	同上
	平成24年度		同上	同上	同上
	平成25年度		同上	同上	同上
第3期目	平成26年度	公募	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	使用料金制	なし
	平成27年度		同上	同上	同上
	平成28年度		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員	構成員
第1期目	平成18年度	(一社)神戸港振興協会	(株)ホテルマネージメントジャパン	(株)神戸フェリーセンター
第2期目	平成22年度	(一社)神戸港振興協会	(株)ホテルマネージメントジャパン	(株)神戸フェリーセンター
第3期目	平成26年～	(一社)神戸港振興協会	(株)ホテルマネージメントジャパン	(株)神戸フェリーセンター

【施設利用状況・使用料収入の状況】

期	年度	施設利用状況		入港客船数(隻)		使用料金収入(千円)		備考
		中突堤旅客ターミナル	ポートターミナル	中突堤旅客ターミナル	ポートターミナル	中突堤旅客ターミナル	ポートターミナル	
管理委託 (指定管理)	平成17年度	(入床)19室(空床)2室	(入床)19室(空床)4室	7	76	52,169	18,381	(※)
第2期目	平成24年度	(入床)18室(空床)3室	(入床)18室(空床)5室	73	43	95,358	32,569	
第2期目	平成25年度	(入床)18室(空床)3室	(入床)16室(空床)7室	61	35	110,493	22,129	
第3期目	平成26年度	(入床)18室(空床)3室	(入床)17室(空床)6室	60	38	105,685	14,846	
第3期目	平成27年度	(入床)18室(空床)3室	(入床)18室(空床)5室	50	37	92,612	25,480	
第3期目	平成28年度	(入床)18室(空床)3室	(入床)16室(空床)7室	59	53	85,315	27,360	

(※) 使用料収入は旅客施設使用料のみ(駐車場除く)

【指定管理者の収支の状況】

(単位:千円)

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)	経費	収支
管理委託 (指定管理)	平成17年度	195,215		
第2期目	平成24年度	159,113	165,497	-6,384
第2期目	平成25年度	159,867	162,812	-2,945
第3期目	平成26年度	170,321	172,791	-2,470
第3期目	平成27年度	171,512	174,516	-3,004
第3期目	平成28年度	171,512	181,230	-9,718

(2) 指定管理者の推移について

神戸ポートターミナルは平成4年4月より一般社団法人神戸港振興協会が、また平成13年4月からは株式会社神戸フェリーセンターが管理運営を受託している。中突堤旅客ターミナルも同様に神戸港振興協会が平成16年4月より管理運営を受託していた。

平成18年に指定管理制度に移行してからも神戸港振興協会は一般社団法人神戸港振興協会・株式会社神戸フェリーセンター・株式会社ホテルマネージメントジャパンからなる神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体の代表団体として指定管理を受託している。この間指定管理者の公募は実施されているが神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体の他は応募者がいない状況

であった。

所管課のヒアリングでは、当該ターミナルは C.I.Q（税関・入管・検疫）出入国検査室など特殊施設を含んだ複合施設であり、運営ノウハウが必要であるから他社では難しいと思われること、旅客ターミナルは電車の駅のようなものであり特に集客策の検討が必要な施設でもなく、また現状の神戸港振興協会による運営で特に問題も生じていないことから現状の公募条件や仕様書を改定する必要はないと考えているとの回答であった。

ただ他市の例ではあるが、横浜港の大さん橋国際旅客ターミナルでは第 1 期、第 2 期とも公募では社団法人横浜港振興協会をメインとする共同事業体を抑えて民間会社が指定管理を請け負っており、特に問題なく業務をこなしていることから民間会社では管理運営が難しいということもないのではと思われる。

管理委託の時代と比較すると指定管理料も下がっているが、以下に掲げるような点が存在している。

- 平成 26 年度、27 年度に行われた指定管理者選定評価委員会において、「満足度調査を見ると、指定管理者が両ターミナルの運営を同じ方法で行っていると感じられる。施設ごとの利用者の目的が違うため、それぞれの目的に沿った運営方法を行うべきである。」「昨年の評価の際に、両ターミナルの違いを把握して運営を行うべきと指摘したが、その後どのような運営をしたのか記載されていない。市がビジョンを出さないと、指定管理者は動けないのではないか。」「もっと積極的にサービスを行える部分もあるのではないか。神戸や日本の窓口であり、第一印象に繋がるため頑張っていただきたい。また、評価・指摘されたことについては、きちんと次のアクションに繋げてほしい。」などと、一部の委員から現在の指定管理者に対して厳しい意見が出されている。
- 中突堤旅客ターミナルでは利用者に対する満足度調査でも、所管課による「管理運営に対する評価票」でも指定管理が始まった平成 18 年度以降、安定はしているが長年中程度の評価に留まっている。
- 提案事項や独自の工夫策に関しては、指定管理のプレゼン資料及び事業計画書の「その他ターミナル運営業務」に関する「独自の工夫」欄においても抽象的な記述に留まっていて具体策に乏しく、下記の中突堤中央ターミナル（かもめりあ）で空床対策として自主事業を始めるなどの活性化に関する提案がされていたのと比較すると積極的な提案がなされていないとの印象を抱かざるを得ない。

神戸市の顔とも言える港の玄関口をより魅力的にすべく、公募時に指定管理者に自主的な創意工夫策の検討を促すとともに、他の団体が指定管理者に応募しない理由を調査し、公募がより競争的となるよう検討することが必要ではないかと考えられる。

<意見-40>

神戸市の顔とも言える港の玄関口をより魅力的にすべく、公募時に中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの指定管理者に自主的な創意工夫策の検討を促すとともに、他の団体が指定管理者に応募しない理由を調査し、公募がより競争的となるよう検討されたい。

(3) 共同事業体の責任分担について

神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体は、一般社団法人神戸港振興協会・株式会社神戸フェリーセンター・株式会社ホテルマネジメントジャパンを構成員として共同事業体を結成している。構成員の職務の分担については共同事業体協定書において定められている。また構成員の責任は連帯して負うものと記載されている。

(4) インセンティブの導入について

現在の指定管理者に対しては、使用料がとられており、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

(5) モニタリングの状況について

平成28年度の収支報告書では人件費が予算25百万に対し33百万円と大きくオーバーし、その分収支が赤字になっているが、所管課ではその原因を分析していなかった。経費実績は以後の指定管理料の見積において基礎となる金額であるため、予算とのかい離がイレギュラーな原因で生じたのか、誤謬であるのか等、原因を分析しておかないと以後の指定管理料の妥当性を判断できないことにもなりかねないので、収支計算書のモニタリングは適切に実施すべきである。

⑬中突堤中央ターミナル（かもめりあ）

（1）施設概要

中突堤中央ターミナルは神戸港めぐりや明石海峡方面への遊覧船が就航している小型旅客船用の客船ターミナルである。神戸市中央区の中突堤西地区の埠頭と波止場の海域を埋め立てて 1998 年 3 月にオープンし、3 基 6 バースの浮棧橋と遊覧船待合所であるターミナルビル「かもめりあ」とで構成されている。かもめりあには遊覧船受付カウンターや売店が入居している。

【中突堤中央ターミナルの外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）				
住所	神戸市中央区波止場町				
設置目的	メリケンパークからハーバーランドへの連続するウォーターフロント空間を結ぶ中突堤地区の中核施設として位置づけられ、港内遊覧船などの旅客ターミナルとして切符売場、待合スペース、船社事務所、売店等を配置し、高齢者・障害者をはじめ、誰もが利用しやすいよう整備されたアメニティ施設。				
実施事業	旅客ターミナル事業				
設置年月日	平成10年3月 供用開始				
所管課	みなと総局みなと振興部経営課				
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	インセンティブ制度
委託年度	平成16年度	随意契約	(一社)神戸港振興協会	委託	なし
(指定管理)					
第1期目	平成17年度	公募	大阪ガスセキュリティサービス(株)	使用料金制	なし
	平成18年度		同上	同上	同上
	平成19年度		同上	同上	同上
	平成20年度		同上	同上	同上
第2期目	平成21年度	公募	商船三井興産(株)	使用料金制	なし
	平成22年度		同上	同上	同上
	平成23年度		同上	同上	同上
	平成24年度		同上	同上	同上
第3期目	平成25年度	公募	神戸電鉄グループ共同事業体	使用料金制	なし
	平成26年度		同上	同上	同上
	平成27年度		同上	同上	同上
	平成28年度		同上	同上	同上

【共同事業体構成員】

期	年度	代表者	構成員
第3期目	平成25年～	神戸電鉄(株)	(株)神鉄コミュニティサービス

【施設利用状況・使用料収入の状況】

期	年度	乗降客数(人)	旅客施設 使用料(千円)	駐車場 利用台数(台)	駐車場 利用料(千円)	備考
管理委託 (指定管理)	平成16年度	441,000	8,979	-	-	駐車場の指定管理は第3期目より開始
第2期目	平成24年度	307,000	6,885	-	-	駐車場の指定管理は第3期目より開始
第3期目	平成25年度	297,000	5,842	19,233	14,476	
第3期目	平成26年度	269,000	6,773	20,940	14,909	
第3期目	平成27年度	273,000	7,296	20,802	14,661	
第3期目	平成28年度	252,000	6,840	26,849	17,836	

【指定管理者の収支の状況】

(単位:千円)

期	年度	委託料(補助金含む)・指定管理料 (修繕費等精算後)	経費	収支
管理委託 (指定管理)	平成16年度	45,866		
第2期目	平成24年度	34,620	30,985	3,635
第3期目	平成25年度	35,196	35,077	119
第3期目	平成26年度	37,635	37,477	158
第3期目	平成27年度	25,721	25,316	405
第3期目	平成28年度	25,721	25,054	667

(2) 指定管理者の推移について

上記①の中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルは客船専用埠頭施設であったが、中突堤中央ターミナルは神戸港クルーズなどの遊覧船専用の施設である。施設の性格の違いもあり、中突堤中央ターミナルでは公募に際して毎回複数の団体が応募し、指定管理者も平成29年度までは期毎に交代していた。しかし平成29年度の選定では指定管理期間が2年間の非公募へと変更されている。この理由は平成28年11月29日の経済港湾委員会参考資料では

「メリケンパークの再整備等、開港150年(平成29年)を機に、都心のウォーターフロントの賑わいづくりの創出に取り組んでおり、平成31年度から、当該指定管理施設を含む、ハーバーランドからメリケンパーク一帯の管理のあり方を検討している。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現行の指定管理者を継続して（上限 2 年まで）指定する場合」については、公募外選定をすることが可能であるとされている。これを踏まえて、みなと総局指定管理者選定評価委員会において、現行の指定管理者を指定管理者候補者として公募外選定することが適当であるとされた。」

と記載されている。

これは、現在別々の指定管理者により運営されている港周辺の施設を平成 31 年から一体として指定管理する方針にともない、指定管理期間を合わせるため、29 年度から 2 年間に限り、直前の指定管理者である神戸電鉄グループ共同体を随意選定により選定することとしたものである。

公募外選定は「公の施設の指定管理者制度運用指針」では「できる」規定ではあるが、現行の指定管理者の運用状況も特に問題もないため、残りの指定管理期間の短さを考えると非公募としたのも妥当な処置と思われる。

（3） 共同事業体の責任分担について

行財政局の指定管理運用マニュアルでは指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体内部での責任を明確にするため、指定議案の審査時までに「共同事業体協定書」を提出させる必要があると明記されているが、中突堤中央ターミナルでは所管課の応募要領への記載が漏れ提出を受けていなかった。そのため共同事業体内部での代表者の権限や構成員の役割分担が不明の状態のままになってしまっている。

（4） 業務の引継ぎについて

行財政局の指定管理運用マニュアルでは「12.10.2 新旧指定管理者による業務引継書の作成」として、「業務の引継ぎにあたっては、指定管理者候補者の業務開始までに十分な引継期間を確保することとし、現在の指定期間終了日までに、新旧指定管理者に必要事項を記載した業務引継書を作成させるとともに、業務引継の完了を示す書面を所管局に提出させてください。」と記載されている。特に中突堤中央ターミナルでは上記のように今回の非公募のケースを除けば每期指定管理者が入れ替わっており、所管課としても施設の管理水準を維持するため業務引継ぎに関しては細心の注意を払うべきであったと思われるが、過去より応募要領に引継確認書の作成に関する記載が漏れており提出もを受けていなかったため、業務の引継ぎが円滑に行われたかどうか

確認ができていない。

<指摘事項-45>

中突堤中央ターミナルでは今回の非公募のケースを除けば每期指定管理者が入れ替わっており、また第4期では第3期の共同事業体が引き続き選任されている状況でもあるが、応募要領の記載漏れにより共同事業体協定書や引継確認書の提出を受けていないため、共同事業体内部での責任や役割分担の確認、及び業務の引継ぎが適正に行われたか否かの確認がとれていない。施設の管理水準を維持するため、応募要領を改訂しこれらの事項を漏れなく確認すべきである。

(5) インセンティブの導入について

現在の指定管理者に対しては、使用料がとられており、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

⑭神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス

(1) 施設の概要

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス（以下「ポートオアシス」）は神戸港開港 150 年を記念して新たに建設され、平成 29 年 6 月に神戸市の海側、中央区新港町にオープンした港湾関係者のための福利厚生施設であり、食堂、コンビニ、多目的ホール、会議室、事務室を備えている。

平成 29 年 9 月 30 日に制定された「神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例」によると、神戸ポートオアシスは「港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する等のため」設置され、

- (1) 港湾労働者の福利厚生を図るために施設を利用させること。
- (2) 港湾労働者の福祉の増進及び文化の向上を図るために港湾労働者の団体その他の関係団体(以下「関係団体」という。)の事務所として施設を利用させること。
- (3) 港湾労働者及び関係団体による諸会合又は研修のために施設を利用させること。
- (4) 港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図る諸行事のために施設を利用させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

といった事業を行うとされている。

【神戸ポートオアシスの外観】



【施設の概要及び指定管理者の推移】

施設名称	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス					
住所	神戸市中央区新港町5番2号					
設置目的	港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する等のため					
実施事業	(1) 港湾労働者の福利厚生を図るために施設を利用させること。 (2) 港湾労働者の福祉の増進及び文化の向上を図るために港湾労働者の団体その他の関係団体(以下「関係団体」という。)の事務所として施設を利用させること。 (3) 港湾労働者及び関係団体による諸会合又は研修のために施設を利用させること。 (4) 港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図る諸行事のために施設を利用させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業					
設置年月日	平成29年度7月1日					
所管課	みなと総局経営企画部総務課					
期	年度	選定方法	委託先・指定管理先	形態	指定管理料	インセンティブ制度
第1期	平成29年度	非公募	(一財)神戸港湾福利厚生協会	使用料金制	(平成28年度)37,500千円 (平成29年度以降)45,000千円	なし

(2) 指定管理者の選定に関して

当該施設は今年完成し指定管理制度対象とされたが、公募ではなく随意指定で一般財団法人神戸港湾福利厚生協会が選定された。神戸市のHPでは随意選定とした理由を

「港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する」ことを目的に建設される「神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス」は、現在(一財)神戸港湾福利厚生協会本部のある神戸中央港湾労働者福祉センター(中央センター)と神戸港湾労働者福祉センター(第1センター)の機能を集約させる施設となるため、神戸港にある他の港湾福利厚生施設と同じく、これまでと同様に港湾労働者や市民に対して効率的かつニーズに合った施設サービスを提供することが必要であり、施設管理についても港湾管理者との連携や緊急事態への迅速な対応が望まれる。

このような基本的視点より、神戸市の推進する神戸港の福利厚生施策を十分理解した上で、市の施策に沿った運営をすることが可能な組織を検討した結果、（一財）神戸港湾福利厚生協会がその条件を満たす唯一の団体である。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」については非公募選定をすることが可能であるとされており、これらのことから当該団体を指定管理者候補者として選定することが適当である。」

と記載している。

当施設の主目的は確かに港湾労働者のための福利厚生施設ではあるが、上記条例の第4条にあるように一般市民の利用も目的として記載されており利用が可能であること、神戸ポートオアシスのホームページでも港湾労働者のみならず神戸市民にも広く開かれた施設であることをアピールしていることを考えると、上記の随意選定理由では何故「その条件を満たす唯一の団体である」かの説明が十分には尽くされておらず、具体性に乏しいものと思われる。

行財政局による「指定管理運用マニュアル」でも

『市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合』とは、以下のような施設が該当すると考えられます。

- ・市の展開する主要施策と密接不可分であり、当該施設における事業の規格・立案等を施設管理者と本市とが一体となって実施する必要がある施設
- ・市の施策目的に照らし、長期的な視野に立った事業運営、人材育成、ノウハウの蓄積を特に必要とする施設

※ 指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることにあります。施設管理が主体の施設など、幅広く担い手の存在する施設に対し安易に⑦の事由を適用することは、本来の制度趣旨とは異なることに留意してください。

※ また、⑦の事由を適用する場合に限らず、非公募により指定管理者を選定した施設であっても、その後の社会経済環境等の変化により施設のあり方が変わる可能性もあります。このため、非公募とすることの妥当性を、指定期間ごとに十分に検証してください。」とこの項目の適用に関して注意を促している。

上記の随意選定理由ではマニュアルで示されている2つのケースにどのように合致しているかも明確ではない。また当該施設は多目的ホール、会議室等の管理であるので管理技術的には特に高度なノウハウ等も必要ないと考え

られ、上記の「施設管理が主体の施設など、幅広く担い手の存在する施設」に該当すると思われる。このような施設に対して随意選定を適用する場合には指定管理運用マニュアルに沿ってより具体的な理由を明示すべきであると思われる。

<意見-41>

非公募の理由として「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」との項目を根拠とする場合には、指定管理運用マニュアルに沿って検討を重ね、より具体的な理由を明示されたい。

(3) インセンティブの導入について

現在の指定管理者に対しては、使用料がとられており、指定管理料が支払われている。インセンティブ制度については導入されていない。

4、指定管理者が共同事業体の場合の監査結果

①離宮公園

(1) 運営委員会の実施状況

共同事業体協定書では構成員全員をもって少なくとも年1回運営委員会を開き、事業の執行に当たるものとする、と規定されている。議事録は作成されていなかったが、公園緑化協会グループでは施設において毎月「定例会」（運営委員会に該当）を開催していることをヒアリング及び会議資料で確認した。

(2) 業務分担・事業計画の履行状況

業務分担に関しては、神戸市へ提出している「神戸市立離宮公園指定管理者 共同事業体協定書」に指定管理業務に関する「業務分担表」が添付されている。そして決算の結果、利益または欠損金を生じた場合には、業務分担表に基づく責任の割合により構成員に利益を配当しまた欠損金を負担するものとする、と定められており、指定管理料から経費実額を差引した残額を責任の割合により構成員に配分することとなっている。

しかし、共同事業体内部で取り決めている「離宮公園 指定管理者 平成28年度協定書」では、一般社団法人神戸市造園協力会（以下「造園協力会」）の業務分担に係る費用として年間30,704,000円（この金額は平成2

2年の神戸市造園協力会の見積書に基づいている）が公園緑化協会から造園協力会に渡切で支払われ、決算の結果生じる損益は公園緑化協会が「その責任の範囲内において」処理するものとされている。この処理方法では造園協力会側で損失であっても公園緑化協会側では利益となる（或いはその逆）ケースもあり、神戸市へ提出している共同事業体協定書の記載とは異なる配分方法となっているため、共同事業体協定書を実態に合わせて修正するか、または共同事業体協定書に沿った処理をすることが必要である。

また事業計画の履行状況に関しては、今期より月々の作業工程表だけではなくそれに対応する作業実績（「作業報告書」）も作成し事業の遂行状況を管理しており、神戸市の所管課でも四半期毎に施設に赴きモニタリングも含めて履行状況をチェックしていた。

（3） 現預金及び利用料収入の管理状況

利用料金収入に関する手続きを検証するため、実際に窓口に赴き収受のプロセスを視察した。

利用料は入口 3 か所の窓口でそれぞれ収受しており、無料入園者が多いことから有人での対応となっている。毎日閉園後にレジを締め、各窓口でレジロールと現金有高に基づいて徴収金明細票を作成し、これに基づいて利用金額日報を作成する。事務所で 3 か所の窓口の集計を行って利用金額日報集計を作成し、現金受渡機から出力された金種表と照合する。係の検査後に副園長・園長の承認を受け、本部へ送付される。

売上現金は担当のカウント、係の検査後に、現金受渡機に入金し、週に 1 度の集金業者の集金によって本部の口座へ入金される。現金受渡機に入金後、集金業者以外は取り出しすることはできない。利用料収入は一旦公園緑化協会の口座へ入金され、神戸市へ納付される。

<指摘事項-46>

担当者が現金と照合した徴収金明細票には担当者の実施印や確認証跡及び上長の承認印等が残っておらず、適切なチェック及び承認ができていないのか確認できない状況である。

離宮公園の入園料は公園緑化協会が徴収を代行しているものであり、あくまで神戸市の収入である。したがって神戸市と同等の管理手順が求められる。徴収金明細票は入園料の基本的な証憑と言えるため、照合の実施者と上長の承認証跡を明確に残すことが必要である。

(4) 収支計算書の作成状況

ア 収支計算書の提出義務について

自治法第 244 条の 2 第 7 項において、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」とされている。その事業報告書に記載すべき事項の一つとして行財政局の指定管理運用マニュアルでは「管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況」（以下、「収支計算書」）が挙げられている。

イ 共同事業体の会計基準

共同事業体の会計処理については明確な会計基準等は存在していないが、参考とすべきものとして平成 14 年に財団法人建設業振興基金の建設業経理研究会が公表した「建設工事共同事業体（JV）の会計処理」の中で記載している「建設工事共同事業体（JV）の会計処理ガイドライン」がある。当ガイドラインでは JV を独立した会計単位とみなして会計処理する「JV 独立会計方式」を原則とすべき、としており、建設省の告示においてもそのように経理することとされているようであるが、実務上の簡便の理由から JV の取引をスポンサー企業の会計組織に取り込んで処理する「取込み会計方式」も認めることとしている。

ウ 公園緑化協会グループの収支計算書作成方法

上記「(2) 業務分担・事業計画の履行状況」で記載したとおり、造園協力会の業務分担に係る費用として年間 30,704,000 円が公園緑化協会から造園協力会に渡切で支払われているが、当該支出は共同事業体の収支計算書（正味財産増減計算書）の「受託事業外注費」に一括して計上されている。この費用は渡切であり、収支計算書上では造園協力会の発生費用はこれのみとなっている。

この作成方法は分類すれば上記イで記載した「取込み会計方式」に該当すると思われるが、外注業者への支払と同様の会計処理となっている。この方法は以下の点から妥当でないと考える

- i. 上記金額は指定管理料のうち造園協力会の取り分であり、造園協力会で実際にかかった管理経費はそれとは異なっていると考えられるがその額が

収支計算書上示されていない。これは指定管理に係る管理経費が収支計算書上適切に示されていないことと同義である。

- ii. 造園協力会は共同事業体構成員なのにも関わらず、管理経費が一括で計上され内訳が示されていない。

<指摘事項-47>

神戸市へ提出されている公園緑化協会グループの正味財産増減計算書では共同事業体の構成員である造園協力会の指定管理に係る経費実額が計上されておらず、また管理経費の内訳も示されていないので、作成方法を改めるべきである。

(5) 間接費の配賦基準の妥当性

公園緑化協会は離宮公園以外にも多数の施設を管理受託しており、損益管理上各施設へ本部経費の配賦を行っている。本部経費のうち総務課職員費に関しては、各所属職員の担当事務の従事割合の総加重平均をベースに配賦しており、また物件費に関しては施設の直接費合計の割合により配賦していた。ヒアリング及び関連資料の閲覧により妥当性を確認した。

(6) 自主事業との区分の妥当性

公園緑化協会は離宮公園においてレストランの経営や駐車場の管理などの自主事業も行っている。指定管理経費と自主事業の経費との区分や、共通経費の両事業への配分に関して関連資料の検討及びヒアリングを実施して妥当性を確認した。

(7) 固定資産、備品の管理の適切性

固定資産、備品の管理に関し、固定資産台帳を入手するとともにヒアリングを実施した。固定資産に関する定期的な実査は実施されていないが、神戸市との指定管理に関する仕様書においても実査までは要求されていないようである。また固定資産と修繕費の区分、及び精算対象となる修繕費の範囲に関しても関連資料を検討し、質問を実施して妥当性を確認した。

②しあわせの村

(1) 運営委員会の実施状況

共同事業体協定書では事業体の意思決定機関として構成員全員をもって運

営委員会を設け、指定管理業務の遂行に当って必要な事項の決定を行うものとされている。運営委員会は年2回開催されており、議事録及び関係資料を閲覧し内容を確認した。

(2) 業務分担・事業計画の履行状況

業務分担に関しては、神戸市へ提出している「しあわせの村運営共同事業体協定書」で共同事業体構成員それぞれの運営管理対象施設と施設管理責任が定められている。各種資料との照合やヒアリングの実施により当該分担の網羅性を確認した。

また事業計画に関しては、実施状況の一覧表を四半期毎に神戸市に提出しており、こうべ市民福祉振興協会では指定管理公募時の提案事項との整合性を図りながら共同事業体構成員から提出された提出資料のとりまとめを行っているとのことであった。これに関しても関係資料を閲覧するとともにヒアリングを実施し内容を確認した。

(3) 現預金の管理状況

利用料収入として収納した現金については、都度、現金受渡機に入金され、基本的に残高は残らないこととなっているが、関係資料を閲覧し、現場を視察するとともにヒアリングを実施して確認した。

預金については、使用目的ごとに口座を分けて管理が行われていることを、管理状況を視察するとともにヒアリングを実施して確認した。

また、こうべ市民福祉振興協会においては、小口現金を各課の金庫で保管しており、入出金の都度、担当者が小口現金出納帳を記帳し、上長の承認を得ている。定額前渡金制度を採用しており、月初に前月使用額が補充されており、関係資料を閲覧し、現物の保管状況を視察するとともにヒアリングを実施し内容を確認した

<指摘事項-48>

構成員のうち、(株)グリーンホスピタリティーマネジメント、(株)ウェルネス及び美津濃(株)では、確認証跡や上長の承認印が残されておらず、適切なチェック及び承認ができているか確認できない状況にある。ヒアリングによると一定の手続きは行われているようであるが、第三者による検証が可能なように、確認証跡及び承認印を残しておくべきである。

<意見-42>

共同事業体の構成員は利用料収入等を受領した都度、現金受渡機へ入金しているが、一部収納金については、事務所内金庫にて保管した後、金融機関へ入金しているものもあった。

これらについても、他の収納金と同様に現金受渡機を活用するなどの方法により現金取扱いのリスク低減を図るように努められたい。

(4) 利用料収入の入金・記帳状況

利用料収入等の収納事務について、関係資料を閲覧するとともにヒアリングを実施し内容を確認した。

なお、こうべ市民福祉振興協会においては、各課担当者は、利用料（現金）を受け取ると、「調定収入決定書（窓口収納）」を作成し、上長の承認を得た後、決定書及び利用料（現金）を総務課経理係に提出する。経理係は、「調定収入決定書（窓口収納）」の確認及び現金受渡機への入金を行い、現金受渡機から出された金種表とのチェックが行われている。

また各事業の収入高は、「調定収入決定書（窓口収納）」の仕訳処理に基づき集計されている。

(5) 収支計算書の作成状況

各構成員について、指定管理事業及び自主事業の収支計算書及びその関係資料を閲覧するとともにヒアリングを実施して、収支計算書の作成方法に関する妥当性を確認した。

また（公財）こうべ市民福祉振興協会については、共同事業体の代表者として、各構成員の収支計算書及び関係資料を収集し、「しあわせの村共同事業体」の収支計算書を作成しているが、関係資料を閲覧するとともにヒアリングを実施してその作成方法に関する妥当性を確認した。

<意見-43>

（公財）こうべ市民福祉振興協会は、各構成員から収集した収支計算書や関係書類から、共同事業体の収支計算書を作成している。しあわせの村運営共同事業体では、全構成員が参加して行われる相互監査を開催し相互に質疑等行い、内容を把握するように努めているが、収支計算書の詳細な検証までは行われていない。（公財）こうべ市民福祉振興協会は共同事業体の代表者として、各構成員の収支計算書については、より詳細な検証をローテーション

等の方法により行うようにされたい。

(6) 間接費の配賦基準の妥当性

各構成員は、しあわせの村以外にも多数の施設を管理受託している。本部経費の各施設への配賦について、関連資料を閲覧するとヒアリングを実施し内容を確認した。

(7) 自主事業との区分の妥当性

各構成員は、しあわせの村において駐車場運営やレストランの経営やなどの自主事業も行っている。指定管理経費と自主事業の経費との区分や、共通経費の両事業への配分に関して、関連資料の閲覧をするとともにヒアリングを実施し内容を確認した。

(8) 固定資産、備品の管理の適切性

固定資産、備品の管理に関し、資産台帳を入手するとともにヒアリングを実施した。固定資産に関する定期的な実査について実施状況を確認した。また固定資産と修繕費の区分、及び精算対象となる修繕費の範囲に関しても関連資料を検討し、質問を実施して妥当性を確認した。

5、直営の公の施設の監査結果

公の施設のうち、直営のものに対して各局に調査票を配布し記入を求めた結果、次のようになった。

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
市民参画推進局	消費生活課	生活情報センター	1	使用料・利用料金により運営を行う収益施設ではないため。	神戸市社会福祉協議会	4,219	注①
市民参画推進局	男女共同参画課	男女共同参画センタ	1	①男女共同参画に精通し、施設管理も含めた運営を行う団体が育っていない。	(公財) 神戸いきいき勤労財団	5,278	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
		一		②施設管理については、民間委託やシルバー人材センターの活用等により効率化を図っている。			
保健福祉局	保護課	更生センター	1	ホームレスや低所得者対策及び生活保護制度と一体となった施策を推進する必要があるため、直営事業として実施	株式会社ケアフードサービス	21,019	
保健福祉局	保護課	更生援護相談所	1	ホームレスや低所得者対策及び生活保護制度と一体となった施策を推進する必要があるため、直営事業として実施			
保健福祉局	保護課	兵庫荘	1	ホームレスや低所得者対策及び生活保護制度と一体となった施策を推進する必要があるため、直営事業として実施			注②
保健福祉局	保護課	和光園（救護）	1	当該施設は根拠法令の異なる3種類の複合施設となっており特殊性があったため。			
保健福祉局	高齢福祉課	和光園（養護施設）	1	当該施設は根拠法令の異なる3種類の複合施設となっており特殊性があったため。			
保健福祉局	高齢福祉課	和光園（ケアハウス）	1	当該施設は根拠法令の異なる3種類の複合施設となっており特殊性があったため。			
保健福祉局	斎園管理課	鴨越墓園他 3 施設	4	業務の特殊性や施設の規模・老朽化等のため	（株）いくせい 他	98,603	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
保健福祉局	斎園管理課	鶴越斎場他 3 施設	4	業務の専門性・特殊性及び施設老朽化等のため	昭栄建設（株） 他	14,855	
保健福祉局	障害福祉部障害福祉課	さざんか療護園	1	設立当時（昭和 51 年）は同種の民間施設は少なく、重度の身体障害を持つ方の支援施設として役割を果たしてきたため。	（公財）神戸いきいき勤労財団 （一財）神戸すまいまちづくり公社 ダイコー（株）大阪支店	6,515	
保健福祉局	障害者福祉センター	障害者福祉センター	1	平成 29 年 3 月に施設移転したばかりであり、利用環境が激変した。安定的な運営が確保されるまで、当面、現状を維持するべきと考える。	（公財）神戸いきいき勤労財団 （有）リハネット	2,794	
こども家庭局	こども家庭支援課	ひまわり学園	1	管理者となり得る法人がないため			
こども家庭局	こども家庭支援課	総合療育センター	1	管理者となり得る法人がないため	（公財）ひょうご子どもと家庭福祉財団	91,738	
こども家庭局	こども家庭支援課	西部療育センター	1	管理者となり得る法人がないため	（公財）ひょうご子どもと家庭福祉財団	65,239	
こども家庭局		若葉学園	1	管理者となり得る法人がないため	（社福）大阪府社会福祉協議会	308	
こども		こども	1	管理者となり得る法人がない	NPO 法人社会	30,081	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
家庭局		家庭センター		ため	還元センターグループわ、 (公社) 家庭養護促進協会		
こども家庭局	子育て支援部振興課	魚崎保育所他 58 施設	59	指定管理制度による運営になじまないため			
経済観光局	中央卸売市場運営本部本場	神戸市中央卸売市場本場	1	指定管理になじみにくいため (なお、PFI 事業により再整備した一部施設は、PFI 事業者に維持管理を委託している。)	①マーケットピア神戸(株)(PFI 事業者) ②神戸市すまいまちづくり公社 ③日本管財(株)	392,353	
経済観光局	中央卸売市場運営本部東部市場	神戸市中央卸売市場東部市場	1	指定管理になじみにくいため	藤定運輸(株) (株)極東エンタープライズ 新和警備保障(株)等	17,589	
経済観光局	中央卸売市場運営本部西部市場	神戸市中央卸売市場西部市場	1	指定管理になじみにくいため	神戸中央畜産荷受(株)	128,141	
経済観光局	農水産課	神戸フィッシャリーナ	1	施設整備を含む PFI 事業で実施したため (H13.7.5 契約締結)	ヤマハ発動機(株) (P F I 事業)	25,133	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
経済観光局	観光企画課	神戸摩耶ロッジ(ホテル・摩耶)	1	歴年の赤字に加え、震災の影響で平成 7 年度末から休業していた本施設の再開・改修に民間資金等の活用を検討した結果、外郭団体等による利用料金制での経営と比較して財政負担を約 6%縮減できるとの試算に基づき判断したものの。	鹿島建設(株) (PFI 事業者)	63,280	注 ③
建設局	防災部 河川課	住吉川 河川水 防セン ター	1	豪雨等の非常時に水防活動の拠点として行政が使用する施設であるため。			
建設局	防災部 河川課	新湊川 河川水 防セン ター	1	豪雨等の非常時に水防活動の拠点として行政が使用する施設であるため。			
建設局	下水道部及び各水環境センター	下水道事業施設	24	下水道法上、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとするとしているため。 現在のところ汚泥処理施設等運転管理業務等を部分的に民間委託している。	アイテック(株) (株)ニチジョー (株)神鋼環境ソリューション	231,052	注 ④
建設局	王子動物園	神戸市立王子動物園	1	王子動物園管理業務は動物の馴化が鍵となる繊細かつ専門性・特殊性の高い業務で、知識・技術を着実に継承していく必要があるため	(株)サンワセキュリティ	208,492	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
みなと総局	神戸空港管理事務所	神戸空港	1	市民の安全確保等	(株)モリタ・(株)セノン・東洋電気工事(株)	90,545	
教育委員会事務局	生涯学習課	住之江公民館 他 6 施設	7	公民館の役割は、現代的課題の学習機会の提供や家庭・地域・学校の連携の推進である。これを効果的に進めていくためには、市民との協働や他の行政機関等との連携が必要であり、民間ノウハウの活用や競争原理の導入によりサービスを向上させることは難しいと考える。 むしろ行政が長い視点にたって計画的かつ継続的に取り組んでいくことが成果につながると考えることから、指定管理者制度の導入はなじまないと考えている。	フジテック(株)他	592	
教育委員会事務局	学校教育課	青少年補導センター	1	①青少年の健全育成及び非行等問題行動への対応を行うには、学校、地域社会、行政機関が一体となって活動する必要がある。また行動範囲は市域のみならず県域すら越える場合もあり、警察との連携も必要となることが多く、総合的な対策を行う機関として直営であるのが望ましい。			

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
				②教育委員会が不登校児童生徒を対象に学習支援を行う「適応指導教室」の機能を併せ持つ一種の学校として活動する公的機関であり、学校との密接な連携が必要となることから直営で運営を行う。			
教育委員会事務局	学校教育課	神出自然教育園	1	児童・生徒等の学校教育活動の用に供することを前提にして自然環境体験学習の実施を行っている施設であり、平成 29 年度時点では直営方式による運営を行ってきた。現在、指定管理導入も含めた運営体制の見直しを検討しているが、①受け入れ主体の有無や、②コスト面、③収益モデルを描くことが難しいこと、④施設維持に協力しているボランティア団体との調整が困難等の課題があり、これらを踏まえた方針を今後立てていく。			
教育委員会事務局	博物館	神戸市立博物館	1	・長期的な計画に基づいて調査研究の継続性・一貫性を保ち、市民の財産である文化遺産の保存・継承・活用を行う必要がある。 ・体系的・持続的なコレクション収集ができる。	(一財) 神戸すまいのまちづくり公社 株式会社ザ・アール	46,819	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
				・大規模海外展の誘致については、長年の間に培ったネットワークや関係機関相互間の信頼関係（専門家である学芸員同士の信頼関係等）が必要である。			
教育委員会事務局	小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館	1	○ 神戸にゆかりのある芸術家の美術作品及び美術に関する調査研究の継続性・一貫性を保ち、市民の財産である文化遺産の保存・継承・活用を行う必要がある。 ○ 専門職員を継続的に確保、育成することで、長期的視点にたった体系的な作品収集など質の高い学芸活動を行い、また作家、所蔵先等と安定的な信頼関係を培うことができる。	株式会社ネクストビジョン 神戸市産業振興財団	48,063	
教育委員会事務局	小磯記念美術館	小磯記念美術館	1	○ 小磯良平の偉業を顕彰し、作品の収集、保存、調査研究の継続性・一貫性を保ち、市民の財産である文化遺産の保存・継承・活用を行う必要がある。 ○ 専門職員を継続的に確保・育成することで、質の高い自主企画の展覧会を開催するとともに、寄贈者である遺族と	(一財) 神戸すまいのまちづくり公社 株式会社ネクストビジョン	25,090	

所管局	所管課	施設名	施設数	直営の理由	直営施設に関する平成 28 年度中の「委託料」執行命令		
					主な執行先	委託料(千円)	
				の安定的な信頼関係を培うことができる。			
教育委員会事務局	中央図書館	中央図書館	1	中央図書館は、専門図書・郷土資料など約 98 万冊の所蔵資料があり、資料の保存・調査相談機能や全地域図書館及び分館・自動車図書館を指揮監督する主管機能を有している核となる図書館である。	ポートスタッフ株式会社	7,748	
教育委員会事務局	文化財課	神戸市埋蔵文化財センター	1	公の施設として一般に公開している部分と、埋蔵文化財の収蔵、調査、遺物整理作業等を行う 2 面性のある施設であり、両者は切り離すことができないため。	(一財) 神戸すまいまちづくり公社	11,358	
			129			1,636,915	

注①生活情報センターは神戸市立総合福祉センター5 階の一部を区分所有している。保健福祉局等と覚書を締結し、清掃等一部総合福祉センター指定管理者に業務委託し、保健福祉局に委託料を振り替えている。

②平成 29 年度末で廃止

③指定管理から直営に戻した施設

戻した時期：平成 12 年 12 月 22 日（施設の供用開始は平成 13 年 7 月）

戻した理由：昭和 52 年度より神戸国際観光協会に運営委託。平成 2 年以降、市内宿泊施設との競合等により収支悪化に歯止めが利かず、更に震災の影響もあり平成 8 年 3 月 31 日に休業。その後施設再開を検討した際に、PFI 事業では、これまでの利用料金制と比較して財政負担を縮減できるとの試算に基づき、PFI 事業を選定したもの。

④（国交省通知）一部業務を業務委託することが可能であり、委託する管理の内容に応じ指定

管理制度によることも可能

公の施設の指定管理者制度、運用マニュアルの 3.1 公の施設の管理運営チェックでは次のような取扱いになっている。

公の施設を所管する部局（以下「所管局」という。）は、既に指定管理者制度を導入済みの施設を含め、所管するすべての施設について、以下のチェック項目により、管理運営チェック（運用指針に掲載）を行います。

このチェックはあくまでも自己点検であり、点検結果が施設のあり方を拘束するものでなく、現在、運営している施設を取り巻く環境等を再認識するためのものです。

特に直営施設については、適時チェックを行い、説明責任等の観点から、その検討過程を適切に保存してください。

（アンダーラインは監査人記載）

現在の管理運営方式【新設、直営、指定管理施設その他】

チェック項目	該当
① 民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
② 民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	
③利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
③ 同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	
⑤提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑥税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行える収益的施設である。	

<指摘事項-49>

運用マニュアル 3.1 では直営施設について「適時チェックを行い、説明責任等の観点から、その検討過程を適切に保存してください。」とあるが、今回の調査票提出で判明したことは、市民参画推進局、経済観光局、教育委員会事

務局を除く局でチェックを実施していない。運用マニュアルにあるように適時チェックを行い、説明責任等の観点からその検討過程を適切に保存すべきである。

以上